

東京農業大学
点検・評価報告書

2019(平成31)年4月

序 章	1
第1章 理念・目的	3
第2章 内部質保証	9
第3章 教育研究組織	16
第4章 教育課程・学習成果	19
第5章 学生の受け入れ	32
第6章 教員・教員組織	41
第7章 学生支援	50
第8章 教育研究等環境	63
第9章 社会連携・社会貢献	77
第10章 大学運営・財務	83
第1節 大学運営	83
第2節 財務	93
終 章	98

序 章

本学は、東京都世田谷区・神奈川県厚木市・北海道網走市にキャンパスを設置し、大学院 2 研究科 20 専攻、6 学部 23 学科を擁するわが国唯一の農学系総合大学として、生命・食料・健康・環境・バイオマスエネルギー・地域創成など、人類の生存に不可欠な命題に取り組む人材の養成と研究を行っている。その起源は 1891（明治 24）年、明治の元勳榎本武揚による徳川育英会を母体にした育英農学農業科の創設であり、さらに初代学長で明治農学の第一人者である横井時敬により本学の精神的な支柱、すなわち「建学の精神：人物を畑に還す」「教育の理念：実学主義」が確立された。

榎本武揚は幕末のオランダ留学によりヨーロッパの先進技術と精神にふれ、明治政府のもとでわが国の独立と発展に尽くすとともに、科学技術の重要性を認識するのみならず、安定した食料生産なしに国の発展がないこと、すなわち農業の重要性を強く意識していた。横井時敬は「稲のことは稲に聞け」「農業のことは農民に聞け」の名言により、農学が理論に偏ることなく、現場・現実からの問題点を見出して解決する「実学主義」の重要性を強く訴えた。また、「農学栄えて農業滅ぶ」の警句を発し、現代においても変わらず見られる「学問として発展する農学」と「産業として困難な状態にある農業」の関係を一世紀前にすでに看破していた。さらに、ビタミン B₁（オリザニン）の発見者である鈴木梅太郎東京帝国大学教授は、1913（大正 2）年に本学に肥料分析講習部を寄贈し、本学の肥料学、栄養学、食品製造学などの導入とその充実を進め、横井初代学長とともに現在の本学における生命科学領域の基礎を築いた。その後も本学は、農学さらに生命科学の領域における多くの著名な研究者・教育者とともに発展してきた。

このように本学は、明治中期よりわが国の農学および生命科学そして、その周辺領域における人材養成と研究を推進してきたが、1927（昭和 2）年に東京農業大学学位規程が文部省に認可され、私立大学で初めて、かつ、戦前では唯一の私立大学として農学博士の審査権を認められた。2018（平成 30）年に創立 127 年を迎えた現在も、国内外において農業およびその周辺産業で活躍する有為な人材を輩出し、卒業生数は 16 万人を超えるに至った。この間、本学は時代ならびに社会的要請に対応し健康、環境、生活科学分野への展開を進め、1989（平成元）年には創設者榎本武揚の北海道開拓の精神、初代横井時敬学長の「農学栄えて農業滅ぶ」の警鐘に呼応して、北海道網走市に生物産業学部を開設し、農業を含め地域産業の活性化と他産業との連携に資する人材の養成と研究を展開している。本学は開学以来、建学の精神と教育の理念を堅持しつつ時代と社会の要請と付託に応じてきたものと自負している。

本学では目まぐるしく変化する社会、急速に進歩する科学技術を背景とし、時代の要請に対する責務を果たすため 1993（平成 5）年 4 月、学則第 2 条の 2 において「教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めること」および「自己点検評価委員会を置くこと」を規定し、この規程に基づき 1994（平成 6）年に自己点検を実施し、その結果をまとめて翌年「東京農業大学の現状と課題」を公表した。また、1999（平成 11）年に 2 回目の自己点検・評価を実施し、2000（平成 12）年に「東京農業大学の現状と課題（2000 年版）」を公表するとともに、学部ごとに学外者による外部評価を実施し 2000（平成 12）年 12 月に公表した。さらに 2004（平成 16）年に認証評価機関による外部評価が義務付けられたことから、同年に 3 回

目の自己点検評価を行い、その自己点検・評価報告書を（財）大学基準協会へ提出し、2006（平成 18）年 3 月に同協会から認証評価結果として「同協会の大学基準に適合している。」との認定（認定期間：2013（平成 25）年 3 月 31 日まで）を受けた。

本学では、自己点検・評価報告書、認証評価結果および改善報告書による評価や検討の結果を基礎に、建学の精神および教育研究の理念に基づいた教育研究の改善とその充実を図るため、「全学FD・教育評価委員会」を中心に改善の方策に取り組んだ。その後、2012（平成 24）年に本学にとって 4 回目の自己点検・評価を実施し、外部評価として認証評価機関である（財）大学基準協会に審査を 2012（平成 24）年に申請し、翌年 2013（平成 25）年 3 月に同協会から認証評価結果として「同協会の大学基準に適合している。」との認定（認定期間：2020（平成 32）年 3 月 31 日まで）を受けた。その後、同協会からの認証評価結果を受け、指摘事項を真摯に受け止め、指摘のあった事務所管の設置や各種方針の策定および組織体制の見直しを図った。そして、外部評価の受審時のみ実施していた自己点検・評価を 2013（平成 25）年以降は、毎年度実施することとし、その結果を大学ホームページに公表している。

本学では、内部質保証の推進に係る責任組織を「全学審議会（議長：学長）」と定め、学部・研究科その他の組織における教育研究等に関する改革改善を行っている。毎年度実施する自己点検・評価については、社会的要請への対応を重点に置き、各研究科および各学部学科においては、卒業認定・学位授与の方針の具現を中心に点検している。また、各研究科および各学部学科独自の目標を設定し、それらについては、客観的根拠に基づく評価を行うこととしている。それらの結果については、副学長を委員長とする全学自己点検評価委員会において PDC A サイクルの構築を進めている。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部・学科及び研究科・専攻ごとに設定している人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学は、明治期に逋信、文部、外務、農商務大臣を歴任した近代日本の国際人であり科学者でもある子爵榎本武揚公により、1891（明治 24）年に徳川育英会を母体とした私立育英農学専攻科として創設された。榎本公が重要視した農場実習や農家支援などの実学教育を継承し発展させたのが、籾の塩水選法を考案したわが国農学の先駆者、初代学長の横井時敬である。横井初代学長の実学への想いは「稲のことは稲に聞け、農業のことは農民に聞け」という言葉に込められており、机上の理論ではなく、現場で自らの感性を駆使して、課題を発見し、その課題がなぜ起きているのかを自ら考え、科学的に実証する重要性を説いた。このことから教育研究の理念を「実学主義」とし、農学における教育研究が学問のための学問になることなく、また産業界から遊離することなく、日本各地方や全世界地域の発展に尽くすために実学研究となるべく「人物を畑に還す」という言葉で建学の精神を表現した。

そして、現在では、時代及び社会ニーズの変化を見据え、建学の精神「人物を畑に還す」、教育研究の理念「実学主義」が目指す、未来の地球、人類社会づくりに貢献する「農の心」を持つ人材を育成するとしている。

また、本学の目的は「本大学は、その伝統及び私立大学の特性を活かしつつ、教育基本法に則り、生命科学、環境科学、情報科学、生物産業学等を含む広義の農学の理論及び応用を教授し、有能な人材を育成すると共に、前記の学術分野に関する研究及び研究者の養成をなすことを使命とする」と東京農業大学学則第2条に定めている（資料 1-1）。

そして、その目的のもとに現在の各研究科・専攻及び各学部・学科が設置されている。それぞれの目的について定め大学ホームページに公表している（資料 1-2【ウェブ】）。

●研究科及び学部の目的については、以下のとおりである。

<農学研究科>

農学研究科は、国内外の農学諸分野におけるフロンティアとして、見識と実力、さらに健全で調和のとれた人間性を有する研究者及び高度専門技術者の人材育成を目指し、実学主義教育のもと論理的思考力と問題解決能力の獲得及び向上を図り、生物資源、生命科学、環境科学、健康科学並びに経営・経済分野の教育・研究を行うことを目的とする。

<生物産業学研究科>

生物産業学研究科は、幅広い学問領域の知識を備え、高度な専門知識と能力及び創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ人材の育成を目指し、生物産業学に関する実学の精神と文理融合の教育体系に基づき、北方圏の地域性を活用した農林水産に関わる生物資源、バイオテクノロジー、経営経済分野の教育・研究を行うことを目的とする。

<農学部>

本学部は、環境、生物の多様な機能、生産農学に対する基礎的な理解を基に、生命科学や最新の技術を取り入れ、時代に即した農学の発展に資することを目的としている。特に、生物多様性の保全と利用、農畜産物の生産、植物・動物や食の持つ様々な機能の活用などの学際的な領域までを対象として教育・研究を行い、豊かな心と実学的知力を養い国内外において地域リーダーとして活躍できる意欲と能力を持った人材を養成する。

<応用生物科学部>

本学部は、動植物・微生物等が営む生命現象について理解と解析能力を高め、人と環境との共生の上に成り立つ生活を真に考究し、実践できる人材育成を教育理念としている。本理念の達成に向け、生物、化学及び生物化学を基礎学問に据え、講義と実験・実習さらには卒業論文実験を通じて、学力の向上と国際的研究を目指す。

<生命科学部>

本学部は、多様な生物をミクロからマクロまで統合的に捉えることで、現代社会が直面する問題解決の取組みにつなげる教育研究を行う。また、その過程を通して、汎用的な基礎力と専門的な応用力を磨き、知識・技術・経験をもとに、自ら問題発見と解決方法を見いだすことに挑戦し、倫理観をもって社会に貢献できる人材を養成する。

<地域環境科学部>

本学部は、生物に対する深い理解を基調とし、自然と人間の調和ある地域環境と生物資源の保全・利用・管理のための科学技術を確立することを目指すものである。さらに、ミクロな地域環境問題の解決はもとより、マクロな広域環境問題、さらにはグローバルな地球環境問題の解決に貢献する人材を養成する。

<国際食料情報学部>

本学部は「日本と世界の食料・農業・農村問題の解決に向けて、国際的情報網の活用のもと総合的・実践的に挑戦する」をモットーに、農業・農村開発と国際協力の推進、持続可能な食料・農業システムと循環型社会の構築、食料の生産・加工・流通・支援サービスを担う農業・食品系ビジネスの展開及び日本が誇る食農文化の継承・発信や新たな食農文化の創造等の分野で活躍できる人材を養成する。

<生物産業学部>

本学部は、人類生存にとって極めて重要な生物産業（生産、加工、流通・ビジネス）と自然環境との共生をテーマに、これらを取り巻く自然科学的・社会科学的現象を教育研究の基盤とした文理融合の体系的な学びを通して、生命・食料・資源・環境問題に関する深い知識を持ち、持続的循環型社会に貢献しうる人材を養成する。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部・学科及び研究科・専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理

念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

大学院については、大学院学則第1条において農学研究科及び生物産業学研究科の教育研究上の目的を定めており、各専攻の教育研究上の目的等について、農学研究科は学生便覧、生物産業学研究科は学修のてびきに定めている。それらの教育研究上の目的については、大学院学則、学生便覧及び大学ホームページ等にて公表し、広く周知を行っている（資料1-3、資料1-4、資料1-5、資料1-6【ウェブ】）。

学部については、学則第2条において各学部学科の教育研究上の目的を定めており、それらについては、学生生活ハンドブック及び大学ホームページ等にて公表し、広く周知を行っている（資料1-7、資料1-1、資料1-2【ウェブ】）。

また、入学後においては、1年次前学期必修科目に全学共通科目の総合教育科目である「フレッシュマンセミナー」を大学教育の導入科目として開講し、理念・目的の理解を深めている（資料1-8【ウェブ】）。

新規採用の教員に対しては、例年4月に開催する「新規採用教職員研修」において、理念・目的等の講話を開催し理解を深めている。職員に対しては、例年6月入職後3年目の職員が新規採用者に対して、研修を実施しており、その中で本学の理念や目的等の説明を行っている（資料1-9、資料1-10）。

受験生や保護者及び社会に対しては、大学ホームページ等を通じて周知を行っている（資料1-11）。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学は2016（平成28）年に創立125周年を迎えた。これを機に創設130周年に向けて、経営母体である学校法人東京農業大学ガバナンスのもと、部門ごと（東京農業大学、東京情報大学、東京農業大学第一高等学校・中等部、東京農業大学第二高等学校、東京農業大学第三高等学校・付属中学校）の将来構想となる「第2期中期計画N2018（2015－2018）（以下、「中期計画N2018」という）」を策定し、大学ホームページにおいて公開している（資料1-12【ウェブ】、資料1-13【ウェブ】）。

本学の中期計画N2018は10項目からなり、建学の精神「人物を畑に還す」、教育研究の理念「実学主義」のもと、現代の課題とニーズを的確に捉え、項目ごとに基本方針を定め、それぞれにアクションプランを設けている。

各アクションプランに対しては、内部質保証の推進に係る責任組織である全学審議会の設置委員会を中心に実行している。総合的な10項目の達成度及び課題について、半期ごとの学長による評価を実施し、その後理事会で進捗状況等を報告し、それらの実現に向けた定期的な改善及び推進が行われ、PDCAサイクルが確立している。具体的な検証方法については、次章で述べたい（資料1-14）。

【N2018 中期計画】

①教育組織（教育改革）

（基本方針）

本学の教育研究の社会的ニーズ並びに貢献領域の変化及び拡大に対応すると共に、短大定員を農大に組み入れ、教育研究の更なる質的向上と充実を促進する。そのためキャンパス整備教育研究の発展に必要な財政基盤を強固にする。

②教育（建学の精神・教育研究の理念）

（基本方針）

時代及び社会ニーズの変化を見据え、建学の精神「人物を畑に還す」、教育研究の理念「実学主義」が目指す、未来の地球、人類社会づくりに貢献する「農の心」を持つ人材を育成する。

③大学院教育（教育の高度化）

（基本方針）

社会の高度化・複雑化に対応し、未来の社会をつくり、実社会で長く活躍する人材の育成のため、大学院教育の充実を図ると共に進学環境を整備する。

④入試戦略（ブランド力）

（基本方針）

地域及び国際社会に貢献することを目指す主体的で知的好奇心旺盛な学生を国内外から広く受け入れ、質の高い教育を施すことにより社会に有為な人材を輩出する。それにより、本学の社会的存在価値・ブランド力を高め、志願者数を安定的に確保する。

⑤海外戦略（グローバル化）

（基本方針）

教育と研究がグローバル化する中、「東京農業大学グローバル戦略」に基づき、「人物を世界の畑に還す」海外戦略を構築するために、人材の育成と確保及び国際機関や海外大学との連携を積極的に進める。

⑥研究戦略（重点分野）

（基本方針）

実学主義のもと、人類と地球が抱える直面する課題を解決し、未来の社会に貢献する。社会の高度化・複雑化によって農への期待と要求も大きく変化し拡大している。生命、食料、健康、環境、エネルギー、地方・地域創成、グローバルを中心に、教員個々の研究を推進すると共に研究室、分野、学科、学部、大学の研究目的を達成する。

⑦学生支援（満足度）

（基本方針）

学生と卒業生に愛される大学として、教育研究の理念を体現し建学の精神を達成する。

「農の心」を持つ多様な人材を世界に輩出し、卒業後も大学との連携を強固にするため、在学中の学生支援の方針を「全ては学生の未来のために」とする。

⑧社会貢献（社会的責任）

（基本方針）

教育研究を通じ、産業・文化、人類社会の安定と発展、生涯教育に貢献する。

⑨キャンパス環境整備（満足度）

（基本方針）

3キャンパスが置かれている自然・社会環境を考慮し、特徴を活かした学生満足度の高いキャンパス整備を推進する。

⑩管理運営（内部統制・危機管理）

（基本方針）

学校教育法の改正により大学運営における学長の権限と責任、副学長・教授会等の職や組織の役割が明確化され、ガバナンス改革の促進が求められている。それぞれが法的責務を果たし、適切な大学運営を行う。

（2）長所・特色

中期計画N2018の10項目において、それぞれ策定した基本方針に沿ったアクションプランが明示されたことにより、学長の7つのビジョン及び学長ガバナンスがより具体化された。これにより、各アクションプランに関連する取り組みが明確となり、より一層の意思統一が図られ業務効率向上等の相乗効果が得られた。また中期計画N2018を実行するための具体的指標である進捗状況表を半期ごとに点検し更新している（資料1-14）。

当該表における達成度高得点は以下3事例であり、中期計画N2018の長所及び特色である。

◆事例1【教育組織（教育改革）】

2017（平成29）年4月及び2018（平成30）年4月における学部・学科の新設、既存学科の定員適正化に関する大規模な改組、学科における研究室の在り方の基準の明確化と改善、学部附属施設の教育研究上の位置付けと評価において、達成度を数値化し前年度比較を行い、各事業項目を実現した。達成度は73%（平成27年度）→98%（平成29年度）と推移した。

◆事例2【教育（建学の精神・教育研究の理念）】

学校教育法施行規則一部改正に基づく3つの方針（入学者受入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針）の見直しと公表、カリキュラム改正、学事日程・授業時間割の検証、進級制度の効果測定、教養教育の在り方の検討において、全学審議会設置教学検討委員会を中心に各検討を進め、各事業項目を実現した。達成度は46%（平成27年度）→97%（平成29年度）と推移した。

◆事例3【社会貢献（社会的責任）】

地方自治体と連携・協働した課題解決、地域を教育研究のフィールドとした活用を通じた新たな課題の発見と教育力の向上、地域に愛される大学として各キャンパスの地域との連携強化において、エクステンションセンターを主体に各自治体との連携協定を推進するほか、キャンパス近隣町会との防災協定や大学イベントへの地域住民の参加を実施した。また北海道オホーツクキャンパスにおいては、地元・網走市での市民マラソン大会の学生ボランティア参加を積極的に行っている。達成度は60%（平成27年度）→100%（平成29年度）と推移した。

（3）問題点

本法人全体で取り組む中期計画N2018の評価において、各部門により課題や評価基準が異なるため、集計表における配点・グラフ作成の明確な配点基準がないことにより、部門長による裁量での評価採点となっている。そのため、部門間の課題解決へ向けた進捗は評価しづらく、全部門での一定の基準を設ける等改善の必要がある（資料1-14）。

地域連携及び産学連携の推進に伴い協定数が増す一方、協定による実働成果やマンパワーが伴わない事例が生じている。地域連携及び産学連携について、各連携を総合的に管理できる所管がない現状を改善するため、事務組織の改革を検討している（資料1-15）。

「第3期中期計画N2022（2019-2022）（以下、「中期計画N2022」という）」の策定にあたっては、各項目の設定段階において「学長方針による具体策」のほか、現場教職員の声により反映される集約方法を取り入れることが望まれる。

また、2020年4月の大学院応用生物科学研究科（仮称）設置に始まる農学研究科の改組を機会に、研究科ごとの方針の策定、大学院全体の管理・運営体制の整備が急務の課題である（資料1-16、資料1-17、資料1-18）。そして、現在、各専攻の教育研究上の目的は学生便覧に定めているが、学部と同様に、大学院学則に定めることを検討している。

（4）全体のまとめ

本学の中期計画N2018の策定により、大学の質保証に係る取り組みは着実に向上しており、それが数値化・リスト化されたことで業務効率等も向上している。しかし、学長ガバナンスのもと、現状の課題を抽出する手法には改善の余地があることを念頭に置き、今後は中期計画N2018を踏襲した中期計画N2022を策定し、継続課題及び新規課題に取り組み、より一層大学の質向上を図っていく。また大学の理念・目的を今後も実現・達成し続けていくため、より社会のニーズに合った研究科、学部及び大学事務組織の改革を検討しており、教職協働による組織体制を構築していく。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

本学では、2015（平成27）年3月24日の全学自己点検評価委員会において内部質保証の方針を「本大学は、目的及び社会的使命を達成するために、自らが恒常的に点検・評価を実施し、改革・改善に努め、教育・研究水準を向上させ高等教育機関としての質を担保する。」と策定した（資料2-1）。

しかしその後、本学が高等教育機関としての役割を果たし、より一層、質の保証を担保するため、中期計画N2022策定に伴う学内プロセスのあり方を検討した結果、内部質保証の責任組織を全学自己点検評価委員会から全学審議会に移管することが適当であると判断した。2018（平成30）年1月11日の全学審議会において、「教育・研究等の質を担保するために必要な組織を編制し、改革・改善に努める」ことを目的として内部質保証の方針の改正を行い、全学的な内部質保証の方針を「本学は、建学の精神及び教育研究の理念を念頭に、目的及び社会的使命を達成するために、組織的に点検・評価を実施し、改革・改善に努め、教育・研究水準を向上させ高等教育機関としての質を担保する。」と定め、「組織・権限・責任」「役割・手続き」についても同方針内に定めた。方針については、本学ホームページに公開し、学内外問わず確認できるようにしている（資料2-2、資料2-3【ウェブ】）。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

本学の内部質保証の推進に係る責任組織については、全学審議会がそれを担い、全学審議会の議長は学長が務めている。また、その他の全学審議会構成員については、副学長、各大学院研究科委員長（2研究科）、各学部長（6学部）、総合研究所長、教職・学術情報課程主任、図書館長、エクステンションセンター長、国際協力センター長、コンピュータセンター長、博物館長、学生部長（世田谷）、各学部教授会で選出され学長が任命した教授1名（計6名）、事務局長、学務部長としている（資料2-4）。

本学は、学長ガバナンスの強化を図っており、学長主導のもと全学審議会の傘下に設置委員会を置くことができ、下表のとおり教育研究改善に特化した委員会を「教育研究改善及び将来構想に基づく戦略に関する委員会」として、現在、8つの委員会を設置している。具体的には「大学院教学検討委員会、学部教学検討委員会、国際化推進委員会、キャリア戦略委員会、入試戦略委員会、地域連携戦略委員会、学生委員会（各キャンパスに設置）、広報戦略委員会」を常設しており、学長（全学審議会議長）の命を受け学部・研究科その他の組織における教育研究等に関するの改革改善を推進している（資料2-5【ウェブ】）。

また、全学審議会の各設置委員会の委員長については「教育研究改善及び将来構想に基づく戦略に関する委員会」及び「大学のビジョンに関する委員会」は副学長、センター長又は事務局長が担っており、委員又は幹事には教員だけではなく関係事務所管職員も入ることにより教職協働で検討を行い、迅速に対応することが可能となっている（資料 2-6）。

<全学審議会設置委員会一覧>

教育研究改善及び 将来構想に基づく 戦略に関する委員会 (常設委員会)	大学院教学検討委員会
	学部教学検討委員会
	国際化推進委員会
	キャリア戦略委員会
	入試戦略委員会
	地域連携戦略委員会
	学生委員会
	広報戦略委員会

大学のビジョンに 関する委員会 (※臨時委員会)	世田谷キャンパス整備検討委員会
	厚木キャンパス整備検討委員会
	オホーツクキャンパス整備検討委員会
	管理運営におけるガバナンス体制促進のための検討委員会
	事務組織検討委員会

管理・安全に 関する委員会 (※臨時委員会)	生命倫理委員会
	遺伝子組換え実験安全委員会
	人を対象とする実験・調査等に関する倫理委員会
	動物実験委員会
	世田谷キャンパス温室等教育研究施設運用委員会 (P-2)
	エコテクゾーン運用委員会
	公的研究費適正管理委員会
	利益相反委員会
	研究倫理委員会
	ネットワーク検討委員会

※臨時委員会とは、全学審議会が必要と認めた場合に開催する委員会

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<p>評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定</p> <p>評価の視点 2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その</p>

他の組織における教育のP D C Aサイクルを機能させる取り組み
評価の視点3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学では、全学審議会の設置委員会である教学検討委員会を中心に2014（平成26）年に「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」を大学、学部、学科ごとに策定し大学ホームページへの公表を行った。その後、文部科学省より『「学位認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の策定及び運用に関するガイドライン（中央教育審議会大学分科会大学教育部会：平成28年3月31日）』が策定されたため、それらガイドラインに基づき本学独自の「三つの方針の策定に当たって（留意事項）」を策定し、各方針の見直しを行った。それらに則り見直しを行ったそれぞれの方針については、2017（平成29）年4月に大学ホームページに公表した（資料2-7、資料1-2【ウェブ】）。

見直しにあたっては、各方針の連関性と妥当性、また、一般的な表現に統一し学内外からも理解を得やすい内容となるよう留意した。方針の改正に併せてカリキュラム改正にも取り組んだ。

各方針については、内部質保証の責任組織である全学審議会から設置委員会である大学院及び学部教学検討委員会を通じて、各研究科・専攻及び各学部・学科に対し、「基礎的事項に関する点検・評価報告書」に基づき当該年度末に点検を行っている。「基礎的事項に関する点検・評価報告書」は、各学科・専攻が毎年点検すべき必須項目をとりまとめ、客観的根拠に基づき点検できるよう、2017（平成29）年度に現在の様式に改訂した。「基礎的事項に関する点検・評価報告書」の点検にあたっては、客観的根拠に基づく内容で全学審議会に報告することとしている。

各学科・専攻で点検された「基礎的事項に関する点検・評価報告書」は、当該研究科委員長及び学部長が第1評価を行い、全学審議会に報告される。全学審議会各設置委員会は、全学的な取り組みとして推進した諸活動が、各学科・専攻の改革・改善にむすびついているかを確認し最終評価としている（資料2-8）。

全学審議会に常設されている設置委員会については、N2018中期計画に基づき毎年度活動計画を策定し、それらを達成するよう取り組みを行っている。当該年度末には全学審議会に活動結果を報告し、進捗状況等の確認を行っている。全学審議会でも評価した結果については、その後、全学自己点検評価委員会に報告され、それぞれの点検・評価報告書の内容及び根拠資料の客観性や妥当性を確認している（資料2-9）。このようなプロセスを取ることで、教育・研究等に係るP D C Aサイクルを有効的に機能させている。

これらの点検・評価報告書並びに活動結果については、大学ホームページに公表している（資料2-10【ウェブ】）。

本学では、収容定員増認可申請を行った2015（平成27）年度、2017（平成29）年度、2018（平成30）年度、また、新学部等設置届出を行った2014（平成26）年度、2017（平成29）年度及び2018（平成30）年度のそれぞれ認可申請及び届出をした際に留意事項等は付されず、現在はそれぞれの履行状況報告書を毎年5月の期日までに文部科学大臣に提出

している。なお、2018（平成30）年度に提出した履行状況報告書7件（学部届出設置1件、学科届出設置4件、研究科の専攻届出設置1件、収容定員増認可申請1件）の結果についても、指摘事項等の意見は付されていない（資料2-11）。

前回、2011（平成23）年度に（財）大学基準協会の第2期機関別認証評価を受審した際に指摘を受けた「努力課題11件」及び「改善勧告2件」については、当時、内部質保証の責任組織として位置付けていた全学自己点検評価委員会が中心となり、すべて対応し2016（平成28）年7月に改善報告書として提出を済ませた。その後、2017（平成29）年2月に同協会より『貴大学の「改善報告書」の検討結果について（通知）（29大基審第12号）』において、指摘事項について「内部質保証システムが構築されている」との評価を得た（資料2-12）。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育活動等、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

教育研究等に関する情報の公表として、学校教育法施行規則第七十二条の二の規定による情報は全て大学ホームページにて公表している（資料2-13【ウェブ】）。

各学科・専攻における点検・評価については、全学審議会（大学院及び学部教学検討委員会等）の主導のもと、「基礎的事項に関する点検・評価報告書」「包括的事項に関する点検・評価報告書」として大学ホームページに公表している。

全学審議会各設置委員会の常設委員会及び全学審議会の構成員に就いているセンター長等の所管については、当該年度の活動報告書を大学ホームページに公表している（資料2-14【ウェブ】）。

法人及び大学の中期計画や法人の財務情報等について法人ホームページにて公開している（資料2-15【ウェブ】）。

また、文部科学大臣に提出した収容定員増の認可申請書及び新設学部等の設置届出書やそれらに係る履行状況報告書についても大学ホームページにて公表している（資料2-16【ウェブ】）。

正確性、信頼性の担保については、例えばシラバスであれば、全学審議会の設置委員会である大学院及び学部教学検討委員会の中で内容を確認し、適切ではない内容や表現等については該当教員に対して指摘し、修正を行っている。また、「基礎的及び包括的事項に関する点検・評価報告書」については、前述のプロセスのとおり、研究科及び学部長による第1評価を経て全学審議会（大学院及び学部教学検討委員会等）にて最終確認し、承認を得た内容で公表を行っている。なお、上記内容については、毎年更新を行っている（資料2-14【ウェブ】）。

外部システムの利用としては、2014（平成26）年度に準備を始め、翌2015（平成27）年

度から大学ポートレート（私学版）へ参加している。また、各公開内容の確認や更新の作業については、各項目に対して担当所管を割り当て、毎年確認及び更新作業を行っている（資料 2-17）。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な P D C A サイクルの適切性、有効性 評価の視点 2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価 評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

本学では、全学審議会において『中期計画 N2018』として、

- ① 教育組織（教育改革）
- ② 教育（建学の精神、教育研究の理念）
- ③ 大学院教育（教育の高度化）
- ④ 入試戦略（ブランド力）
- ⑤ 海外戦略（グローバル化）
- ⑥ 研究戦略（重点分野）
- ⑦ 学生支援（満足度）
- ⑧ 社会貢献（社会定責任）
- ⑨ キャンパス環境整備（満足度）
- ⑩ 管理運営（内部統制、危機管理）

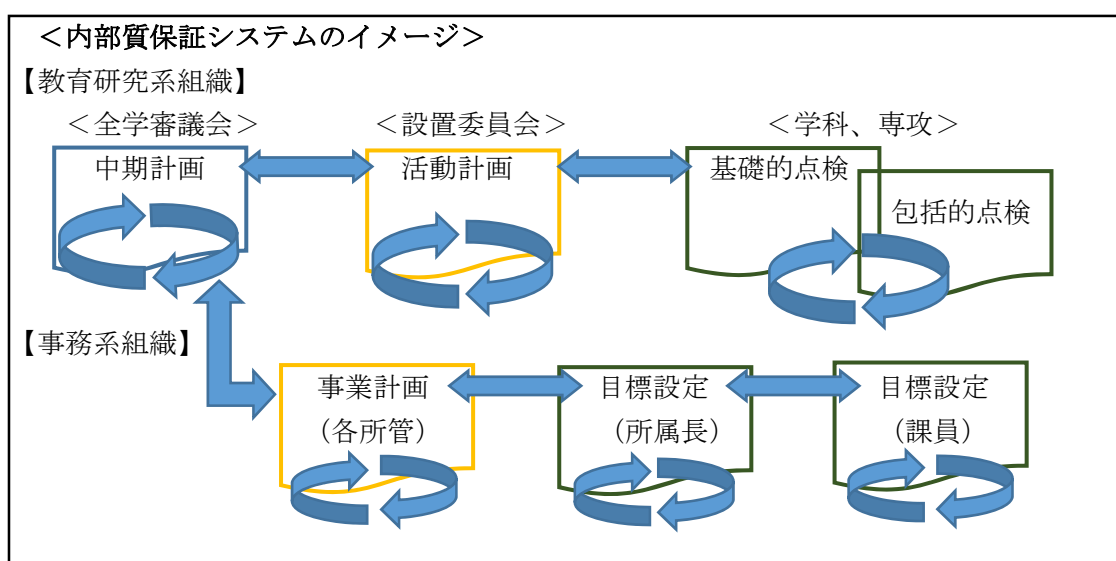
の 10 項目を策定しており、全学審議会各設置委員会、各研究科・専攻、各学部・学科及び各事務所管がその中期計画 N2018 を達成できるようそれぞれ「計画・実行・点検・改善・報告」を毎年行っている。なお、現在の中期計画 N2018 は今年度（2018（平成 30）年度）が最終年度となっており、それらの達成に向けて取り組んでいる（資料 1-12）。

そのため、全学審議会が策定した中期計画 N2018 を基に全学審議会の常設されている各設置委員会が「活動計画」を策定している。教育研究の細部に亘るものについては、全学審議会設置委員会の大学院教学検討委員会及び学部教学検討委員会が主体となり、各研究科・専攻及び各学部・学科が「基礎的事項に関する点検評価」及び「包括的事項に関する点検評価」として行っている。なお、「基礎的事項に関する点検評価報告書」は予め全学審議会で承認された事項について各専攻及び学科が点検をするトップダウン型を採用している。また、「包括的事項に関する点検評価」については、年度初めに各専攻及び各学科が自ら計画（目標）を立てそれらを実行するボトムアップ型を採用している（資料 2-18、資料 2-19【ウェブ】、資料 2-20、資料 2-21【ウェブ】）。

そして、各学科・専攻が作成した両点検・評価報告書は、各研究科委員長ならびに各学部長が点検し全学審議会に報告される。全学審議会各設置委員会は、全学的な取り組みとして推進した諸活動が、各学科・専攻の改革・改善にむすびついているかを確認し最終評価としている。

全学審議会各設置委員会は、それぞれの活動を点検し活動報告書として、その結果を全学審議会に報告している。最終的には、全学審議会がそれぞれの活動状況と中期計画の進捗状況や達成状況を点検し、内容によっては中期計画N2022 に反映させる。これらプロセスについては、内部質保証の方針に則り行っている（資料 2-3【ウェブ】）。

また、各事務所管については、各所管長が中期計画N2018 に基づき「事業計画書（単年度計画）」を策定し、またそれを基に所管長が「目標設定」を策定する。それらに基づき各課員が単年度の「目標設定」を策定している。各個人の目標設定については、「期首・期中・期末」で所管長と面談し、目標設定の内容や進捗状況について報告を行い最終的に点数化し評価している（資料 2-22、資料 2-23）。各所管の事業計画についても毎年度末に事務局長へ報告し中期計画への進捗状況を確認している。



（2）長所・特色

本学において、2017（平成 29）年度より内部質保証の責任組織を「全学審議会」と定めたことにより、主体的に点検・評価を行うことができ、内部質保証に係る学内プロセスが明確になった。また、中期計画N2018 との連関性、エビデンスベースでの達成度を具体化することによって学内外に公表することができるようになった（資料 2-3）。

そのため、2019（平成 31）年度から開始する新たな中期計画N2022 においては課題が明確になっており、より一層の充実と学内プロセスの改善を図ることができる。

（3）問題点

2015（平成 27）～2018（平成 30）年度の計画である中期計画N2018 においては、中期計画が前内部質保証の方針に基づき先行した形でそれぞれの活動が始まり、その後、2017（平成 29）年度に内部質保証の責任組織を全学自己点検評価委員会から全学審議会に移管したことにより、一部点検・評価のプロセス等が有機的に機能していない箇所が判明した。

本学では、『中期計画』を主軸に据え、各学部・研究科・関係所管が足並みを揃えて教育研究活動等を行うことを目指しているが、それらに見合う体制には不十分な点もあった。しかし、中期計画N2022では各組織の役割や連携を明確にした後に中期計画N2022を策定したため、改善されたと現在では判断している。

(4) 全体のまとめ

現在、本学は、学部・学科・研究科・専攻の設置や廃止、事務組織の改編、建物の増改築等、大きな転換期を迎えており、様々な体制や取り組みを見直す事ができる良い時期である。学長ガバナンスにより、より一層の質保証の体制を確立するために学内プロセス等を再考し、中期計画N2022初年度となる2019(平成31)年は、中期計画N2018の反省を踏まえPDCAサイクルをより有機的に機能させることを目指している(資料2-24)。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科）構成及び研究科（専攻）構成との適合性
評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、建学の精神「人物を畑に還す」のもと、世界で活躍できる人材育成を堅持し、教育研究の理念「実学主義」を踏まえ、来たるべき社会変革に対応する教育を実践し、高等教育機関として役割を果たしている。

1997（平成9）年まで世田谷キャンパスでは農学部のみ1学部10学科で教育研究を行ってきた（生物産業学部は北海道網走市に平成元年設置）。その後、1998（平成10）年に大規模な学部再編を行い、農学部（2学科）を厚木キャンパスに移転し、世田谷キャンパスに応用生物科学部（4学科）、地域環境科学部（3学科）、国際食料情報学部（3学科）を設置した。さらに、農科学分野の広がりや社会へのニーズを的確に捉え、2006（平成18）年度には農学部バイオセラピー学科、生物産業学部アควアバイオ学科を設置した。

その後も他分野との繋がりや農科学分野としての貢献領域がより一層拡大したことに対応するために、2014（平成26）年度世田谷キャンパス応用生物科学部に食品安全健康学科、2017（平成29）年度世田谷キャンパスに生命科学部（3学科）、地域環境科学部に地域創成科学科、国際食料情報学部国際食農科学科を設置、2018（平成30）年度に厚木キャンパス農学部生物資源開発学科とデザイン農学科を設置、また同年には、農学部畜産学科を動物科学科、応用生物科学部生物応用化学科を農芸化学科、生物産業学部生物生産学科を北方圏農学科、同アควアバイオ学科を海洋水産学科、同食品香粧学科を食香粧化学科、同地域産業経営学科を自然資源経営学科へと名称変更を行った。

教育組織の改編は、中期計画N2018の「教育組織（教育改革）」のアクションプラン1～5に重要課題として掲げられており、本学が大学の理念・目的に照らし、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等を見据え、教育研究組織の点検評価・改善に積極的に取り組んでいることを示している（資料3-1）。

大学院についても2017（平成29）年度に設置した新設学科の完成年度以降に、引き続きより高度な教育研究を教授するために、各専攻の設置を行う予定である。また、今後は、学部と大学院が一貫した高度で特色ある教育研究体制を実現するため、現在の農学研究科と生物産業学研究科の2研究科体制を見直し、各学部単位にそれぞれ研究科（博士前期及び博士後期課程）を設置することを検討している。まずは2019（平成31）年4月に設置届出書を提出し、2020年4月より新設する応用生物科学研究科開設を計画している。

付属施設については、それぞれの教育研究の特色や抱える問題や課題に対して取り組めるよう各学部に研究所や農場等を配置している。本学では、幅広い農学分野をカバーするため、亜寒帯として北海道網走市にある網走寒冷地農場、亜熱帯として沖縄県宮古島市にある

宮古亜熱帯農場、温帯として神奈川県伊勢原市にある伊勢原農場等を整備している。これらは、本学の特徴であり、寒冷地域から亜熱帯地域までも網羅する日本の地形を利用し、様々な視点から日本のみならず世界の問題に対する解決方法を見出し、発信できる環境を整えている。また、1941（昭和16）年に富士修練農場を開設し、昭和40年代から畜産実習の充実を図るための整備を進め、現在では富士農場（静岡県富士市）として畜産部門と家禽部門を設けている。さらに、林学的、林産学的実習や演習について秩父多摩国立公園内に位置している約165haの奥多摩演習林を教育研究に活用している。

その他に約7,500株の微生物を保有し、企業への開発協力にも成果をあげている菌株保存室や、地域への情報発信に大きな役割を担っている「食と農」の博物館は本学の代表的な施設と位置付けられる（資料3-2）。

また、本学は2016（平成28）年に創立125周年を迎え、記念事業として「東京農業大学国際センター（仮称）」建設を計画、2013（平成25）年から5年にわたり募金活動を展開し、2020年7月設計開始、2021年6月工事開始、2022年10月供用開始予定で計画を進めている。完成後は、本学の教育研究成果を世界に発信するとともに、世界の生命・農科学拠点大学として国際的な教育研究活動の充実を図ることとしている（資料3-3）。

これらすべて、建学の精神及び教育研究の理念を現代の社会的要請に応え得る組織体制となっており、高等教育機関としての役割やより一層の社会貢献が可能となる。しかし、農学分野は貢献すべき領域が拡大していることも鑑み不断の努力及び検討が必要であると考える。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、中期計画N2018に基づき全学審議会の各設置委員会が作成した活動報告書を内部質保証の責任組織である全学審議会が点検し、中期計画N2018の進捗状況とともに評価を行っている（資料2-14【ウェブ】）。

各研究科・専攻及び各学部・学科においては、内部質保証の責任組織である全学審議会から大学院及び学部教学検討委員会を通じて「基礎的事項に係る点検・評価報告書」及び「包括的事項に係る点検・評価報告書」を求めている。前述したが「基礎的事項に関する点検・評価報告書」については、年度末に点検を行い、「包括的事項に関する点検・評価報告書」については、各専攻及び各学科において、年度始めに計画を策定し年度末にそれらの点検を行っている。

点検・評価の方法は、毎年度末に当該年度の活動等に対する活動報告書を該当する全学審議会の設置委員会が点検した後、報告書を作成し、実施状況の把握、達成度の評価、次年度に向けた課題を明確にしている。その後、全学審議会が点検・評価し、その結果は大学ホームページに公表している（資料2-18、資料2-20）。

向上へ向けた取り組みとして、例えば中期計画N2018の「教育組織（教育改革）」のアク

シヨンプランにある「6、学科における個人研究室の解消、学生の研究室配属の必修化」についても重要課題とした。このアクションプランは、複数教員での学生指導体制を構築することにより学生の特徴や特性をより伸ばす事や中途退学者の削減、社会的問題となっているハラスメントに対する防御的役割を担うことを目的としている。

本学が設置している附属施設については、2015（平成 27）年から毎年、副学長が主体となり各学部長及び施設長とともに、現状や施設使用状況等について点検を行っている。施設によっては老朽化が進んでいる建物があり、修繕等が必要と判断されれば適切な対応を行っている。近年では、各農場の老朽化が目立ったこともあり、富士農場において修繕を行った。また、検討の結果、社会的背景や施設の維持が困難であると判断した場合は廃止の措置もとっている。2017（平成 29）年において、生物環境調節室が廃止となった（資料 3-4）。

なお、点検にあたっては、客観的な根拠資料を十分活用するなど、実質的な改善につながる取り組みを継続的に行う必要がある。

（2）長所・特色

本学は、広義の農学領域の課題解決に貢献するため、日本の気候や地形を利用した教育研究が実施できる施設を数多く保有している。これは、世界的な気候変動や先進国、発展途上国を問わず様々な国々が抱える食料や環境問題に対して教育研究を推進するためである。本学は今後も継続してこれらの施設等を最大限活用することで、問題解決の糸口を探り、高等教育機関としての責務を果たすことができる（資料 3-1、資料 3-2）。

（3）問題点

亜熱帯から寒帯まで網羅する本学の附属施設は、近年の気候変動や異常気象により、夏場の大型台風（宮古亜熱帯農場）や冬場の爆弾低気圧（北海道オホーツクキャンパス及び網走寒冷地農場）の発生など、これまで予測できなかった被害をうけることがある。

施設の維持管理にあたっては、現場の作業に係る労務管理や安全管理等の管理運営体制がますます重要となっている。また、それぞれの施設に歴史がある一方、一部では老朽化も進んでおり、計画的な対応が求められている。

（4）全体のまとめ

本学は、生命と農を科学する総合大学として、高度化と複雑化が加速する現代社会の要請に的確に応え、広義の農学領域の課題解決に貢献できる人材を育成するため、教育研究組織を見直し、改組再編を行っている。

学部組織は、1998（平成 10）年度に農学部（10 学科）を 4 学部（12 学科）に再編、その後も 2006（平成 18）年度に 2 学科新設、2014（平成 26）年度に 1 学科新設、2017（平成 29 年度）に 1 学部（3 学科）と 2 学科を新設、平成 30 年度に 2 学科新設と、社会の要請に応じた再編を行い、あわせて収容定員も適切に変更してきた。

学部再編と同期し、大学院組織も高度で特色のある教育研究体制を実現するため再編の検討を進めている。これら再編した教育組織がその役割を十分に担い教育研究が行えるよう、附属施設も、毎年、組織的に点検・評価を行い改善に努めている。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

本学は、教育研究上の目的を「本大学は、その伝統及び私立大学の特性を活かしつつ、教育基本法の精神に則り、生命科学、環境科学、情報科学、生物産業学等を含む広義の農学の理論及び応用を教授し、有能な人材を育成すると共に、前記の学術分野に関する研究及び研究者の養成をなすことを使命とする。」と定め、学則第2条に明示している。

この目的を達成するために、建学の精神「人物を畑に還す」、教育研究の理念「実学主義」のもと、学部及び大学院は、それぞれ時代及び社会の要請の変化を見据え、未来の地球、人類社会づくりに貢献できる「農の心」を持つ人材の育成・輩出に日々努めている。そして、その実現のため、学部及び大学院が「3つの方針」を設定し、卒業認定・学位授与の方針に明示された卒業・修了要件を満たす学生に学位を授与している。

大学の学位認定・学位授与の方針を以下のとおり定めている（資料4-1【ウェブ】）。

東京農業大学（以下、本学という。）は、建学の精神「人物を畑に還す」に基づき、本学での学びを通して「生きる力」を育み、「農の心」をもって社会の発展に寄与する人材を輩出するため、各学部の教育目標に基づいて設置した授業科目を履修して所定の単位数を修得し、卒業論文を提出することを学位授与の要件とするとともに、以下の学士力を備えた学生に学位を授与します。

- (1) 自然科学・社会科学の両分野にわたる基礎的・基盤的知識の修得と同時に、各学科の目的とする専門的・先進的な知識や技術、コミュニケーション力などの能力を身につけている。
- (2) 卒業論文の作成を通して、課題探求力、情報収集力、知識の活用力、批判的・論理的思考力、問題解決力、数的処理、文章表現およびプレゼンテーション力などの能力を身につけている。
- (3) 研究室における諸活動および内外での体験的・実践的諸活動などに基づき、広い視野、異なる文化への理解や関心、他者への柔軟性、自らの意思を適切に表現できる表現力あるいは語学力を有し、地域であるいは海外で、活動しうる能力を身につけている。
- (4) 「生命」「食料」「環境」「健康」「エネルギー」「地域創成」などに関わる専門性を活かし、学修の成果を実社会に還元し活躍しうる能力を身につけている。

大学院の学位認定・学位授与の方針を以下のとおり定めている（資料4-2【ウェブ】）。

東京農業大学大学院は、本学の建学の精神「人物を畑に還す」に基づき、農学あるいは生物産業学を基盤とした専門分野における高度な専門的知識と技術を有し、理解力、洞察力、実践力、想像力を兼ね備えた人材の養成を目指します。このために、研究科が設置した授業科目を履修して所定の単位数を修得し、博士前期課程においては修士の学位論文を、博士後期課程においては博士の学位論文を提出することを学位授与の要件とし、学位論文の作成を通じて、以下の能力を備えた学生に学位を授与します。

【博士前期課程】

- (1) 広い視野に立つ深い学識を有し、専攻分野において、高度な専門的知識・技術に基づき、高い研究遂行能力または高度な専門性が求められる職業に従事できる能力を身につけている。
- (2) 社会において、未踏の領域に挑戦し、グローバルな視点から様々な課題に対応できる問題の発見と解決能力ならびに国際的なコミュニケーション能力を身につけている。

【博士後期課程】

- (1) 豊かな学識と専攻分野における高度な専門的知識・技術を国際的レベルで有し、協調性を持ちながらも独立して、研究・教育あるいは専門家としての業務を遂行できる卓越した能力を有している。
- (2) 専門分野に関する高度な国際的視野とコミュニケーション能力を持ち、世界水準の研究成果の発表と社会への還元を通じて、当該分野における研究を先導することのできる能力を有している。
- (3) 物事を俯瞰的に捉える幅広い視野と、科学者としての高い倫理観と指導的役割を果たす自覚を持って、その専門分野において創造的に活動し、社会への責任を果たそうとしている。

これを受けて、各学部・学科、各研究科・専攻は、教育目的、教育目標、学位認定・学位授与の方針を定め、大学ホームページにて公表するとともに、学部については、入学当初に開講する導入科目等を通じて学生に周知し、学習意欲の向上に努めている。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：ふさわしい内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表 評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学は、教育研究の理念「実学主義」のもとで大学及び大学院ともに一貫した教育研究を行っている。この「実学主義」の教育の実現に向けて、「学位認定・学位授与の方針」を達成するために、各学部・研究科はそれぞれの「教育課程編成・実施の方針」を策定し、公表している。

大学の教育課程編成・実施の方針を、以下のとおり定めている（資料4-3【ウェブ】）。

- (1) 基礎・基盤知識の修得と実践的専門科目を体系的に学ぶため、「総合教育科目」「外国語科目」「専門教育科目」の配置し、ナンバリング、カリキュムツリーにより体系的、段階的な学習の過程を提示する。
- (2) 「総合教育科目」では、「導入科目」、「スポーツ関係科目」、「課題別科目」及び「就職準備科目」を設け、学修方法等を修得する授業科目、又は専門教育の動機づけとなる授業科目を配置する。併せて、学修内容を将来の進路に繋げるための「就職準備科目」も配置する。
- (3) 「外国語科目」では、「異文化理解」及び「国際的視野」を形成するための実践的な語学科目を配置する。
- (4) 「専門教育科目」では、「専門基礎科目」、「専門コア科目」、「学際領域科目」及び「総合化科目」の区分のもと、農学分野の基礎となる授業科目、科学の進歩や社会の要請に応え得る新規性や先進性に富んだ授業科目を配置する。また、教育理念「実学主義」に基づく「実験・実習・演習科目」と、ALやPBLの手法を取り入れた「研究室の諸活動」、「国内外及び学内外の農業実習・研修活動」、「企業・地域・社会連携先との交流活動」等を行う実践的な授業科目も配置する。さらに、「総合化科目」として、4年間の集大成となる「卒業論文」を必修科目として配置する。

大学院の教育課程編成・実施の方針を以下のとおり定めている（資料4-4【ウェブ】）。

- (1) 学部教育を根幹として、実践的かつ高度な専門知識・技術の修得を目指す科目を配置する。
- (2) 特論科目では、専攻において共通して理解すべき学識を得ることを目的として、問題解決能力修得のために、研究者、教育者あるいは技術者として必要なプレゼンテーション能力あるいはコミュニケーション能力を向上させ、実験科目により実験技術を修得、演習科目により知識の深化を目指す。
- (3) 修論（博論）指導科目においては、問題の発見から研究計画の立案、実験や調査などの研究の実施、綿密な議論や考察、文献検索などを実践して専門性を高め、論文の執筆、発表等を体得することにより、高度な研究者・専門家としての総合力の確立を目指す。

なお、本大学院は、2020年度及び2021年度からの大学院改組（研究科の分離独立）を計画しており、この改組を機に、この教育課程編成・実施の方針に基づく教育課程の体系化について再整理することを検討している。

上記の方針は、2017（平成29）年度に、文部科学省中央教育審議会から示された「3つの方針の策定及び運用に関するガイドライン」に基づき、全学的な検証作業を行って策定した（資料4-5）。

教育課程編成・実施の方針は、学位認定・学位授与の方針と同様、大学ホームページに公

表するとともに入学当初に開講する導入科目等を通じて学生に周知し、学習意欲の向上に努めている。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学は、2017（平成29）年度と2018（平成30）年度に新学部新学科を設置し、従前の学部学科体制について全体の改組を実施した。そして、この改組を機に、全学的な方針のもとで、新学科及び既設学科（一部の学科を除く）において教育課程の改正を行った。改正の目的、基本理念、確認すべき項目、具体的な取り組みを全学で確認し、新学科についてはそれをもとに文部科学大臣への設置届出を行い、既設学科においても学則改正に係る学内承認を得て、文部科学大臣に学則改正の変更届出を行った（資料4-6）。

上述した学部の教育課程の改正の主な特徴は以下のとおりである。

- (1) 科目の体系化とそれにそった卒業要件の提示（資料4-7）
- (2) 科目の順次性の提示（カリキュラムマップ、カリキュラムツリーの提示）（資料4-8、資料4-9）
- (3) カリキュラムのスリム化（学習・単位の実質化を目指す取り組み）（資料4-10）
- (4) 学科必修科目割合の検討（専門教育の充実を目指す）（資料4-10）
- (5) 他学科聴講制度の改善（履修者数の多い科目に対する履修制限措置）（資料4-11）
- (6) CAP制の改善（学期ごとの履修可能単位数制限の見直し）（資料4-12）
- (7) 3年生からの研究室所属の必修化（資料4-13）
- (8) 4年次開講科目の充実（4年間を通じた学修行動の定着化措置）（資料4-13）

2017（平成29）年度（応用生物科学部、地域環境科学部、国際食料情報学部）及び2018（平成30）年度（農学部）の教育課程改正においては、上記の取り組みを踏まえ、各学科において「体系性、順次性」、「教育課程における個々の科目内容の確認」、「必修科目及び選択科目の適切性」を実現することができ、「教育課程編成・実施の方針」等との整合が十分に確保された。

初年次教育に関しては、「導入科目」と「リメディアル教育科目」の組み合わせにより、大学で自主的に学修していくための知識と姿勢について教授することで、高大接続について配慮している（資料4-14）。

- (1) 導入科目／フレッシュマンセミナー
- (2) 導入科目／共通演習
- (3) リメディアル教育科目／基礎化学（プレースメントテストの結果をもとに実施）
- (4) リメディアル教育科目／基礎生物（同上）

- (5) リメディアル教育科目／基礎物理 (同上)
- (6) リメディアル教育科目／基礎数学 (同上)
- (7) リメディアル教育科目／文章表現 (同上)
- (8) リメディアル教育科目／基礎社会 (同上)

※リメディアル教育科目は、各学科で該当する科目を設定

また、「入学前準備教育」については、推薦入試による入学者に対して実施している。入学前の期間を活用して、入学学科の専門科目の基礎となる課題に取り組み、基礎学力を確実なものにしたうえで、入学後の専門教育科目の履修・学習を円滑に行えるように配慮している(資料4-15)。

初年次教育を含む「教養教育」全体は、大学の「教育課程編成・実施の方針」に基づき、総合的な農学教育の根幹を形成する部分として位置づけており、専門教育科目との配分比率についても、区分別の卒業要件単位数を設定し、各学部学科の考え方を学生に提示している(資料4-7)。

なお、単位制度の趣旨に沿った単位の計算方法についても、前述の全学的な教育課程の改正の際に、従来からの基準を明示し、以下のとおり継続実施している。

区 分	単位数	授業時間
講義・演習(外国語含む)	2単位	2時間(週1コマ)×15週(半期)
実験・実習・研修・スポーツクリエイション	1単位	2時間(週1コマ)×15週(半期)

※1時限(1コマ2時間)は90分授業で実施

一方、大学院においては、上述の学部学科の新たな教育課程の完成年度を迎える時期等に合わせ、2020年度と2021年度に改組(研究科の分離独立)を計画しており、設置を予定する博士前期・後期課程には、従来のリサーチワーク重視の教育課程から、コースワークとリサーチワークを効果的に融合させた教育課程の導入を計画している(資料4-16)。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

学部では、全学審議会の設置委員会である「学部教学検討委員会」が中心となって、ファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という)活動の促進に取り組んでいる。各学部学科が行う自己点検・評価の結果や、学生の成績情報を基に行う「卒業認定・学位授与の方針の達成度評価」、外部評価会議からの指摘・意見等から抽出された課題等を整理し、それを教育課程の特徴に転換できる取り組みの提案、あるいはその課題解決に必要な教育手法について企画・提案する役割を担っている。企画提案、課題解決に向かっては、学部教学検討委員会傘下のWGとの連携、各学科内に設置されている教学系委員会とも連携して具

体案の提案を行うことにしている（資料 4-17、資料 4-18、資料 4-19、資料 4-20、資料 4-21）。

これまで、教学検討委員会が提案し実現した教育改善事項の主なものは以下のとおり。

- (1) C A P 制の導入
- (2) 適正規模による授業運営（必要に応じた他学部他学科履修の制限）
- (3) 授業評価アンケートと同期した学修形態に関するアンケート調査
- (4) e ラーニング教材の導入（英語、リメディアル科目）
- (5) G P A 値の学生連絡、各科目の G P A 値の担当者フィードバック
- (6) 図書館ラーニングコモンズの設置
- (7) シラバスの改善（目標設定、授業方法（A L 科目の有無）、評価方法、関連科目明示）
- (8) G P A 値を用いた学生指導
- (10) 学級担任制、オフィスアワー制、ヘルプカウンター設置

大学院にも、学部と同様に全学審議会の設置委員会に「大学院教学検討委員会」を設置し、大学院の諸課題に対して大学院教学検討委員会が企画検討の役割を担い、研究科委員会のもとに設置されている「専攻主任会議」が実行に移すための具体的検討を行う役割を担いながら、大学院の F D 活動を推進している（資料 4-22、資料 4-23、資料 4-24）。

これまで、大学院教学検討委員会が提案し実現した教育改善事項の主なものは以下のとおりである。

- (1) 授業評価・学生満足度調査の実施及び学生へのフィードバック
- (2) 複数指導教員による論文指導体制
- (3) 学生に対する年間の指導計画、審査日程の明示

また、学部・大学院に共通の取り組みとして、学長裁量経費による「教育改革推進プロジェクト」を実施している。学科又は専攻の枠を超えた横断的な教員グループから、現場の課題解決や新しい教育手法の開発につながる取り組みを公募し、試行期間の活動を経て、実際の教育・指導の改善につなげる取り組みである。1 課題につき 3 年間の試行期間を設け、1 課題に年間 500 万円以内の活動費を助成して、教員が行う F D 活動を支援している（資料 4-24、資料 4-25）。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

大学にとって極めて重要事項である成績評価等の実施に関しては、学則等に明記して適切に実施している。

授業科目の履修に関する学則の規定は以下のとおりである（資料 1-1）。

- (1) 授業科目の履修方法及び単位の授与 学則第 15 条
- (2) 他学科聴講及び他学部聴講 学則第 15 条の 2

- (3) 英語による専門教育プログラム及び日本語教育 学則第15条の3
- (4) 他の大学等での授業科目の履修及び単位の認定 学則第15条の4
- (5) 入学前の既修得単位の認定 学則第15条の5

各授業科目の評価方法に関しては、各科目のシラバスにおいて以下の項目を提示している(資料4-26)。

- (1) 到達目標
- (2) この科目を履修する前に単位を修得しておくことが望ましい科目
- (3) 評価の方法(各評価項目のウェイト)
- (4) 受講上の注意

各授業科目の単位の認定に関する学則の規定は以下のとおりである。

- (1) 単位の認定及び成績表示 学則第17条
- (2) 定期試験及び追再試験 学則第18条
- (3) 実験及び実習等の試験 学則第19条
- (4) 卒業論文の提出 学則第20条

そして、進級、卒業、学位授与に関する学則等の規定は以下のとおりである。

なお、学位授与者(卒業生)の判定に関しては、学長が教授会の意見を聴き最終決定する項目として位置づけられており、その旨も学則等(学則第21条、教授会規程第3条)に明記されている(資料4-27)。

- (1) 進級要件 学生生活ハンドブック
- (2) 卒業要件 学則第21条 別表第二
- (3) 学位授与 学則第21条、学位規程第2条、教授会規程第3条

さらに、成績開示後の学生からの質問等に対しては、授業時間割と同じ曜日時限に「成績相談日」を設けて対応している。

- (1) 前学期相談日 9月上旬
- (2) 後学期相談日 2月下旬

授業科目担当者が、シラバスに記載の評価方法により、成績評価を適切に判定しているかを判断する指標として、学科別学年別の平均GPA値と分布グラフを作成する取り組みを、2014(平成26)年度から行っている。また、科目担当者の判定基準に大きく差異を生じさせないための取り組みとして、全学的なルーブリックの作成について、目下、学部教学検討委員会にて検討している(資料4-28、資料4-29)。

大学院においても、学部同様に、成績評価、修了要件、論文審査、学位授与について学則等に定め、適切に実施している。また、学位授与の決定については、学長が研究科委員会の意見を聴き最終決定する旨、学位規程等(学位規程第6条、大学院研究科委員会規程第3条)に明記している。

なお、博士前期課程及び修士課程の修了判定において、「特定の課題についての研究の成

果の審査をもって修士論文の審査に代えることのできる」とする学則の規定を適用した実績は、生命と農を科学する総合大学としての特性からこれまでない。この規定の取り扱いについては、検討を進めている大学院組織の再編の際に予定する「学位審査基準の見直し」の中で検討する。

成績評価、修了要件、論文審査、学位授与の実施に関する大学院学則等の規定は以下のとおりである（資料 4-30、資料 1-3、資料 1-17）。

- (1) 試験及び評価：大学院学則第 8 条
- (2) 単位の認定：大学院学則第 8 条の 2
- (3) 博士前期・修士課程修了の要件：大学院学則第 9 条
- (4) 博士後期課程修了の要件：大学院学則第 9 条の 2
- (5) 論文審査：大学院学則第 10 条、11 条、12 条、13 条
- (6) 学位授与：大学院学則第 14 条、第 14 条の 2 第 30 条、学位規程第 6 条、第 8 条、第 11 条、研究科委員会規程第 3 条

学生に対しては、大学院学則の他に、「学生便覧」等において、以下の項目について周知・指導しており、学位授与までの透明性と適切性を確保している（資料 4-31、資料 4-32）。

- (1) 「入学から修了、及び学位取得までの流れ」
- (2) 研究指導の「複数指導体制」
- (3) 論文審査の「学位審査基準」
- (4) 論文審査の「学位審査体制」

なお、学位記の授与者のうち、博士の学位を授与された者には、授与された日から 3 か月以内に、以下をインターネット上で公開することを義務づけている。

- (1) 論文要旨
- (2) 審査結果要旨

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定
評価の視点 2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

本学では、「学習成果の可視化」に関して、現在、以下のとおり様々な取り組みを行っている（資料 4-33、資料 4-20）。

- (1) 学部教学検討委員会の英語WGを中心に各学部で展開中の「TOEIC」受験（英語力の獲得成果）
- (2) 学部長裁量経費「学部の教育改革プロジェクト」による社会人基礎力の把握のための「PROG（河合塾と株式会社リアセックが共同開発したジェネリックスキルの成長を支援するアセスメントプログラム）」の実施（卒業認定・学位授与の方針の実現の見

える化の参考成果)

- (3) 教育課程編成・実施の方針ごとの授業科目に対する学生の成績情報をもとに実施の「卒業認定・学位授与の方針の達成度評価」
- (4) 全学科を対象とする卒業生アンケート（平成30年度から実施方法を変更）
- (5) 外部評価会議による企業からの「卒業生評価」

今後は、現在取り組んでいる項目の精度を上げること、対象を広げることを前提として、この「学習成果の可視化と適切性の確認」に関しては、次のとおり取り組むことを計画している（資料4-33、資料4-20）。

- (1) 学生の英語力強化を目指した「TOIEC 受験」の全学実施、その対策のための「eラーニング教材」の導入
- (2) 入学後の学生に卒業認定・学位授与の方針につながる素養を身に付けることを目的として以下を実施予定
 - ①リメディアル教育に繋げる「プレイスメントテスト」の実施
 - ②各学科の専門教育への基礎知識獲得のための「リメディアル教育強化」、具体的には、「現行リメディアル教育科目の充実（外部委託を含む）とeラーニング教材の導入」
- (3) 社会人基礎力調査を目的とした「PROG」テストの導入・拡大を図り、成長度を把握（実施時期1年・3年）
- (4) 学生の成績情報をもとに行う「卒業認定・学位授与の方針の達成度評価」を経年調査し「卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針」の連関について検証
- (5) 卒業生、在学生、教員に対する成長度に関する意識調査アンケートの実施
- (6) 企業からの外部評価委員による「卒業生評価」の継続実施

また、各学科の卒業認定・学位授与の方針の具現化への寄与が期待される「卒業論文」に対しては、学習ルーブリックを作成し、評価項目、評価基準と卒業認定・学位授与の方針の内容、目的との整合を検証する取り組みを計画している。

大学院においては、学部と同様の「教育課程編成・実施の方針ごとの授業科目に対する学生の成績情報をもとに実施する「卒業認定・学位授与の方針の達成度評価」を継続実施することになっている。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、中期計画N2018に基づき全学審議会の設置委員会が作成した活動報告書を内部質保証の責任組織である、全学審議会が点検し、中期計画N2018の進捗状況とともに評価を行っている。

点検・評価の方法は、毎年度末に当該年度の活動等に対する活動報告書を該当する全学審議会の設置委員会が点検した後、報告書を作成し、実施状況の把握、達成度の評価、次年度に向けた課題を明確にしている。その後、全学審議会で点検・評価し、その結果は大学ホームページに公表している。

その中の「教育課程の点検等を始めとする教学全般の運営・改善」を検討する役割は「教学検討委員会」が担っている。そして、教学検討委員会の活動を支える組織として、学部学科（専攻を含む）にはそれぞれ教学関連委員会があり、全学審議会、両教学検討委員会、各学科教学関連委員会の連携のもとで「PDCAサイクル」を展開している（資料 4-34）。

具体的には、各学科教学関連委員会が中心に行う学科の教学活動結果に関しては、「基礎的事項に関する点検・評価報告書」及び「包括的事項に関する点検・評価報告書」により、年度末に結果を全学審議会に報告する（資料 4-35）。

そこから抽出された問題点・課題点は、各学科の課題になると同時に、共通事項については、教学検討委員会においてその改善に向けた審議を行う。教学検討委員会は、必要に応じて「WG」を設置し、そこに参加する各学科教員が学科横断的に具体案の検討を実施する。その結果を教学検討委員会が検証し、必要な施策を予算化し、各学科（現場）の教育活動において試行・展開する。効果の見込めたものについて継続的に各学科が主導して取り組むことになる。

一方、「教育の質保証」に繋がる新規の施策に関しては、「WG」の検討を踏まえて実現可能な具体案に練り上げ、その結果を教学検討委員会が再度検証し、必要な予算化をして各学科において試行・展開する。効果の見込めたものについて各学科が継続的に取り組むことにしている。

この2方向からのアプローチにより、現在、本学では「教育の質保証」に係る「PDCAサイクル」活動を展開している。これまで、教学検討委員会が中心となって提案・実行してきた「教育課程の適切性の点検」に係る項目は以下のとおりである。

- (1) 学部改組に伴う「教育課程編成・実施の方針」の策定（平成 27 年 4 月）（資料 4-6）
- (2) 3 つの方針の見直し（平成 29 年 4 月）（資料 1-2）
- (3) シラバスの改善（平成 29 年 4 月）（資料 4-26）
- (4) 授業評価アンケートの改善（平成 30 年 10 月）（資料 4-36）
- (5) 成績評価の適切性検証（GPA 値の活用方法提案）（平成 30 年 4 月）（資料 4-37）
- (6) ナンバリング、カリキュラムツリーの策定（平成 30 年 4 月）（資料 4-8、資料 4-9）
- (7) アクティブラーニング科目の奨励と指定（平成 31 年 2 月）（資料 4-38）
- (8) 英語学習における e ラーニング教材の導入（平成 27 年 4 月）（資料 4-39）

また、現在、「WG」において活動・検討中の課題（施策）は以下のとおりである（資料 4-40）。

- (1) ポートフォリオの導入
- (2) 学習成果の可視化（ルーブリック導入）の検討
- (3) 特別支援教育のあり方検討
- (4) 導入教育のあり方検討
- (5) 学部・大学院一貫教育のあり方検討（大学院教学検討委員会WG）

- (6) 奨学金制度・RA制度の改善に含む経済支援のあり方検討(同上)
- (7) 学生確保につながる入試制度・広報活動の改善検討(同上)

2017(平成29)年度及び2018(平成30)年度に実施した学部改組の際、新学部新学科及び既設学部学科の教育課程を編成及び改正するにあたって、本学ではまさに以下の「PDCAサイクル」を機能させて計画を実行した。

- (1) 教学検討委員会及び各学部学科教学関連委員会が「教育課程の基本方針」を作成(P)
- (2) 2017(平成29)年度及び2018(平成30)年度に、新学部新学科及び既設学部学科が新教育課程をスタート(D)
- (3) 教育課程の進行とともに、取り組みが不十分なFD課題、追加が必要なFD課題を、教学検討委員会及び各学部学科教学関連委員会が抽出(C)
- (4) 完成年度後の次期教育課程の改正に向けて、2019(平成31)年度、課題解決に向けた検討を開始予定(A)

また、大学院においても、全学審議会の設置委員会である大学院教学検討委員会が中心となって、各専攻主任をもって構成する「専攻主任会議」と連携して、以下のPDCAサイクルを展開してきている。

- (1) 各専攻の教育研究活動計画書を全学審議会に提出し実行(P・D)
- (2) 学生による授業評価アンケートの結果を受けて、各専攻にて「改善報告書」を作成(C)
- (3) 「改善報告書」に示された「シラバスの改善」、「学生指導体制の改善」に関しては、大学院教学検討委員会にて検討、必要とされる改善施策を各専攻にて展開(次期の教育研究活動計画書に反映(A))

なお、点検にあたっては、客観的な根拠資料を十分活用するなど、実質的な改善につながる取り組みとする必要がある。

(2) 長所・特色

FDについて教職員による理解が進み、学部教学検討委員会と各学部が連携を図りここ数年の教学改善の結果、本学の教育課程は以下のような特色のある内容となった。

教育課程は、教育研究上の目的及び卒業認定・学位授与の方針を明確化した上で、その達成に向けて順次性のある体系的な教育課程が編成された(資料4-8、資料4-9)。

具多的には、ナンバリングやカリキュラムツリーを策定し、体系的な履修ができるよう履修要件の設定(卒業要件の設定)を行い、単位の実質化に繋がる適切な科目選択の制限を設定した。また、英語等の外国語科目については、バランスのとれたコミュニケーション力の育成を重視した科目を配当し、キャリア教育については、生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指し、全学共通科目として配当した(資料4-8、資料4-9、資料4-41)。

総じて、一方的な知識・技能の教育ではなく、豊かな人間性や課題探求能力を育成できる教育課程を編成することができた。

単位制度の実質化については、学生による授業評価アンケートにより実質の学修時間を把握し、単位数にあった学修時間を確保するため、シラバスの作成、キャップ制の変更、G

P Aの導入とそれを活用した学修指導などを、相互連携させて運用することができた。特にシラバスについては、各科目の授業計画を適切に定め、学生に明示することで、必要な学修時間を確保するよう促すことができた（資料 4-26）。

教育方法の改善については、卒業認定・学位授与の方針に示している学生が身につく能力に重点を置き、双方向の学修（アクティブラーニング）を学内に奨励することができた。体験学習を含む多様な教育方法を積極的に取り入れ、特に農業実習等の体験実習を全学的に数多く配当した（資料 4-38、資料 4-42）。

成績評価については、G P A等の客観的な評価を導入し、学生にフィードバックするだけでなく、G P Aを活用した成績不振学生の把握と学修指導を全学あげて取り組むことができた。

本学の教育研究の理念は「実学主義」である。各学部学科（専攻）の教育研究活動は、研究室活動を重視した学生指導により、現場の課題を、現場での検証をもとに、座学で得た知識を実験・実習・演習により実践しながら課題解決の糸口を見つけようとする現場教育のスタイルで一貫している。

教育内容の改善においても、課題を抱える各学科・専攻（教員）が、課題解決・改善に向けた検討に積極的に関与し、試行し、自らの学部学科・研究科専攻、ひいては大学の教育理念に合致した内容とすることに注力していることに特色がある。

各学部学科の教育課題を解決することを目的に 2015（平成 27）年度から開始した「学部横断型の教育改革推進プロジェクト」の実施は、上記の活動を支える特徴的な取り組みとして展開されてきた。学部学科の枠を超え、共通する課題を抱える教員・学科・学部が連携して、3年間の実践期間の中で、課題解決に向けたプロジェクト活動を展開するものである。プロジェクト期間終了後、プロジェクト活動で得た結果・成果は、教育課程や教育手法の改善、新たな学生指導の方法に活用され、以後の活動経費は学部学科専攻内で運営経費から支弁される。通常の教育研究活動と並行して、新たな課題に対しても実証研究しながら改善を図ろうとするこの取り組みは、「実学主義」を標榜する本学における特徴的な活動の一つである（資料 4-24）。

また、教学検討委員会のもとに設置される「WG」活動も、本学の教育改善を推進する取り組みとして特徴的である。教職協同によるこの活動により実装された教育改善項目は前述のとおりであり、大学全体の課題を現場感覚、現場事情を踏まえながら検討し解決するスタイルは、まさに「実学主義」の具現化の活動の一つである。

（3）問題点

学生に十分な学修時間を確保すること、そのために余裕のある授業時間割を作成すること、そのために各学科の開講科目数の見直しを行うこと、改めて、学位認定・学位授与の方針の実現に必要な教育課程の編成に関して検証することなどが問題点として挙げられる。

開講科目数の減により、教員の担当科目数が減り、教員の学生指導に充てる時間を増やすことができれば、学生の単位の実質化に向けた活動を指導することも可能となり、良い循環が生まれることが期待できる。

(4) 全体のまとめ

「現状説明」でも記したように、「学習成果の可視化」に関しては十分な取り組みを実現できていないが、その他に関しては、概ね適切な教育が実施しているといえる。

「実学主義」を唱える本学にとって、その根幹の考え方を示す「3つの方針」に関しては、不断の検証が必要になる。「外部評価」の導入、その充実を図りながら、今後も外部から分かり易い「3つの方針」を掲げていく必要がある。

「3つの方針」の実現に向けては、様々な教育上の施策や教育手法等の改善が必要となるが、そのどれもが教育理念である「実学主義」に沿うものでなければならない。結果として輩出される人材は、社会の発展に寄与する人材でなければならない。

その意味からも、今後の教育（課程）の改正、改善にあたっては、「学修成果の可視化」、「養成する人材の見える化」に繋がる活動に努力・尽力しなければならない。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
評価の視点2：要件を踏まえた学生の受け入れ方針の設定
評価の視点3：入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
評価の視点4：入学希望者に求める水準等の制定方法

本学では、「入学者受入れの方針」を大学、大学院、研究科・専攻、学部・学科ごとに定め、大学ホームページ等で公表している（資料1-2【ウェブ】）。

2014（平成26）年に「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」を大学、学部、学科ごとに定め、大学ホームページ等で公表していたが、2016（平成28）年に文部科学省より『「学位認定・学位授与の方針」、 「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の策定及び運用に関するガイドライン（中央教育審議会大学分科会大学教育部会：平成28年3月31日）』が示されたため、それらガイドラインに基づき本学独自の「三つの方針の策定に当たって（留意事項）」を策定、「入学者受入れの方針」を見直し、2017（平成29）年4月に大学ホームページに公表した（資料2-7、資料1-2【ウェブ】）。

なお、大学における「入学者受入れの方針」は以下のとおりである。

本学は、「生命」「食料」「環境」「健康」「エネルギー」「地域創成」をテーマに、農と生命を科学し“生きる”を支える農学の進化に挑戦し、持続的な社会の発展に貢献する人材を養成します。そのため、本学では、次のような学生を求めています。

- (1) 農学を学ぶにあたり、基礎的学力と必要な知識を有している。
- (2) 「生命」「食料」「環境」「健康」「エネルギー」「地域創成」などに関心を持ち、地域社会や国際社会で活躍する意欲を有している。
- (3) 実験・実習・演習等に通じた学びに強い関心があり、多様な人々と協働して学ぶ姿勢を有している。
- (4) ある事象に対して多面的かつ論理的に考察して自分の考えをまとめ、適切に他者に伝えることができる。

学部・学科の入学者受入れの方針には、各学科等で学ぶことを志す受験生に対して専門的な興味の対象、学びが活かされるキャリア分野及びそのために必要な入学前に修得すべき知識の内容と水準を明記している（資料1-2【ウェブ】）。

また、各学部・学科の入学者受入れの方針は、大学ホームページに公表するとともに、本学が発行する受験生向けの広報誌『大学案内（年間11万部発行）』に掲載して広く周知している。両媒体により各学科の詳細な教育内容、カリキュラム、設置する研究室の研究内容、所属教員の研究テーマ及び卒業後の進路を理解することができる。特に、入試センターが主体となっている入試広報活動（大学合同進学相談会や個別高校内説明会）においては、『大

学案内』を使用して、その詳細を入学希望者に説明している（資料 1-11）。

さらに本学を受験するための出願資格として、「募集要項」に入学受入れの方針を理解するようを定めている（資料 5-1）。

大学院の「入学受入れの方針」については、研究科ならびに専攻ごとに方針を定め、大学ホームページに公表するとともに、「募集要項」にも記載している。また、専攻ごとに入学希望者に対して、本学を会場とする説明会を開催し、その際に求める学生像について周知を行っている（資料 1-2【ウェブ】、資料 5-2、資料 5-3【ウェブ】、資料 5-4、資料 5-5【ウェブ】）。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学受入れの制度や運営体制を適切に整備し、入学受入れを公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学受入れ制度の適切な設定
評価の視点 2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学受入れ実施のための体制の適切な整備
評価の視点 3：公正な入学受入れの実施
評価の視点 4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公正な入学受入れの実施

学部学生の受け入れにおいては、入試センターが主体となり、学生募集方法及び入学受入れ制度を適切に設定するために運営体制を整えている（資料 5-6）。

学生募集広報については、全学審議会の設置委員会である広報戦略委員会が効率かつ効果的な広報を行うため、企画立案、実施の見直しを行っている（資料 5-7）。2016（平成 28）年度から大学ホームページを大学の教育、研究及び学生生活の内容がよりわかりやすく伝わるようリニューアルし、充実させている。

学生募集方法は、募集要項を作成して大学ホームページに公表している（資料 5-8【ウェブ】）。学生募集は大学ホームページと大学案内の掲載に留まらず、進学情報ウェブサイト、進学塾や高校へ頒布される雑誌・パンフレットを活用している。

入学受入れ制度については、全学審議会の設置委員会である入試戦略委員会において入試制度の見直しと改善を検討しており、入学受入れ実施のための体制の適切な整備は入試委員会において検討している（資料 5-9）。

毎年度末に入試センターが各学部・学科の意向をふまえ、次年度の入学試験制度（入試日程、各入試制度の募集人数、受験資格、選抜基準等）原案を作成し、入試委員会において審議・決定する。その後、入試選考委員会（入試委員会構成員に各学科長を加え構成）において各学科へ周知される。

入試センターは、各入学試験制度に基づき、入学試験の実施、合格者の発表、入学手続き処理等の業務を遂行している。合格者の決定は、入試制度ごとに開催される入試選考委員会において入学試験受験者の合否判定に関する事項を審議して、学長が決定を行うにあたり意見を述べ、最終的に学長が決定する（資料 5-10、資料 5-11）。

本学は、「大自然に学ぶ北海道入試」、「地域リーダー育成入試」、「一般入試」、「センター

試験利用入試」、「推薦入試」、「指定校推薦入試」、「併設高校優先入試」、「技術練習生優先入試」、「地域後継者推薦入試」、「卒業生子弟推薦入試」、「社会人入試」、「外国人推薦入試」、「外国人優先入試」、「外国人入試」、「帰国子女入試」、「運動選手推薦入試」「転入学入試(2019(平成31)年度から実施)」、「編入学入試」、「学士編入学入試」の19もの多様な入試制度を実施し、入学者受入れの方針を踏まえて多種多様な能力を持つ学生を受け入れるように門戸を開いている。

特に推薦入試においては、各学科の入学者受入れの方針に基づく「推薦入学者としての要件」を定めて大学案内及び募集要項に記載し、各学科の求める人材の受け入れにつなげている。

本学の入学者選抜制度は、大要、以下5種に分けられる。

1. 自己推薦型入試

自己推薦型入試は生物産業学部のみで実施している。「①大自然に学ぶ北海道入試」は、北海道の豊かな生物資源の中で学び、自己の専門性を究め、強固な人間力を高められる者を選抜するため、書類(志望理由書、自己推薦書、調査書)、特定テーマ講義を踏まえた小論文及び面接により総合的に評価し選抜する。「②地域リーダー育成入試」は、生物産業学部の入学者受入れの方針を理解し、地域創成に強い意欲を持ち、将来は出身地に戻り地域リーダーを目指す、フロンティア精神とチャレンジ精神を持つ者を選抜するため、エントリーシート(志望動機、入学後に学びたいことと卒業後の進路)、小論文、プレゼンテーション及び面接により総合的に評価し選抜する。

2. 「③一般入試(A日程、B日程)」及び「④センター試験利用入試(前期3科目型・前期4科目型、後期3科目型)」

一般入試は本学独自の入試問題、指定科目(英語)、選択科目Ⅰ(数学・国語)、選択科目Ⅱ(理科・地歴公民)の3教科(選択科目については各学科で指定された科目を選択)を受験し、その合計得点により、センター試験利用入試は大学入試センター試験の得点により可否を決定する入学者選抜制度である。平成31年度試験科目については、各学科の学びの広がりを受験生が受験しやすい科目設定を行い、一般入試においては、地域環境科学部森林総合科学科の選択Ⅱ科目に日本史Bと世界史Bを、センター試験入試利用入試の地域環境科学部生産環境工学科(3、4科目型)に地学を、生命科学部分子生命化学科(3科目型)に生物を加えた。

3. 「⑤推薦入試」、「⑥指定校推薦入試(農学部を除く)」

本学が定める高校成績評定平均値以上、各学科が定めている入学者受入れの方針、大学案内や募集要項に記載された「推薦入学者としての要件」に適合する者を書類(調査書、推薦書等)、小論文及び面接により総合的に評価し選抜する。

4. 特別選抜入試

「⑦併設高校優先入試」は、学校法人東京農業大学併設3高校の生徒で本学が定める高校成績評定平均値以上の者について小論文と面接により総合的に評価し選抜する。

「⑧技術練習生優先入試」は、本学が設置する農場及び演習林に所属する技術練習生で本学が定める高校成績評定平均値以上で各付置機関長から推薦された者を書類（調査書、推薦書等）、小論文及び面接により総合的に評価し選抜する。

「⑨地域後継者推薦入試」は、本学の建学の精神「人物を畑に還す」に沿い、本学の教育方針に強く共鳴し、伝統と校風を継承し、地域社会のリーダーとして各地で活躍が期待できる人材で本学が定める高校成績評定平均値以上の者を書類（調査書、自己推薦書等）、小論文及び面接により総合的に評価し選抜する。

「⑩卒業生子弟推薦入試」は、本学の建学の精神「人物を畑に還す」に沿い、本学の教育方針に強く共鳴し、伝統と校風を継承し、国際的かつ社会的に貢献できる者として各地で活躍が期待できる人材を求めため、地域または産業界で実践的に活躍する本学卒業生の直系の子及び孫で、本学が定める高校成績評定平均値以上の者を書類（調査書、自己推薦書等）、小論文及び面接により総合的に評価し選抜する。

「⑪社会人入試」は、入学時満 25 歳以上の有職業歴者あるいは家事従事者で「推薦入学者としての要件」を応用し、それを満たす者を志願理由書、小論文及び面接により総合的に評価し選抜する。

「⑫外国人推薦入試」は、国際食料情報学部国際バイオビジネス学科を対象として、当該学科の「推薦入学者としての要件」を満たす者を書類（推薦書等）、小論文及び面接により総合的に評価し選抜する。

「⑬外国人優先入試」は、海外の産業界における指導者又は国内外の高等教育研究機関の研究教育の育成を目的として、人物が優秀でかつ海外協定校の学長又は校友会海外支部長からの推薦を受けた者について、推薦書、志望理由書、高校及び大学の学業成績を総合的に評価し選考する。

「⑭外国人入試・⑮帰国子女入試」は、それぞれの該当要件を満たした者に日本語と英語の筆記試験により評価し選抜する。

「⑯運動選手推薦入試」は、本学学生、卒業生及び職員の士気の高揚並びに団結心の育成に寄与させること、さらには本学の社会的評価を高めることに資することを目的として、優秀な運動選手を本入試で受け入れるため、入試委員会で定める推薦基準を満たす者について、出願書類の運動選手推薦書及び運動選手競技成績証明書の内容を確認し、小論文及び面接により総合的に評価し選抜する（資料 5-12）。

5. 「⑰転入学入試」、「⑱編入学入試」、「⑲学士編入学入試」

「⑰転入学入試」は、国内外の本学を除く大学に 1 年以上在籍し 30 単位以上取得者として、本学において生命・農科学の学びを目指す転入生を受入学科別筆記試験と面接により総合的に評価し若干名を選抜する。

「⑱編入学入試」及び「学士編入学入試」は、国内外の短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程等を修了（見込み含む）する者及び日本において学士修得者（見込み含む）で本学において生命・農科学の学びを志す編入学（学士編入学含む）を受入学科別の筆記試験と面接により総合的に評価し学科定員数あるいは定員がない学科は若干名を選抜する。

なお、併設高校優先入試、技術練習生優先入試、指定校推薦入試、地域後継者推薦入試、卒業生子弟推薦入試及び運動選手推薦入試については、選考手順はそれぞれ異なるものの、受験対象者が特定されているため、大学案内に入試制度の名称のみを記載することにとどめている（資料 1-11）。

障がいのある学生に係る入学試験に際しての特別措置については、独立行政法人大学入試センターが実施している措置に準じて対応している。また、入学後の就学上の対応については、当該学生の障がいの状況により学生及び保護者と協議しながら、学生課、教務課と連携して対応している。

大学院学生については、農学研究科においては学務部大学院課、生物産業学研究科においてはオホーツクキャンパス事務部学生教務課が主体となり、運営している。大学院研究科委員会及び専攻主任会議において、それぞれの規程に基づき、入学、入学試験等について審議しており、毎年度、実施時期や試験科目等について検討を行い実施している。入試に関する情報や教員との連絡方法等、学外の受験生が不利益にならないよう配慮し、大学ホームページ等を利用して広報に努めている。また、大学の中期計画N2018にあるように大学案内における大学院項目を充実させ、大学入学から大学院進学までを見通せる広報を心掛けている（資料 1-17、資料 1-18、資料 1-12【ウェブ】）。

具体的な入試形態としては、一般学生向けの一般入学試験や推薦入学試験だけではなく、キャリアアップに必要な高度かつ専門的な知識を身に付けることを希望する社会人等の多様な学生の学びを確保するために、全専攻で「社会人入試」を実施し、環境共生学専攻博士後期課程では「環境共生学専攻社会人特別入試」を実施している。また、現職社会人に限定せず希望者には「長期履修制度」での修学を可能とし、その修学計画に合わせて在学期間を選べるようにしている（資料 5-4、資料 5-5【ウェブ】、資料 5-13、資料 5-14）。

大学院入学者選抜における合格者の決定は、各専攻の選考会議の結果を受け、研究科専攻主任会議において受験者の合否判定に関する事項を協議して、学長が決定を行うにあたり意見を述べ、最終的に学長が決定している。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

学部全体の収容定員数に対する在籍学生数の比率を示す収容定員充足率は、2014（平成 26）～2018（平成 30）年度の 5 年間平均は 1.11 倍となっている。学部単位では農学部平均 1.12 倍、応用生物科学部平均 1.11 倍、生命科学部平均（2017～2018 年）1.07 倍、地域環境科学部平均 1.13 倍、国際食料情報学部平均 1.15 倍、生物産業学部平均 1.13 倍となっている。学科単位では、応用生物科学部栄養科学科が 2015（平成 27）年度が 0.98 倍、2017（平成 29）年度が 0.99 倍とわずかに未充足の状態となったが、それを除いたすべての学科においては 1.02～1.16 倍をとっている（大学基礎データ表 2）。

学部全体の入学定員数に対する入学者数の比率を示す入学定員充足率は、2014（平成 26）～2018（平成 30）年度の 5 年間平均は 1.10 倍となっている。学部単位では農学部平均 1.11

倍、応用生物科学部平均 1.11 倍、生命科学部平均（2017～2018 年）1.06 倍、地域環境科学部平均 1.11 倍、国際食料情報学部平均 1.12 倍、生物産業学部平均 1.12 倍となっている。学科単位では、募集停止をした学科を除いて 1.01～1.14 倍である（大学基礎データ表 2）。

本学は、2012（平成 24）年度に受審した認証評価結果において、入学者定員に対する入学者比率の平均値及び収容定員に対する在籍学生数比率がともに高いこと、一部学部・学科については是正すべき水準であることも指摘された。

しかし現在、全ての学部において、高い定員超過の状況は改善しており、入学定員及び収容定員の設定は適切であり、入学者数及び在籍学生数は適正に管理されている。

編入学については、主に東京農業大学短期大学部からの編入生を見込み、171 名の定員を設定していたが、2018（平成 30）年度の東京農業大学短期大学部廃止を受けて編入学定員の大幅減員を行うこととし、生物産業学部の 3 学科（海洋水産学科除く）以外は定員を定めないとした。2018（平成 30）年度には学則にある編入学に関する条項を改正するとともに、選考方法、入学年次等を定めた（資料 5-15）。なお、編入生は欠員を見越して若干名を受け入れるため、今後、収容定員を大きく超過することは見込まれない。

転入学については、新たな制度を学則に規定し、2019（平成 31）年度から転入学を受け入れを行う（資料 5-16）。なお、転入学は欠員が生じた場合に受け入れるため、今後、収容定員を大きく超過することは見込まれない。

編入生（学士編入学含む）と転入学とも多くはないが、生命・農科学系の学部学科を途中からでも志す者の受け皿となる制度は社会的に意義がある。

大学院博士前期課程全体（修士課程含む）の収容定員数に対する在籍学生数の比率を示す収容定員充足率は、2014（平成 26）～2018（平成 30）年度の 5 年間平均は 1.04 倍となっており、研究科単位では、農学研究科平均 1.00 倍、生物産業学研究科平均 1.08 倍となっている。専攻単位では、農学研究科の専攻は 0.45～1.77 倍、生物産業学研究科の専攻は 0.69～1.40 倍となっている（大学基礎データ表 2）。

大学院博士後期課程全体の収容定員数に対する在籍学生数の比率を示す収容定員充足率は、2014（平成 26）～2018（平成 30）年度の 5 年間平均は 0.44 倍となっており、研究科単位では、農学研究科平均 0.46 倍、生物産業学研究科平均 0.42 倍となっている。専攻単位では、農学研究科の専攻は 0.22～1.33 倍、生物産業学研究科の専攻は 0.42 倍となっている（大学基礎データ表 2）。

大学院博士前期課程全体（修士課程含む）の入学定員数に対する入学者数の比率を示す入学定員充足率は、2014（平成 26）～2018（平成 30）年度の 5 年間平均は 1.03 倍となっている。研究科単位では農学研究科平均 1.00 倍、生物産業学研究科平均 1.05 倍となっている。専攻単位では、農学研究科の専攻は 0.44～1.93 倍、生物産業学研究科の専攻は 0.57～1.48 倍となっている（大学基礎データ表 2）。

大学院博士後期課程全体の入学定員数に対する入学者数の比率を示す入学定員充足率は、2014（平成 26）～2018（平成 30）年度の 5 年間平均は 0.37 倍となっている。研究科単位では農学研究科平均 0.49 倍、生物産業学研究科平均 0.25 倍となっている。専攻単位では、農学研究科の専攻は 0.20～1.90 倍、生物産業学研究科の専攻は 0.25 倍となっている（大学基礎データ表 2）。

大学院の各専攻においては、中期計画 N2018 により 2016（平成 28）年度に奨学金制度の

改正を行い、大学院生の経済支援の充実を図ったことの効果も表れ、博士後期課程の定員充足は改善されつつある。しかし、入学定員充足率及び収容定員充足率とともに専攻によって異なっているため、農学研究科において、応用生物科学研究科（仮称 2020 年開設）設置を機に、より適正な管理を行うための方策を検討中している（資料 1-12【ウェブ】、大学基礎データ表 2）。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、中期計画 N2018 に基づき全学審議会の設置委員会が作成した活動報告書を内部質保証の責任組織である全学審議会が点検し、中期計画 N2018 の進捗状況とともに評価を行っている（資料 2-14【ウェブ】）。

点検・評価の方法は、毎年度末に当該年度の活動等に対する活動報告書を該当する全学審議会の設置委員会が点検した後、報告書を作成し、実施状況の把握、達成度の評価、次年度に向けた課題を明確にしている。その後、全学審議会が点検・評価し、その結果は大学ホームページに公表している。

入試制度等については、全学審議会設置委員会の入試戦略委員会が、広報については、全学審議会設置委員会の広報戦略委員会で点検している。

入試戦略委員会では、本学の入学者選抜制度における各入試制度の選抜基準、募集人数の妥当性については、入学試験実施後に、同年の受験者動向データ（教育産業企業が実施する模擬試験受験者の傾向、本学受験者の傾向）を参考に検証を行い、必要に応じ修正している。

広報委員会では、大学ホームページや大学案内等の広報媒体の種類、掲載情報や内容についての検証を行い、改善を行っている。結果として 2016（平成 28）年度中に大学ホームページを刷新した。

大学院については、毎年 12 月に次年度の入試制度について各研究科専攻主任会議において検討を行っており、各種入試制度について専攻ごとに決定している。また、農学研究科では、現状の確認と今後を見据え「大学院入試改革アクションプラン」を策定し、2020 年入学以降の入試の改革を検討中である（資料 5-17、資料 5-18）。

なお、点検にあたっては、客観的な根拠資料を十分活用するなど、実質的な改善につながる取り組みとする必要がある。

（2）長所・特色

本学は生命と農を科学する総合大学であり、農、環境、栄養、微生物等、多様な学びのテーマを扱う学科が複数あることから、本学内複数学科の受験を希望する者が多い。そのた

め一般入試においては、複数学科が受験できるように、受験日を4日間設定し、複数回の受験機会を設けている（資料1-11）。

また、一般入試においては地域格差を無くし、地方受験者の経済的負担と利便性に配慮し、受験会場を全国27会場に設置している（資料1-11）。

さらに、本学が実施する入試制度19の内、15の入試制度についてWEB出願システムを導入し、受験生の利便性に配慮している（資料1-11）。これにより、受験生や保護者の希望に寄り添った入試を行うとともに、生命・農科学分野に貢献しうる学生の確保を実現していることは長所及び特色である。

（3）問題点

多様な入試制度の公正な実施及び趣旨公表について、指定校推薦入試、運動選手推薦入試、地域後継者推薦入試、卒業生子弟推薦入試、併設高校優先入試及び技術練習生優先入試については、選考手順はそれぞれ異なるが、受験対象者が特定されていることから、現在は大学案内に入試制度の名称の記載に留めている。これらの特別入試制度は、私立大学として独自性を保つための制度であるが、透明性を示す必要があることを認識し、2019（平成31）年度の特別入試制度については、その制度概要を大学案内、大学ホームページに掲載することとしている。

本学の指定校推薦入試においては、本学ならびに学部・学科の入学者受入れの方針に沿った入学者を募集するための入試制度の一つとして指定校推薦入試を設けて、学科ごとに複数の高校を指定している。しかし、近年、特別進学コース、進学コース、スポーツコースなどコース制に分けた教育を行う高校が多くなり、学力という観点ではコース間で大きな差異が生じている。大学としては、公平な入学者選抜を行うという観点から、コース指定はしていないが、現在の入学試験（小論文と面接）では、その学力の差を正しく評価できない場合があることから、入学試験内容の見直しの必要があると認識している。

また、学科ごとの入学者受入れの方針だけでなく、大学全体としての教育研究の多面性の広報をさらに進める必要がある。入学者受入れの方針を定め、公表ならびに適切な周知もしているが、全ての受験生が本学及び各学部・学科の3つの方針を十分に理解しているとは言い難い。入学後の学びをより深めるためには、これらの理解の推進を図ることが検討課題であると認識している。

大学院独自の広報力については、学部と比較すると、弱いことが問題点である。定員充足率は改善しているが、本学からの内部進学者の増加によるものが大きい。さらに進学者を増加させるためには、他大学や海外等からの進学希望者に本学大学院の研究内容や魅力を広く伝える広報力を強化する必要がある。

これらの問題点については、各専攻・学科において検討するとともに、全学審議会の設置委員会が主体となって、大学全体として検討し、改善していくよう取り組んでいる。

（4）全体のまとめ

入学者受入れの方針を適切に定め、広く公表している。ただし、公表に留まらず、本学志

願者が十分に理解できるような分かりやすさも重要であり検討課題として取り組んでいる。

学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制については、入学者受入れの方針に基づき適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。

ただし、入試制度のうち、出願資格が特定されている一部の制度については、その目的や運用方法を適切に示し、公平性を保つことが大切であると認識している。

入学定員及び収容定員については適切に定め、学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理している。

ただし、これからも本学志願者の動向を注視し、収容定員の適正管理に努めていく。

学生の受け入れの適切性について定期的に入試結果、受験動向データ等を活用し、入試戦略委員会及び広報戦略委員会で点検・評価を行い、その結果をもとに入試センターが中心となり毎年、改善・向上に努めている。また、前回 2012（平成 24）年度受審の機関別認証評価の際の指摘事項に対しては改善がされている。

大学院、研究科、専攻ごとにそれぞれ入学者受入れの方針を定め、公表している。その入学者受入れの方針に即した修学の意欲のある多様な学生を選抜するために各種入学試験（一般入試 1 期、2 期、学内推薦入試、国際協力経験者入試、社会人特別選抜入試）を実施している。また、2017（平成 29）年度より長期履修制度を導入することで在学形態も柔軟に対応し、さらに奨学金制度を充実させ経済支援等を行うなど、修学しやすい環境の整備に努めている。しかし、博士前期課程、博士後期課程ともに定員を充足していない専攻もあることから 2020 年度の応用生物科学研究科(仮称)の設置に始まる一連の大学院改革の中で、改善に向けた取り組みができるよう大学院教学検討委員会及び研究科専攻主任会議で検討を始めている。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針

本学では、大学として求める教員像や大学・各学部・研究科等の教員組織の編制方針を定め、大学ホームページに公表するとともに、この方針に基づき、教員の募集や採用を行っている。教員像との整合性は、応募者から提出される履歴書等を学科における面接や学校法人東京農業大学人事委員会第一専門委員会（以下、「第一専門委員会」という）による面接などによって確認している（資料2-3）。

●大学として求める教員像

本学は、時代及び社会ニーズの変化を見据え、建学の精神「人物を畑に還す」、教育研究の理念「実学主義」が目指す未来の地球、人類社会づくりに貢献する「農の心」を持つ人材を育成し、さらに絶えず前進し、生命科学、生産科学から生活科学まで、農学領域を拡大しながら進化を遂げており、そのためにそれらを実現すべく以下の能力を備えた教員(像)を求めています。

【教育】

- (1) 自身の教育内容及び方法等につき、改善及び開発する努力を行うことができる者
- (2) 成績や単位の認定等について公正に判断することができる者

【研究】

- (1) 本学の研究倫理に関する規程を遵守することができる者
- (2) 自身の専門研究に対し、絶えず社会貢献を念頭に実行することができる者

【教員としての資質】

- (1) 本学ハラスメント防止規程を遵守し、防止に努めることができる者
- (2) 学生からの質問・要望等に対し、真摯に対応することができる者
- (3) 学生の努力を生かし、その成長を促すために愛情を持って指導することができる者
- (4) 学生の卒業後も、その成長や活動を支援できる者
- (5) 他者との協働に進んで取り組むことができる者

●大学としての教員組織の編制方針

本学は以下の要件を満たす教員で組織する。編制にあたっては、保有学位や専門分野に加え、年齢層や性別等の多様性、国際化への対応を考慮し、本学の教育研究の基盤となる研究室体制の充実を図るとともに、本学が目指す教育研究の維持・向上に努める。

- (1) 法令（大学設置基準等）で定められている要件を満たす教員で組織する。
- (2) 本学の「求める教員像」及び各種方針を十分理解し、それらに対応する能力と意欲を備えている教員で組織する。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

本学の教員組織の整備の単位は、基本的には学部・研究科であるが、各学科及び各専攻の教員数は、大学設置基準又は大学院設置基準上の必要専任教員数を満たしている（大学基礎データ表1）。

各学部の教員組織は、学科に置かれる「分野・研究室体制」のもとで、各学科の入学定員に対して必要な教員数（枠）が割り振られている。2017（平成29）年度及び2018（平成30）年度の学部改組を機に、この学科教員定員数（枠）は更新され、2017（平成29）年度から新たな教員体制をスタートさせている（大学基礎データ表1）。

各学科に置かれる各研究室の教員数は、原則「複数指導体制（3人体制）」とし、職階、年齢等に対するバランスに配慮しながら、各学科長と学科教員が協議して適切な教員配置を行っている。また、研究室運営に必要な特別の事情、短期的な補てん人事が必要な時は、これに「嘱託教員」（教員枠0.5枠、任期1年、最長5年契約）を配置するなどして、学生への教育効果が低下しないように配慮している。これらの処置により、研究室、学科、学部の教育と研究の充実を図るとともに、継続性の担保、さらに先端性の確保が行われている。

研究室単位の人事は、所属教員の定年や異動、補職への就任、留学等に合わせて、各学科が計画し、第一専門委員会において、それらを審議・確認している（大学基礎データ表1）。

専任教員の年齢構成は、各学部・研究科とも、概ね40歳～49歳が3割～4割を占め、65歳定年制（嘱託教員は70歳定年制）の制度下にあって適切な配置が行われている（大学基礎データ表5）。なお、専任教員一人当たりの学生数は、学部全体で30.3人となっており、私立農学系大学の平均（20.0人「河合塾ガイドライン2018.11」）より多くなっている（大学基礎データ表1）。しかし、本学では全学部全学科全学年において学級担任制（複数担当）を導入している。これは、入学から卒業までの間、学生と教員の距離を近づけ相談しやすい環境となるよう配慮しているためである（資料6-1）。3年次生からは全ての学生が研究室に所属し、研究室においては前述したとおり複数指導体制（3人体制）により修学支援を行っている。その後4年次生では全ての学科で卒業論文を必修科目としており、学生によりきめ細かな学修体制となっている（資料4-41）。

学生指導は3・4年生から配属され所属する研究室単位で行うことを重視しているため、その観点からすると、研究室で実験や演習そのほかの活動を日々指導する専任教員一人当たりの学生数は、学部全体の1/2の約15人となる。

学部における非常勤講師数は全体延べ数で1,905人となっているが、専門教育科目に対する専任教員の授業科目の担当状況（専兼比率）については、各学部学科とも概ね70～80%となっている。教育課程の核となる各学科の専門教育に対しては各学科とも専任教員が中心となって教育課程が運営されている（大学基礎データ表1、大学基礎データ表4）。

大学院の授業に関しては、学部教員が兼担しているが、大学院設置基準上の数は、前述のとおり十分に確保している。

研究科担当教員については、2017（平成 29）年度に「教務職員資格審査基準」を改正して、大学院教員に「指導補助教員」の資格を追加し、すでに人事発令を行っている。これにより、2019（平成 31）年度からは学生に対する「複数指導体制」を整え、指導の充実を図っている（資料 6-2）。

専任教員が授業の質を確保し、また学生指導にあたる時間を十分確保するためにも、過度な授業負担を避けることが必要になる。従来から、専任教員の週担当時間数を原則「12 時間（6 コマ）」としてきているが、その適切性については検討が必要である。

教養教育は、学部共通で開講・運営されており、その多くを非常勤講師が担当している。学部学科による違いはあるが、「総合教育科目」の平均「専兼比率」が 46.8%、「外国語科目」では平均「専兼比率」12.7%であり、非常勤講師に依存していることは明らかである（大学基礎データ表 4）。

この教養教育に関しては、2016（平成 28）年度に、教学検討委員会傘下に「教養教育センター（仮称）あり方検討委員会」を設置し、「本学が目指す教養教育」、「全学共通の教養科目」、「科目担当者の考え方」等を内容とする答申が学長に提出された。今後の教育課程の改正のタイミングに合わせて、答申内容に基づき、その実現に向けて学内での検討が開始される予定である（資料 6-3）。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授・准教授・助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学では、教務職員（専任及び任期制教務職員）の採用・昇格は、「学校法人東京農業大学職員就業規則」に、嘱託教務職員（有期雇用職員）の採用は「学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則」に準拠して計画・手続きしている（資料 6-4、資料 6-5）。

また、採用・昇格の資格審査にあたっては、「東京農業大学資格審査基準＝教員資格審査マニュアル」に基づき、教務職員等資格審査委員会が厳正かつ公正に審査を実施している（資料 6-2）。

さらに、本学の教務職員（嘱託教務職員は別途規定）は、「学校法人東京農業大学職員就業規則」により、原則 5 年間の任期付き教務職員（任期制教務職員）として採用され、採用 5 年後の専任化申請にあたっては、専任化判定基準と手順に基づき、専任化判定審査会が厳正かつ公正に審査を実施している（資料 6-6）。

採用、昇格及び任期制教員の専任化の具体的手順等は以下のとおりである。

●教員の採用

（1）枠取り申請

1) 教務職員（任期制教務職員・嘱託教務職員）の採用にあたっては、各学部・学科の教育・研究計画に基づき、また、分野・研究室単位で職階・年齢構成・人数などのバランスを考慮しながら当面の人事計画を策定する。

- 2) その過程で退職・転出等により欠員補充が必要とされる場合は、本学が設定した各学部・学科の教員枠の範囲内で所属長が「枠取り」申請を行い、第一専門委員会での審議を経て学校法人東京農業大学人事委員会（以下、「人事委員会」という）で承認を得る。
 - 3) 「枠取り」の審査は、採用枠数、採用職階、採用予定年月日について行い、「枠取り」が認められなければ採用人事を進めることはできない。（枠取りは概ね採用の1年6ヶ月前までに策定し申請を行う。）
- (2) 教員の募集（公募）
- 1) 教員採用は、上述した「枠取り」を前提に、学校法人東京農業大学職員就業規則及び有期雇用職員就業規則に準拠した計画に基づき、公募する。
 - 2) 公募は、学部・学科・課程単位で行い、当該学部・学科・課程は、学科長等と専任教授を委員とする採用候補者推薦委員会を設置し、公募要領を策定し、選考方法を決定する。
 - 3) 公募の具体的な進め方は、学部・学科に全面的に委ねているが、概ね、本学ホームページや研究者情報サイト(JST researchmap 等)への募集要項掲載、関連する教育・研究機関宛の募集照会などの方法により行っている。
- (3) 応募者の選考
- 1) 公募による応募者の選考は、上述の採用候補者推薦委員会において、当該学科の人事計画・採用方針（枠取り）と資格審査基準に照らして、履歴、教育・研究業績、社会的活動実績等のすべての基準を満たしている複数の候補者を書類選考する。
 - 2) 選考された候補者に対しては、採用候補者推薦委員会に当該学部長を加え、候補者面接（候補者によるプレゼンテーションを含む）を実施し、教育・研究業績を含めた採用候補者としての適格性を判定する。
 - 3) 「適格」と判断した1名を新規採用候補者として、当該学部長・学科長から学長に対し推薦（採用申請）を行う。
 - 4) なお、この段階で採用適格者を得られなかった場合（応募者なしの場合も含む）は、枠取り延長（採用の延長）・職名変更（枠取りする職名変更や職名の幅を拡大）の手続きを行う。
- (4) 採用手続き
- 1) 採用候補者に対しては、推薦書等（推薦書、履歴・業績書等の採用申請書類一式）を基に、第一専門委員会が採用面接を実施する（嘱託教務職員は対象外）。
 - 2) 同委員会で採用が承認されれば、教務職員等資格審査委員会に付議され、候補者の履歴・研究業績に対する資格審査が行われる。
 - 3) 「適格」と判定された候補者は、教授会に付議され、教授会構成員からの意見及び賛否に係る投票結果を踏まえ学長が承認する。
 - 4) その後、人事委員会に付議され、同委員会の承認をもって最終的に採用決定となる。

●教員の昇格

- (1) 教務職員の昇格は、当該学部・学科・課程が候補者の履歴及び教育・研究業績、社会的活動実績等について、資格審査基準に照らして審査を行う。
- (2) 当該職階への昇格基準をすべて満たしている者を、昇格候補者として学部長・学科長

から学長に対して推薦する。

- (3) 昇格候補者に対しては、推薦書等（推薦書、履歴・業績書等の昇格申請書類一式提出）を基に、第一専門委員会において昇格可否を審議する。
- (4) 第一専門委員会において昇格の承認後、教務職員等資格審査委員会に付議され、候補者の履歴・研究業績に対して資格審査が行われる。
- (5) 「適格」と判定された候補者は、教授会に付議され、教授会構成員からの意見及び賛否に係る投票結果を踏まえ学長が承認する。
- (6) その後、人事委員会に付議され、同委員会の承認をもって最終的に昇格が決定となる。

●任期制教務職員の専任化

- (1) 採用時の手続き（専任化までの目標値設定）
 - 1) 当該学部・学科の選考により採用候補者となった者が、当該学部長及び学科長と面談のうえ、任期中(5年間)の教育、研究、大学運営及び社会貢献等に関する目標値を設定する。
 - 2) 特に専任化判定までの4年間の研究業績（著書、論文執筆数と科学研究費及びその他外部資金申請）の目標値については、専任化審査判定表に具体的に示し、採用申請書類とともに提出する。
- (2) 専任化手順と専任化判定審査
 - 1) 採用後、該当者は、1年ごとに当該学部長、学科長、分野主任と面談し、採用時に設定した研究業績の目標値の達成度の確認と、教育業績、大学及び学科運営、社会活動に関する1年間の業績についての評価及び今後の改善事項等について指導を受ける。同時に、面談・指導記録を作成・保管する。
 - 2) 上記の面談・指導を4年間実施し、任期最終年度(5年目)に、採用後4年間の各目標の達成度を専任化審査判定表にまとめ、所属(学部・学科)内審査を行う。
 - 3) 所属内審査の結果、専任化「合格」と判断された場合、所属長から学長宛に専任化の申請（推薦書及び専任化申請書類の提出）を行う。
 - 4) 教学担当副学長、第一専門委員会委員、教務職員等資格審査委員会委員長をメンバーとする「任期制教務職員専任化判定に関わる業績審査委員会」において、予め公表している評価・合格基準に従って、厳正かつ公正な審査を実施し、専任化する可否かを判定する。
 - 5) 専任化判定により「合格」となった者は、第一専門委員会、教授会、人事委員会の議を経て採用5年経過後に専任化発令される。

以上のように、本学では、規程に基づき全学的な教員の募集・採用・昇格において厳正な審査・選考を実施しており、これまでも十分な効果を上げてきた。採用・昇格の選考・審査基準は研究業績のみならず、教育歴、課外活動、社会活動、人物、将来性なども加味され、多角的な判定が行われている。特に研究業績については、教員の多様な研究分野における業績発表の特性、研究業績や論文の質をできる限り客観的に評価するための基準を構築して学内公開しており、全ての教員が自らの業績を自己評価できるよう配慮している（資料 6-2）。

また、任期制教務職員の専任化判定審査においては、専任化の評価基準や手続きを明示し、客観的に実施している。専任化審査判定表には目標達成度を評価する基準として、教育業績、研究業績、大学の管理運営とOJT達成度及び社会的貢献業績を掲げ、評価の比重をそれぞれ40%、40%、10%、10%と示し、本学教員に求める能力・資質等の内容を明らかにしている（資料6-6）。

資格審査基準に関しては、総合的な教育力・研究力を持った人材を確保できるような客観的な評価基準が必要であるため、2011（平成23）年度に「教務職員資格審査マニュアル」を作成し、幾度かの一部改正を経ながら、現在も運用している。研究者としての高い能力に関しては「研究業績得点化表」を用いてより公正な評価をすると同時に、優れた見識、社会性及び教育に対する情熱に関しても「教育・管理業務、社会活動の評価判定表」を設けて審査を行っている。いずれも、点数化による客観的な指標を設けた上で、総合的な判定を行っている（資料6-2）。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教育組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会貢献活動等の評価とその結果の活用
--

本学では、教育課程の編成及び改善、授業の内容及び方法の改善等に係る全学的なFDを推進するため、全学審議会の設置委員会に、学部教学検討委員会及び大学院教学検討委員会を設置している。

両教学検討委員会では、教学に関わる事項を検討し、全学審議会に報告している。学部教学検討委員会の構成は、委員長に教学担当副学長、委員に各学部長を配し、幹事は関係事務所管が担当している。大学院教学検討委員会の構成は、委員長に農学研究科委員長、委員に教学担当副学長、生物産業学研究科委員長、各学部長を配し、幹事は関係事務所管が担当している。

また、必要に応じ、より詳細に教学に関わる事項を調査するワーキンググループ（WG）を置き、両教学検討委員会に提言することも行っている。このWGは、委員長の指名により学部・研究科の若手教員を中心に構成している。両教学検討委員会での検討事項は、学部長又は研究科委員長を通じて学科に伝えられ、学科からの意見などは学部長又は研究科委員長を通じて両教学検討委員会での議題となることもある。この両教学検討委員会の検討事項の中にはFD活動に関わる事項も多く含まれている。

学部教学検討委員会が、全学的なFDの課題として取り組んだ事例は以下のとおりである（資料4-8、資料4-9、資料4-37、資料4-39、資料6-7）。

- (1) 教育課程の改善に関する取り組み（「ナンバリング」、「カリキュラムツリー」の設定等）
- (2) 授業の質向上に関する取り組み（「学生による授業評価アンケート」の改善等）

- (3) 教授方法の改善に関する取り組み（「アクティブラーニング」の推進、「ベストティーチャー賞」の新設等）

大学院教学検討委員会が、取り組んだFDの事例は以下のとおりである（資料6-8）。

- (1) 学生指導の充実に関する取り組み
- (2) 論文審査の充実に関する取り組み
- (3) 授業の質向上に関する取り組み

2015（平成27）年度から、学部学科内の教育課題・FD課題を解決することを目的とした「学部横断型の教育改革推進プロジェクト」を展開している。学部学科の枠を越え、共通する課題を抱える教員・学科・学部が横に連携して、3年間の実践期間の中で、課題解決に向けたプロジェクト活動を展開している。プロジェクト期間終了後は、プロジェクト活動で得た結果・成果が、当該学部学科の教育課程や教育手法の改善や新たな学生指導の方法に活用されている（資料4-24）。

また、学部内の教育課題の解決や学部の特徴化に資する新たな教育プログラムの試行を目的とした「学部の教育改革プロジェクト」を2017（平成29）年度から展開している。学部長が中心となって、所属学科教員と協力して、2年間の実践期間の中で、課題解決に向けた活動を展開している（資料6-9）。

2017（平成29）年度に採択されたプロジェクトでは、「学習成果の可視化」に関する課題が複数採択され、学部の特徴を生かす教育に向けた活動が展開されている（資料4-33）。

この他にも、教員対象の「学内FDフォーラム」、「ハラスメント講習会」、「障がいのある学生支援対策講習会」などが定期的で開催され、学部・研究科に積極的な参加を求めている。このように教学検討委員会を柱として全学的なFD課題に取り組む体制となっており、これらの活動を通じて教員のFDに関する資質向上、教育力の向上を目指している（資料6-10、資料6-11、資料6-12）。

なお、教員の教育活動、研究活動、社会活動に関しては、上述した2011（平成23）年から運用されている「教員資格審査マニュアル」の判定基準の中の一項目となっており、教授、准教授昇格の際の加点対象となっている（資料6-2）。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の教員組織の基となる教員数は、学部ごとに決定し、各学科はそれに基づき「分野研究室別の学科教員構成表」を独自に作成し、学科の人事、教員組織（計画）の維持・管理を行っている。学部学科からの教員人事申請の際、第一専門委員会において、常に「分野研究室別の学科教員構成表」の検証が行われ、大学全体として各学科の教員組織の適切性を確認している（資料6-13）。

2017（平成 29）年度及び 2018（平成 30）年度の学部改組の際、各学科の「教員数（枠）」と「分野研究室別の学科教員構成表」の見直しが行われ、改組後の大学全体の「教員組織」の点検を実施した。この点検結果をもとに、2020 年度及び 2021 年度に予定する大学院改組（研究科の分離独立）に必要な教員組織が計画されている。

本学は、2017（平成 29）年度に策定した教員組織の編制方針において、編制にあたって保有学位、専門分野構成、年齢層や性別の多様性、国際化への対応について留意することを盛り込んだ。また、このことは中期計画 N2022 にも反映させ、より明確に編制の方針を示したことにより、今後、教員組織について大学として検討することとした（資料 6-14【ウェブ】）。

（2）長所・特色

本学の教育研究の基盤は研究室体制にあり、現在、6 学部 23 学科に 127 の研究室を擁している（資料 6-15）。

中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」には、予測困難な時代において高等教育段階で培うことが求められる「学士力」の重要な要素が示されている。

本学では、研究室での教育研究活動や集団生活を「学士力」の重要な要素を育む源として位置付けている。本学における教育研究組織の最小単位は研究室であり、教員は学生への専門教育指導や課外活動のサポートの他、学生生活指導や就職支援も行っている。そのため、学生は研究室での集団生活を通じて、社会生活を送る上で重要な教養や専門知識のみならず、他者とのコミュニケーション能力等も身に付けることができる。

本学は、研究室を中心とした教育研究システムを有効に機能させるため、原則として 1 研究室あたり 3 名の教員を配置し、職位（職階）や年齢構成のバランスに配慮し採用人事を行っている。また、研究室ごとの専門性や研究分野も考慮し、当該学科の教育研究の質を維持している（資料 6-1、資料 6-13）。

（3）問題点

学生や保護者に対してより丁寧な対応が求められるなど、教員の職務の範囲は拡大している。教員の職務の範囲を明確にするとともに、学生や保護者の満足度の高い教育を行うこと、さらに、教員が研究者としても実績を上げられる環境にするためには、教員同士が協力しあえるような職場環境の醸成などが求められる。しかし、教員の抱える問題点や要望を聞き取る仕組みが十分でない可能性もあり、教学検討委員会の役割は大きい。適切な教員組織の編制、FD の推進などの必要性も高いといえよう。

非常勤講師は、学部共通の教養系、語学系の科目担当が中心ではあるが、カリキュム全体の運営においては大きな存在となっている。適正なクラス規模や開講科目数に配慮するなどして授業の質を担保すること、基幹科目を専任教員が担当すること、専任教員が学生指導に当たる時間を確保することなどの教育環境の整備について検討している。

(4) 全体のまとめ

本学は、建学の精神および教育研究の理念のもと、求める教員像を公開して、求める教員像に合致するとともに、本学における教育研究に熱意のある人材の公募を行っている。また、その採用や昇格等にあたっては、明確な資格審査基準を示し、原則として所属学科教員の同意あるいは推薦、所属長からの申請、第一専門委員会での審議、教授会の意見等に基づき学長が承認することにより、公正かつ厳格な人事を進めることができている。

教員組織整備にあたっては、法人の中期計画等との擦り合わせを行うなど、私立大学の特性を反映して大学・法人が認識を共有して取り組む体制を確認し、両方で点検・評価を行う仕組みが構築されている。一方で、各研究室の人事は、学長ガバナンスのもと、学部学科の教員と所属長が責任と自覚をもって運営していく仕組みと環境が整えられており、現場の学部・学科・研究室、大学、法人が、この「教員・教員組織」を教育改善の大元の課題であることを共有している。

学生や保護者に対するより丁寧な対応が求められること、障がいのある学生など特別なケアを必要とする学生への適切な対応が求められることなど、教員の業務の幅は拡大する傾向にある。その中で、教員自身も教育者として、また大学に所属する研究者としての成長が期待されている。時間的にも人間関係においても、また、研修の機会などにおいても、教員が自分自身の成長を図れる環境を保つためにも、適切な教育組織の編制の重要性は明らかである。

本学の教育研究の根幹として重要視しているのは、適切な「研究室体制」と、研究室における学生の指導である。この研究室という現場における教育研究の推進を通し、また日々の学生と教員の相互のかかわりの中で、学生と教員がともに成長していくものと期待している。

今後は、「授業科目の専任率の向上」、「外国人教員の増加」、「現場からのFD活動の組織的・多面的実行」などの課題の改善・強化に取り組んでいく。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示
--

本学では、建学の精神「人物を畑に還す」、教育研究の理念「実学主義」を実現するため学生支援の方針を以下のとおり定め、大学ホームページで公開している(資料2-3【ウェブ】)。この方針に基づき、教育組織及び事務組織はきめ細かな学生支援体制を構築している。特に、障がいのある学生への支援については全学的に取り組んでおり、教職員を対象とした障がい学生支援対策講座等を実施し、障がいのある学生が在籍する学科教員による支援例の紹介や、専門家によるアドバイスなど、支援の向上を図っている。

本学では、在学生と卒業生に愛される大学を目指し、教育研究の理念を体現し、建学の精神を達成する。「農の心」を持つ多様な人材を世界に輩出し、卒業後も大学との連携を強固にするため在学中の学生支援の方針を「全ては学生の未来のために」とする。

具体的には以下を行う。

【修学支援】

1. 親切かつ学生視点で対応する
2. 学生の向学心に広く対応する
3. 成績不振学生に対し、適切な対応をする
4. 全教員がオフィスアワーを設定し、学修相談を行う

【生活支援】

1. 課外活動の活性化を支援する
2. 奨学金等の経済的支援に関する助言をする
3. 心のケアを目的とし、「気遣い力」を強化する

【進路支援】

1. 進路希望に応じた様々なプログラムを実施する
2. 就職や進学相談へ親身な対応をする
3. 学生の将来の可能性を広げる支援を行う

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備
評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施
評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施
評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施 評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施
--

修学支援は、学生支援の方針の「修学支援」に基づき、全学審議会の設置委員会である学部教学検討委員会及び大学院教学検討委員会が中心となり、世田谷キャンパスでは教務課及び大学院課、厚木キャンパス及び北海道オホーツクキャンパスではそれぞれの学生教務課が窓口となり、以下の取り組みを行っている。

学生支援の方針【修学支援】

1. 親切かつ学生視点で対応する

本学では全学部全学科全学年において学級担任制（複数担当）を導入している。これは、入学から卒業までの間、学生と教員の距離を近づけ相談等しやすい環境となるよう配慮しているためである（資料6-1）。

3年次からは全ての学生が研究室に所属し、研究室においては前述したとおり複数指導体制（3人体制）により修学支援を行っている。その後4年次では全ての学科で卒業論文を必修科目としており、学生によりきめ細かな指導ができる体制となっている（資料4-41）。このように、本学では、1研究室複数教員体制により、ひらかれた教育指導の場となるよう配慮している。

また、障がいのある学生に対する修学支援として、入学試験時および入学後に支援要請のあった学生を対象に組織的に支援している。身体的・精神的な障がいのある学生から授業時の配慮を求められた場合は、学生と健康増進センターとが情報共有の上、配慮を求める修学支援申請書を作成し、学生部学生課・学務部教務課（厚木・北海道オホーツク事務部学生教務課）・担当教員・学級担任に連絡をしている。また、定期試験等で別室受験を希望する学生には別室受験を認め、試験監督を別途配置している（資料7-1）。

その他、組織的な支援措置としては、聴覚障がいのある学生に対するノートテイクやPCテイクが挙げられる。PCテイクの場合は、学生が在籍している学科が主体となり、当該学科の上級生（大学院生含む）に協力を呼びかけ、「PCテイクの講習」（学内で実施）を経てPCテイカーとして依頼している。

視覚障がいのある学生に対しては、点字による資料作成や点字による定期試験が行われている。学生部学生課が主体となり、学務部教務課と協力して学生アルバイトを雇用して資料を作成し、試験問題は、厳正な対応が必要であるため、日本点字図書館に作成を依頼している。

また、障がいのある学生が在籍している学科が主体となり、支援方法等の報告を行い、全学部学科において支援方法について情報共有し、適切な支援ができるように努めている（資料7-2）。

海外協定校から派遣された交換留学生及び一般の留学生や帰国子女に対しては、日本語の修得を目的とした、全学共通科目の「日本語」を1年次に初級日本語（一）～（四）と中級日本語（一）～（四）の8科目16単位、2年次に上級日本語（一）～（四）の4科目8単位を開講している（資料7-3）。

2. 学生の向学心に広く対応する

本学では、多数の留学生及び海外協定校からの交換留学生を受け入れており、本学の高度な専門教育を効率的に学習させるためには英語による授業が望ましいと考え、すべて英語によって授業を行う「英語による専門教育プログラム」を26科目開講している。このプログラムは留学生に限らず、日本人（日本国籍）学生の受講も認め、学生の興味関心に応じたアドバンス教育を行い、学生の視野を広げ向上心を高め、自ら学修に取り組む姿勢を育てている（資料7-4）。

本学では、全ての学科で教員免許を取得することが可能であり、毎年教員として多数が採用されている（資料7-5、資料7-6）。また、学芸員や司書の資格を取得できるため、これらについては、教職・学術情報課程と学務部教職学情課が連携を図りながら学生への支援を行っている。

3. 成績不振学生に対し、適切な対応をする

3キャンパスにおいて、各学期終了時に世田谷キャンパスでは学務部教務課が、厚木及び北海道オホーツクキャンパスでは事務部学生教務課が、GPA値1.5に満たない学生の一覧を各学科に報告し、学級担任等学科教員から本人に直接面談又は電話・メールで指導を行っている。学科へは成績不振学生のほか、履修未登録で進級・卒業ができない学生についても情報を提供し、学生指導を講じている（資料7-7）。また、成績不振以外の経済的な理由や進路変更等により休学や退学を希望している学生にも、学級担任が面談し学生個々の事情を確認した上で対応を行っている。

入学前の学習履歴が多様な学生の修学支援のため、各学科では、それぞれの教育課程に準じ、入学後必要となる基礎科目を「基礎生物、基礎化学、基礎数学、基礎物理、文章表現、基礎社会」の6科目から適宜設定し、1年次前期にリメディアル教育科目（自由科目）として配当している。入学後「プレイスメントテスト」を実施し、基準に満たない学生を対象に受講を義務付け、専門教育への無理のない接続を促している（資料4-41）。

各学科別対象リメディアル科目一覧

(平成30年度)

学部名	学科名	基礎 生物	基礎 化学	基礎 数学	基礎 物理	文章 表現	基礎 社会
農学部	農学科	○	○	○		○	
	動物科学科	○	○	○		○	
	生物資源開発学科	○	○	○		○	
	デザイン農学科	○	○	○		○	
応用生物科学部	農芸化学科	○	○				
	醸造科学科	○	○				
	食品安全健康学科	○	○				
	栄養科学科	○	○				
生命科学部	バイオサイエンス学科	○	○				
	分子生命化学科	○	○				

	分子微生物学科	○	○				
地域環境科学部	森林総合科学科	○	○			○	
	生産環境工学科			○	○	○	
	造園科学科	○		○		○	
	地域創成科学科	○		○		○	
国際食料情報学部	国際農業開発学科			○		○	○
	食料環境経済学科			○		○	○
	国際バイオビジネス学科			○		○	○
	国際食農科学科			○		○	○
生物産業学部	北方圏農学科	○	○	○		○	
	海洋水産学科	○	○	○		○	
	食香粧化学科	○	○	○		○	
	自然資源経営学科			○		○	

4. 全教員がオフィスアワーを設定し、学修相談を行う

本学では、WEBシラバスシステムを活用し、専任教員の他、兼担及び兼任教員含むすべての授業担当者のオフィスアワーの時間帯やメールアドレス等を掲載し、学生の疑問等に迅速に対応するよう心掛けている（資料7-8）。

また、各学期の定期試験終了後、学生本人に開示された成績に対して授業担当者が学生からの相談を受ける期間（成績相談期間）を各学期それぞれ1週間設けている。学生が自身の成績に疑問を抱いていた場合には各科目の担当教員が個別対応を行っている。このように、直接授業担当者に確認できる機会を設けることで評価の透明性を確保している。

生活支援は、学生支援の方針の「生活支援」に基づき、全学審議会の設置委員会である各キャンパス学生委員会が中心となり、世田谷キャンパスでは学生部学生課、厚木キャンパス及び北海道オホーツクキャンパスではそれぞれの事務部学生教務課が窓口となり、以下の取り組みを行っている。

学生支援の方針【生活支援】

1. 課外活動の活性化を支援する

課外活動について、本学では農友会文化団体連合会、農友会体育団体連合会、文化系同好会、体育系同好会の4つのいずれかに加盟する団体が大学公認団体として活動している。これら各部及び各同好会には、教職員が部長又は顧問に就いて課外活動においても学生の指導にあたっている（資料6-1）。なお、各キャンパスの団体数は以下の表のとおりである。3キャンパスの中で学生数の一番多い世田谷キャンパスにおいては、約8,400人の在籍学生に対して、各団体に所属している学生数は約5,700名で約7割の学生にのぼっている。

(平成 30 年度)

	文化団体 連合会	体育団体 連合会	文科系 同好会	体育系 同好会
世田谷キャンパス	25	31	44	33
厚木キャンパス	9	4	13	16
北海道オホーツクキャンパス	2	12	16	19

毎年 10 月（北海道オホーツクキャンパス）・11 月（世田谷・厚木キャンパス）に開催される収穫祭（学園祭）では、収穫祭実行本部を教職員と学生をもって組織し、学生主体で企画から運営までを行い、教職員は活動が円滑に進むようサポートしている。

収穫祭は、希望する大学公認学生団体あるいは研究室が模擬店・即売店の出店や、教室を使用して活動成果の展示・研究発表などを行っている。来場者数は毎年 3 キャンパス合計 10 万人を超える規模となっており、本学と地域住民を繋ぐ役割も担っている。2018（平成 30）年度の来場者数は、世田谷キャンパスでは 11 月 2 日～4 日の 3 日間で合計 85,839 名、厚木キャンパスでは 11 月 3 日～4 日の 2 日間で合計 26,287 名、北海道オホーツクキャンパスでは 10 月 6 日～8 日の 3 日間で合計 8,157 名となり、3 キャンパス合計 120,283 名となった（資料 7-9）。また、模擬店・即売店及び文化・学術展示の取り組みに対して、実行本部委員による審査あるいは来場者投票等により優秀な団体を選出し、表彰を行っている（資料 7-10）。

2. 奨学金等の経済的支援に関する助言をする

大学独自の給付型奨学金制度として、2012（平成 24）年度から学部生を対象とした「人物を畑に還す奨学金」を設けている。これは、地方出身者（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県以外の地域）を対象として、卒業後農業学関連産業の業種に就く志をもった学生で、かつ経済的に修学困難な学生に対し、申請者の作文及び書類審査により、選考を行い、3 キャンパスで一人 60 万円を毎年 50 名以内として給付するものである（資料 7-11）。

大学院奨学金制度としては、2016（平成 28）年度に「学びて後足らざるを知る奨学金」を設けている。大学院生に特化した奨学金制度であり制度採用者の割合が多くなっている。奨学金は単年度のものではなく、標準修業年限期間の受給が可能なもので、進学の際に修了までの授業料等のめどが立つよう配慮している。現在、大学院教学検討委員会に大学院生の経済支援に関するWGを設置し、本制度の検証とさらなる支援充実を検討している（資料 7-12、資料 7-13）。

また、2016（平成 28）年度から大学院生を対象に「海外発表支援プログラム」を実施しており、一人 10 万円を限度に海外での研究発表のための助成を行っている（資料 7-14）。

さらに、経済支援の側面だけではなく、研究者としてのキャリアアップを目指し、日本学術振興会の特別研究員への申請を促すために、毎年 2 月に 3 キャンパス合同の説明会を実施している（資料 7-15）。

その他にも、外国人留学生を対象とした「特別留学生制度」「特別留学生奨学金制度」「私費外国人留学生奨学金制度」の奨学金給付や授業料減免制度を設けている。

「特別留学生制度」は授業料等の減免制度、「特別留学生奨学金制度」は給付型奨学金、

「私費外国人留学生奨学生制度」は、学部生は授業料等の減免制度で、大学院生は給付型の奨学金である（資料 7-16、資料 7-17、資料 7-18）。

また、天災、地変その他の自然災害に罹災し学費の納付が困難となった学生に対し、修学の継続を支援するため、授業料の減免制度を設けている。

日本学生支援機構の奨学金については、2018（平成 30）年度から受付業務を外部委託とし、世田谷キャンパス学生部学生課の窓口に通常 2 名の専門担当者を配置し対応している。厚木及び北海道オホーツクキャンパスでは、事務部学生教務課が窓口になり、世田谷キャンパスの専門担当者と連携を図って対応している。これにより、個々への細やかな指導が行き届き、書類不備のものが大幅に減少した。なお、2018（平成 30）年度世田谷キャンパス約 8,400 人のうち、2,060 名が日本学生支援機構の奨学金を利用している。

3. 心のケアを目的とし、「気遣い力」を強化する

メンタルヘルス対応として、学校医や看護師、カウンセラーを配置し学生が充実した大学生活を送れるように修学上の心身の健康相談の対応を行っている。

世田谷キャンパスでは学生部学生課が主体となり健康増進センターと学生相談室が、厚木キャンパス及び北海道オホーツクキャンパスではそれぞれの事務部学生教務課が主体となり、厚木キャンパスでは保健室と学生相談室、北海道オホーツクキャンパスでは医務室と学生相談室がそれぞれ窓口となっている。

学校医による心身に係る相談等の対応とともに、カウンセラー（臨床心理士を含む）を配置し、精神面や適応相談、進路相談、生活相談等に対応して、学生に修学支援、生活支援の向上を図っている。

学生の相談内容を把握し、緊急性を含めて学校医や医療機関につなぐか、関係部署や教員と連携を図るか、カウンセラーが対応するかを適宜判断して迅速に対応している。

世田谷キャンパス健康増進センター、厚木キャンパス保健室、北海道オホーツクキャンパス医務室では、3カ月に1回（年4回）マルチメディアを利用しそれぞれのキャンパスでの感染症の情報やマニュアルなどについて定期的に情報共有を行い、学生が3キャンパス同等のサポートが受けられるようにしている。2018（平成 30）年度については、それぞれのキャンパスを訪問し、施設や体制等の情報共有と意見交換を実施した。

近年は心の病を抱える学生が増加していることから、各キャンパスのカウンセラーは重要な役割を担っている。下表のとおり学生相談室の利用者数は少なくはない人数であり、学生が気軽に相談に行けるよう、相談時間等についても配慮している。

学校医・看護師・カウンセラー（臨床心理士）の在室状況（平成 30 年度）

	世田谷 キャンパス	厚木 キャンパス	北海道オホーツク キャンパス
学校医	週 4 日	月 2 日	週 1 日
看護師	週 5 日	週 5 日	週 5 日
カウンセラー（※）	週 5 日	週 5 日	週 2 日

※臨床心理士の有資格者を含む。

学生相談室利用状況（延べ人数）

	世田谷 キャンパス	厚木 キャンパス	北海道オホーツク キャンパス	合計
2015年度	1,294名	992名	383名	2,669名
2016年度	1,390名	615名	377名	2,382名
2017年度	1,536名	718名	408名	2,662名

（利用者数は、学生・教員・職員・保護者の合計）

2017（平成29）年度は「発達障害傾向のある学生の特徴と接し方について」、2018（平成30）年度は「カウンセリング技法を使ったコミュニケーションの基礎的技術」、「大学における障害学生支援と聴覚障害学生への合理的配慮」、「視覚障害学生の修学環境の整備と考え方」の講演会を教職員対象に行った（資料7-19）。

進路支援については、学生支援の方針の進路支援に基づき、全学審議会の設置委員会のキャリア戦略委員会が中心となり、世田谷キャンパスではキャリアセンター、厚木キャンパス及び北海道オホーツクキャンパスではそれぞれの事務部キャリア課が窓口になっている。なお、3キャンパス連携のもと大学全体としての支援体制により進路支援を進めることを基本とし、各キャンパスに就職対策委員会を設置して、学生の就職支援等を行っている（資料7-20）。

就職対策委員会は、各学科（専攻）から選出した教員、キャリアセンター長、各キャンパスキャリア課長、キャリアセンター及びキャリア課職員で構成し、教職協働による支援体制となっている（資料7-21）。

具体的には、方針に基づき以下の取り組みを行っている。

学生支援の方針【進路支援】

1. 進路希望に応じた、様々なプログラムを実施する

日本経済団体連合会の「採用に関する指針」による就職活動スケジュールを踏まえ、学生が求める就職支援を提供するとともに、企業からの情報収集にも注力し、多くの情報を学生に提供するように努めている。具体的な支援策としては、就職支援プログラム（65講座）、公務員対策講座（13講座）、学内企業セミナー（3月、4月、7月、9月で延べ485社）、就農支援（5社）があげられる（資料7-22、資料7-23、資料7-24、資料7-25）。

特に就職支援プログラムは、学部3年生、大学院博士前期課程1年生を対象として就職活動全般についてサポートしており、プログラム内容についてはアンケートにより学生の声を聞いて改善に努めている（資料7-26）。

また、学内企業セミナーについては、世田谷キャンパスで開催しているが、厚木及び北海道オホーツクキャンパスの学生も参加している。2019（平成31）年3月卒業・修了予定者を対象とした学内企業セミナーには、3月、4月、7月、9月の開催に合計485社、学生は、延べ7,368名が参加した（資料7-24）。

公務員講座は、1年間の国家総合職コース、地方上級・国家（一般職）の2コースに加え、各学科教員による技術職の専門科目対策講座を開講している（資料7-27）。国家総合職コー

ス受講者の採用試験合格者の実績も上がっており、その成果がみられる（資料 7-28）。

2. 就職や進路相談へ親身な対応をする

3 キャンパスに、キャリアセンター（世田谷キャンパス）及びキャリア課（厚木キャンパス・北海道オホーツクキャンパス）を設置し、キャンパス間で連携を密に取って支援を行っている。学生は何れのキャンパスへ行っても同様の支援を受けられる体制を整えており、特に北海道オホーツクキャンパスの学生が東京都（首都圏）で就職活動する際は、世田谷キャンパスにおいて情報収集、就職相談を行っている。採用情報（求人情報）、その他進路に関する情報は、本学の求人サイト（データベース）を使用して配信している（資料 7-29）。進路相談の内容は面談者による相談記録により共有し、キャリアセンター及びキャリア課所属職員全員が相談に対応できる体制をとっている。また、世田谷キャンパスでは進路相談や就職活動に関わる書類の添削アドバイスの待ち時間を縮減するため、学生が電話やメールで相談時間を予約できるよう配慮している（資料 7-30）。

本学の特徴として、就職活動を控えた学部3年生、博士前期課程1年生には、「進路登録カード」の提出に併せ、毎年11月からキャリアセンター及びキャリア課職員が学生全員との面談を実施している。これは、学生個々の進路相談はもとより、キャリアセンター及びキャリア課を気軽に利用できるような雰囲気づくりを心掛けていることもあり、対面方式を意識した取り組みである（資料 7-31）。

また、就職支援に関する協定を締結している都道府県を中心に、地元の企業を招いてのセミナーを開催している。キャリアセンター及びキャリア課職員が各都道府県で開催される情報交換会に参加して地元企業の情報を収集し、UIターン希望者に提供している（資料 7-32）。

2017（平成 29）年度からは大学院生に対する就職支援に注力しているが、2018（平成 30）年度は以下の3点を実施した（資料 7-33）。

- ①チャレンジワークショップ（1 day インターンシップ）
- ②大学院修了のOBOGによる講演会
- ③大学院生限定の企業説明会

なお、①チャレンジワークショップでは、通常、インターンを受け入れていない企業の研究所に協力を要請し、インターン体験の機会を設けている（資料 7-34）。大学院生の進路支援は、大学院研究科委員会等を通じて、各専攻の教員との協力体制のもとに進路支援に取り組んでいる（資料 7-35、資料 7-36）。

その他、進路状況調査を年3回（6月、9月、1月）実施し、学生の進路状況を把握し、未内定の学生に対しては、電話連絡や郵送等の方法により細やかな支援を行っている（資料 7-37、資料 7-38）。

3. 学生の将来の可能性を広げる支援を行う

本学では、学部1年生から3年生を対象とした国際インターンシップを実施している。本学のグローバル戦略である「学生を世界の畑に還す」のもと、国内外で活躍できる人材の育成を目的とし、アメリカ日系企業で約1か月間のインターンシップを通じて、国際的な就業観を養い、具体的なイメージを持たせるようにしている。また、このプログラムは往復航空

チケット代・保険代のみ負担で参加でき、学生の経済的負担を軽減していることも特徴の一つである（資料 7-39）。2012（平成 24）年度から実施しているこのプログラムは、毎年 8 名程度の学生が選抜されているが、帰国した学生の報告会等を見ると、参加者の成長は目を見張るものがあり、卒業後に海外に在住し活躍している卒業生もいる（資料 7-40）。

留学生に対する就職支援として、キャリアセンターが実施している「留学生のための就職支援プログラム」の周知等、キャリアセンターと国際協力センターが連携して留学生支援の強化にあたっている（資料 7-41）。

大学院への進学支援については、生物産業学研究科では、大学院生による研究のポスター発表を行うとともに、発表者の中から優秀賞を選出し表彰を行っている（資料 7-42）。農学研究科でも 2018（平成 30）年から同様のポスター発表会を開催している。2018（平成 30）年度は導入年度として、農学研究科バイオサイエンス専攻、農芸化学専攻、醸造学専攻、食品安全健康学専攻、食品栄養学専攻の大学院生が発表を行った。その他に進学相談ブースを設け、大学院課職員が学士課程の学生に対して相談を受け付けた。2019 年度以降については、他の専攻でも行う予定である（資料 7-43）。

その他の学生支援として、感染症（麻疹等）対策として入学時に健康調査を行い、予防接種の有無を確認している。抗体検査の必要な学生については、予防接種歴から実施を推奨している。また、農業を冠とする大学としての特性から、破傷風の予防接種を学内でやっている。

学校保健安全法による出席停止に対する対応として、出席停止となった学生は、電話連絡を大学に行くこととし、大学では「感染症発生時の対応マニュアル」（インフルエンザに限らず同様の対応としている）を用いて聴き取り、必要所管へ提出し発生を確認している（資料 7-44）。また、大学独自の「登校許可書」を作成し、医療機関でその用紙を用いて証明をもらうよう便宜を図っている。授業欠席に対しては、通常の授業欠席届とは別に「感染症による授業（試験）欠席届」を作成し、学校保健安全法に基づく出席停止に配慮している（資料 7-45）。

安全・安心への配慮として、2010（平成 22）年度に全教職員が専用の名札を携帯することを義務付け、学外者を明確に見分けられるようにし、不審者対策として、学内の各所に防犯カメラも設置している。災害時の対策としては、2011（平成 23）年 3 月 11 日の東日本大震災後、「大地震対応マニュアル」を作成し、全学生・教職員に配付するとともに、緊急時及び災害時に学生が大学へ連絡する方法についても明確にし、周知している。また、避難経路をキャンパス内に表示し、避難場所への誘導を分かりやすくした。建物ごとの避難訓練、全学避難訓練を 3 キャンパスでそれぞれ実施し、災害時対応の意識向上を図っている（資料 7-46、資料 7-47）。

正課中、課外活動中、通学中等の怪我等に対応するため、2010（平成 22）年度から「学生教育研究災害傷害保険（学研災 [通学特約]・学研賠）」に全学生を対象として加入している。以上のように学生に対する心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮を行っている。

ハラスメント防止のための措置については、「ハラスメント防止に関する規程」「ハラスメント防止委員会内規」「ハラスメント相談内規」を 2006（平成 18）年 4 月に制定し、防止及び救済措置を設けている（資料 7-48、資料 7-49、資料 7-50）。

以上の規程については、新入生に配付する「学生生活ハンドブック」に掲載するとともに、教職員に「ハラスメント防止ハンドブック」を配付している。毎年4月にハラスメント相談員に関する連絡先を公表して、誰に相談をすればよいかを「STOP Harassment!」を配布し明確にしており、相談専用のメールアドレスを設定して、メールでの相談も可能としている（資料7-51、資料7-52）。

本学における留年者の状況については、直近3年(2015～2017年度)の在籍学生に対する留年率をみると、大学全体(学士課程)では2015(平成27)年2.4%、2016(平成28)年2.1%、2017(平成29)年1.9%となっており、全体的には年々低下傾向にある。学部・学科単位で見ると、地域環境科学部と国際食料情報学部の一部の学科で2%台後半～3%台後半と留年率が高い傾向にあるが、概ね1%台の退学率で推移している学科が大半で、直近3年においては低下傾向にある(大学基礎データ表6)。

農学部、応用生物科学部、生命科学部、地域環境科学部、国際食料情報学部では年度末に卒業・進級基準の設定及び進級判定を行っており、基準及び判定は、

- ① 1年次から2年次への進級判定(卒業要件に関わる修得単位数が20単位以上)
- ② 2年次から3年次への進級基準(卒業要件に関わる修得単位数が50単位以上)
- ③ 3年次から4年次への進級基準(卒業要件に関わる修得単位数が90単位以上)
- ④ 卒業判定(卒業要件に関わる修得単位数が124単位以上)

とし、進級基準に満たなかった学生は次年度、留年(原級)となる。(ただし1年から2年次への進級について、進級判定基準を満たさなかった学生に対する進級の可否を学科で判定し決定する)

生物産業学部では、年度末に卒業・進級判定の設定を行っており、基準は、

- ① 2年次から3年次への進級基準(卒業要件に関わる修得単位数が50単位以上)
- ② 卒業判定(卒業要件に関わる修得単位数が124単位以上)

とし、進級基準に満たなかった学生は次年度、留年(原級)となる(資料7-53)。

留年(原級)対象者については予め担当課から各学科に報告を行い、担当課から保証人宛に留年通知を送付している。留年(原級)については、年度末における卒業・進級要件単位数不足により確定するが、留年に至る直接的な経緯・原因としては、学業不振や心身の病気による学習意欲の低下が授業の欠席増加、不登校等や長期休学、複数年の留年などにつながるケースもあるので、各学期終了時に成績不振学生(GPA値1.5未満)等を対象に、学級担任等が面接等を行い、早期の状況把握と指導に努めている。

休学願の提出にあたっては、手続きから許可までの流れ、休学期間、休学中の履修、休学に伴う進級、学費取り扱い等休学の概要を示した「休学について」を配付するとともに、休学理由についても担当課窓口で把握するようにしている。さらに、1・2年次生は在籍学科の学級担任、3・4年次生は所属研究室の指導教員に必ず連絡・相談し、保証人も含め双方が納得・合意のうえで休学願を提出するよう指導しており、休学者の状況については学科・担当課ともに十分把握できるよう努めている(資料7-54)。

休学の主たる理由は病気・健康上の理由、経済的理由、学業不振、進路変更などさまざまであるが、各学科には、休学希望者からの願出・相談に対して真摯に対応し、可能な限り休学中の生活や復学後の履修・学習計画等についての相談に応じるなど、親身なアドバイスを心掛けている。ただし、近年は病気・健康上の理由、特に精神面の不調により通学・登校が

困難となり休学に至る事例も多く、学科だけでは解決できないケースも多く発生していることから、健康増進センター（保健室・医務室）・学生相談室との情報共有・連携を図る体制も整えている。

本学における退学の状況については、直近3年(2015～2017年度)の在籍学生に対する退学率をみると、大学全体(学士課程)では2015(平成27)年1.8%、2016(平成28)年1.6%、2017(平成29)年1.5%となっており、わずかではあるが年々低下傾向を示している。学部・学科単位でみると、地域環境科学部、国際食料情報学部、生物産業学部の一部の学科で2%～3%台の退学率を示している学科もあるが、概ね1%台の退学率で推移し、直近3年では低下傾向にある(大学基礎データ表6)。

退学願の提出にあたっては、退学希望の理由について担当課窓口で把握するようにし、1・2年次生であれば在籍学科の学級担任、3・4年次生であれば所属研究室の指導教員に必ず連絡・相談し、双方が納得・合意のうえで退学願を提出するよう指導しており、退学希望者の(退学理由等の)状況把握に学科及び担当課ともに努めている。

退学理由の多くは一身上の都合とする場合が最も多いが、主たる理由は学業不振(成績不良)による学習意欲の低下、学科の教育内容と学生本人が志向する分野のミスマッチによる進路変更(他大への入学・編入学)、心身の病気・健康上の理由(特に精神面)となっている。各学科には、退学希望者からの願い出・相談に対し慎重に対応し、理由によっては退学を慰留し本学での就学を継続できるような方向をとともに模索することや、退学後の再入学の可能性などについてもアドバイスをするなどの対応を行っている。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、中期計画N2018に基づき全学審議会の各設置委員会が作成した活動報告書を内部質保証の責任組織である全学審議会が点検し、中期計画N2018の進捗状況とともに評価を行っている(資料2-14)。

点検・評価の方法は、毎年度末に当該年度の活動等に対する活動報告書を該当する全学審議会の設置委員会が点検した後、報告書を作成し、実施状況の把握、達成度の評価、次年度に向けた課題を明確にしている。その後、全学審議会点検・評価し、その結果は大学ホームページに公表している。

修学支援については大学院及び学部教学検討委員会、生活支援については各キャンパス学生委員会、進路支援についてはキャリア戦略委員会においてそれぞれの規程に基づき、委員会ごとに点検し、活動報告書を作成している。

なお、点検にあたっては客観的な根拠資料を十分活用するなど、実質的な改善につながる取り組みとする必要がある。

委員会や担当所管を越えた検討が必要な事項は学長の指示のもと臨時的に全学横断のプロジェクトチームが組織され迅速に対応している。例えば、大学院生に特化した独自の奨学

金制度については見直しが必要と認識し、2018（平成 30）年度に学長指示により奨学金検討プロジェクトを設置し 2020 年度以降の奨学金改正を目指して検討に取り組んでいる。なお、2017（平成 29）年度には、留学生に対する経済支援の見直しを行い、支給人数と金額を見直し原資を確保した上で支給金額を若干減額し、より多くの留学生に支援できるように変更している。

（2）長所・特色

本学では、全学科全学年で学級担任制を導入しており、学生と教員の距離に配慮している。それにより、問題を抱えた学生に対する手厚い支援、また、保護者との連絡相談、カウンセラーとの情報共有等、様々な角度から学生を支援できる体制となっている。また、学部 3 年次から研究室に所属し、複数教員から身近に指導を受けることで、より一層の手厚い支援ができるようにしている（資料 6-1）。

修学支援においては、各学期終了時に各学科に成績を報告し、学級担任等学科教員が本人に直接面談又は電話・メールで指導を行っている。成績不振学生のほか、履修未登録で進級・卒業ができない学生、経済的な理由や進路変更等により休学や退学を希望している学生など、学生個々の事情を確認した上で、学生視点にたって丁寧に対応するようにしている（資料 7-7）。

生活支援においては、多様な学生の学修の機会が充実するように、学生相談室、学生課、教務課、大学院課と学科・専攻が連携して、きめ細かな情報共有とともに教職協働の支援体制によって、一人ひとりの学生と向き合って対応するようにしている。また、正課外活動においても教職員が積極的に関わって充実した学生生活となるよう努めている。

進路支援においては、キャリアセンター、キャリア課と、各学科および各専攻の教員との連携体制が密接であることが長所といえる。キャリアセンター、キャリア課では、学生一人一人との面談（対話）を大切にし、気付いたことがあれば、担当教員に連絡している。また、求人情報等は、3 キャンパスで共有し、キャリアナビ（WEB サイト）から学生、教職員が情報を取得できるシステムを構築している。

学科および専攻との連携体制による特色ある支援プログラムとして、学科教員による公務員技術職の専門科目対策講座がある。地域環境科学部（森林総合科学科、生産環境工学科、造園科学科）では、国、都道府県、市区町村の技術職の公務員として多くの学生の就職実績があるが、公務員技術職（林業職、土木職、農業職、造園職）を志望する学生に対して、各学科の教員が春休み期間に専門講座を行っており、キャリアセンターは、過去問題や試験傾向などの試験情報を学科教員に随時提供している。

（3）問題点

修学支援において、今後は、学部・学科と事務室（健康増進センター・学生相談室含む）間の連携強化、学生カルテの導入（現在導入に向けて検討中）によって、留年生（主に学業不振学生）、退学希望者、休学に関わる状況（情報）の共有・把握と分析により、さらに手厚い支援体制の構築を目指している。

学生の経済支援としての奨学金制度（授業料減免制度を含む）についても、現状を検証して、充実した制度を構築するよう検討に取り組んでいる。

また、健康増進センター（保健室・相談を含む）の利用者は増加し、特に心身の健康相談や修学支援の相談が増加しており、スタッフ、教職員、外部専門機関とも連携を図り、より良い支援の方法を模索し対応していく必要があると認識している。さらに、学生、教職員に対して健康情報の発信により、自身で健康管理に興味を持ち、健康管理できる知識と技術を身に付けるような働きかけも必要である。

進路支援では、学生の希望が多岐にわたる中で、3キャンパスの地域性や各専攻、各学部学科の特色を踏まえて、さらに柔軟に支援していくことが必要と認識している。

（４）全体のまとめ

本学は、大学全体で1万人を超える学生が在籍しているが、修学支援・生活支援・進路支援のそれぞれにおいて、「学生支援の方針」に基づく体制が構築され、適切に実施している。これは、多様な学生を受け入れ、本学で学んだ学生を社会が要請する様々な畑に還すという建学の精神に一貫する取り組みである。しかし、多様な学生に対しての支援体制を維持するためには、不断の努力と改善が求められ、より多面的な観点から点検・評価を行い、より一層充実した学生支援体制を検討する必要がある。

また、研究室活動や部活動などの正課外活動を通じての教育指導も、学生の成長を促す学生支援となるよう大学を挙げて取り組むことも続けていく必要があると認識している。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学の教育研究の理念は「実学主義」であり、本学の教育研究が学問のための学問になることなく、また産業界から遊離することなく、日本各地方や全世界地域の発展に尽くすために実学研究となるべく「人物を畑に還す」という言葉で建学の精神を表現している。この建学の精神のもと定められた各学部・研究科の目的を実践していくため、教育研究等環境に関わる方針を以下のとおり定め大学ホームページに公表している（資料2-3【ウェブ】）。

本学では、各キャンパスが置かれている自然・社会環境を考慮し、特徴を活かした学生満足度の高いキャンパス整備を推進することを方針とし、具体的には、以下を行う。

1. 食環境を整備し、学生生活の安定化と向上を目指す
2. 学生が利用しやすい学修環境を整える
3. 学生及び教職員が安らぐ環境を整える
4. 学生と教職員の緊密な距離感を保つ環境を整える
5. 自然と共存し、緑豊かなキャンパスを整える

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学は、教育研究等環境の方針に基づき、全学審議会の設置委員会である各キャンパス整備委員会が中心となり、世田谷キャンパスでは法人本部施設部、厚木・北海道オホーツクキャンパスでは両キャンパス事務部総務課が連携を図りながら教育研究等環境の整備を行っている。

本学は、東京都世田谷区、神奈川県厚木市、北海道網走市の3キャンパスを有し、神奈川県伊勢原市、静岡県富士宮市、沖縄県宮古島市、北海道網走市、東京都西多摩郡など全国にある農場、実習場、演習林あわせて大学全体で合計3,080,772㎡の校地と、231,541㎡の建物を所有している（大学基礎データ表1）。

各キャンパスの整備状況は以下のとおり。

<世田谷キャンパス>

東京都世田谷区に所在する世田谷キャンパスは、閑静な住宅街に囲まれ緑の多い環境で、

校地は 143,734 m²、校舎は 127,280 m²である。近年では、桜丘アリーナ（体育館）、常磐松学生会館、陸上競技場（グラウンド）建設・整備を実施し教育・研究環境の充実を図った。また、2011（平成 23）年 7 月には延べ面積 22,385 m²の新 1 号館が完成し、さらに、図書館、学生支援等の機能を有する 17,179 m²の農大アカデミアセンターが 2013（平成 25）年に完成した。また、常磐松会館道場、アリーナ（体育館（トレーニングルーム含む））、野球場、陸上競技場、テニスコートなどの体育系課外活動の場をキャンパス内の一地域に集約し、常磐松学生会館内には、3 キャンパス学生交流の宿泊施設を備えている。経堂門側に第 1 駐輪場（自転車約 880 台、オートバイ約 30 台収容）、千歳門側に第 2 駐輪場（自転車約 320 台収容）を設置し、駐輪スペースを確保した（資料 8-1）。

農大アカデミアセンターに続く大規模な施設整備として、旧 1 号館の跡地に 2017（平成 29）年 3 月から新研究棟の建設に着手している。世田谷キャンパス 4 学部 15 学科の研究室を収容する地上 8 階、地下 1 階、延べ床面積が約 46,000 m²の建物で、2019（平成 31）年 11 月完成、2020 年 4 月からの運用開始を予定している。新研究棟が完成後、2・13 号館及び 7・10・11 号館の解体を予定しており、これらの解体に伴い継続使用する建物（8・9・12・15・18 号館）の機能の再配置について策定中である。解体後、ただちに創立 125 周年記念事業である東京農業大学国際センター（仮称）の建設に着手する予定である。キャンパス内の各所には、緑地（高木 1,000 本・準高木 1,000 本・中木 6,000 本・低木 7,000 本）を設け、将来的な緑化計画も含めてキャンパスの再整備を行っている（資料 8-2）。

キャンパス全体の維持・管理は、法人本部施設部環境管理課が担当している。清掃・設備及び警備業務の業務委託を行い、職員と連携して施設・設備の衛生と安全を確保しているが、キャンパスの再整備が完了するまでは、整備の状況に応じて体制を検討している。

食環境について世田谷キャンパスでは、レストランすずしろ（250 席）、カフェテリアグリーン（380 席）の 2 か所の食堂施設の他、生協による弁当等の販売も行っている。2017（平成 29）年 10 月から世田谷キャンパスで初めてコンビニエンスストアがオープンした。また、2019（平成 31）年 4 月にフレッシュベーカー P I N O がオープンした。これにより、昼休みのみならず、夕方等でも食事の提供ができるようになった。昼休みに、食事ができる場所として、1 号館各階の休憩所を利用している姿が多くみられる。また、晴天時には、緑多いキャンパス内のベンチで食事をする姿もみられるが、悪天候でも学生が食事を摂りながら集える場所は不足している。

<厚木キャンパス>

神奈川県厚木市に所在する厚木キャンパスは、高台に位置して自然に恵まれ、圃場、実験温室等と一体となったキャンパスである。校地は 180,621 m²、校舎は 36,881 m²である。近年では、第 2 講義棟とバイオセラピーセンターの建設や、農場機能の集約と充実を目的とした伊勢原農場の取得（30,598 m²）と整備を行った。2014（平成 26）年に厚木キャンパスに隣接する農地 4,319 m²を取得し実習用圃場として使用している。2015（平成 27）年には 3,722 m²の学生会館を建設し、課外活動等で利用している。また、農学部改組に伴い 2018（平成 30）年度に実験・実習棟の建設に着手し、2019（平成 31）年度の後期から運用開始する予定である。

学生生活の拠点として、学生食堂（けやき食堂）364 席や売店、コンビニエンスストア、

パン屋（Bun Bu N）のほか129席のラウンジを設けている。体育館は約2,722㎡の建屋で、各種ウエイトやフィットネスマシンが充実したトレーニングルームやシャワールームを備えている（大学基礎データ表1）。キャンパス全体の維持・管理は、厚木キャンパス事務部総務課で行っており、清掃・設備及び警備の業務委託を行い、職員と連携した体制をとっている。中央監視システム及び防災監視システムにより照明、空調などの衛生管理、火災監視を集中管理している。飲料水以外で井戸水を利用しているため簡易専用水道法に基づく水質検査、危険物貯蔵地下タンクの漏洩検査、危険物管理などに関しては特に注意を払って管理している。

<北海道オホーツクキャンパス>

北海道網走市に所在する北海道オホーツクキャンパスは、知床国立公園、網走国定公園に囲まれた立地で、校地は97,400㎡、校舎は26,212㎡である。近年では、第2研究実験棟（アクアバイオ学科研究棟）、オホーツク臨海研究センターの建設、学術情報センターの書庫増設を行った。また、2011（平成23）年に網走寒冷地農場において農場用地（18,824㎡）を追加取得した（大学基礎データ表1）。

課外活動の拠点となる学生会館内には、トレーニングルームがあり、各種トレーニングマシンが充実している。また、シャワールーム・ランドリー施設の他に25名の宿泊施設も備えている。第1食堂（レストランジャングルポケット）については軽食を中心に販売しており、今後は単なる食堂ではなく、飲食可能な学生のミーティングや休憩の場所として改修することを計画している。なお、第2食堂（レストランクリオネ）（560名収容）は従前同様に営業し利用されている。キャンパス全体の維持・管理は、北海道オホーツクキャンパス事務部総務課で行っている。年次計画で最後まで残っていた学部本部棟（1号館）の経年劣化対策を計画中であるが、トイレのリニューアルについては、2017（平成29）年度までに古いタイプ（和式）のトイレのほぼ半数を改修し、一段落している状況である。

教室の空調改善（暑さ対策）については、単にエアコンを設置するのではなく、その方法を模索しながら改善案を計画している。

地震や長時間停電等の危機管理の一環として、自家発電装置の設置について計画中であり、研究室の本棚や試薬棚の転倒防止措置も必要である。

施設・設備の衛生と安全を確保するために、保守作業並びに定期点検を業務委託している。また、衛生委員会が職場巡視により研究室、実験室を巡回し安全衛生面での確認を実施している（資料8-3）。

3キャンパスで所有する教育用・学生サービス用のPC台数は世田谷キャンパス614台、厚木キャンパス270台、北海道オホーツク462台で合計1,346台である。また、厚木キャンパスのコンピュータ演習室（146台）、自習室（56台）、図書館（10台）、そして北海道オホーツクキャンパスでは演習室（73台）、実習室（110台）、図書館学術情報利用者用（74台）、貸出PC（125台）となっている（資料8-4）。また、事務用PCとして各所管用のPCは世田谷キャンパス371台、厚木キャンパス86台、北海道オホーツクキャンパス71台であり、大学全体としてのPC所有台数は総合計が1,874台である。なお、教育用・学生サービス用PCは3キャンパスを平均してPC1台当たり9.32人である（資料8-5）。

ネットワーク環境は、館林データセンターを中心に世田谷キャンパス、厚木キャンパス、北海道オホーツクキャンパスをネットワーク化している。2019（平成 31）年 4 月世田谷キャンパスに隣接する場所に東京農業大学稲花小学校が開校することに伴い、同一法人下の小中高との連携や各農場との連携を意図した構成としている（資料 8-5）。また、各キャンパスにおいて使用しているネットワーク環境について、概要が理解及び管理できるよう、学生サービス、教育支援、共通サービス、基盤サービス、大学運営、法人運営などのネットワークサービス一覧を作成している（資料 8-6）。

全教職員や学生を対象とした情報倫理について、全教職員を対象とした e-ラーニングを実施し倫理の強化と向上に努めている。また、学生は、全学共通必修科目である情報基礎（一）において、情報倫理についての教材を用いて授業を通じた情報倫理教育を実施している。教職員及び学生はそれらを受講しないと使用できなくなるシステムとなっている。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。
また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備 評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

世田谷キャンパスでは、旧図書館棟を解体し、その跡地に 2013（平成 25）年 11 月、地上 9 階、地下 2 階、延べ床面積 17,179 m²の農大アカデミアセンターが完成し、2014（平成 26）年 4 月から運用を開始した。建物の 3、4、5、7 階の全フロアと 6 階の一部が図書館となっており、地下 2 階には約 50 万冊が収容可能な自動書庫を備え、3 階と 4 階で入出庫が可能な設備となっている。図書館面積としては、自動書庫 660 m²を含めて 5,920 m²である（大学基礎データ表 1）。

厚木キャンパスは、厚木学術情報センターの図書館が本部棟の中に設置し、キャンパスの開学（1998 年 4 月）と同時にスタートした。鉄筋 3 階建の 3 階に位置し、延べ床面積 755 m²、全面開架式である。

北海道オホーツクキャンパスは、学術情報センターの図書館棟（4 号館）がキャンパスの開学（1989 年 4 月）と同時に東京農業大学図書館分館としてスタートした。建物は鉄筋 2 階建、延べ床面積 970 m²で全面開架式である。その後、収蔵スペースを確保するため、1994（平成 6）年 3 月に図書館棟に隣接して建設された講義・実験棟（8 号館）の 3 階に書庫を設け、電動式集密書架を設置した。2006（平成 18）年 12 月の第二書庫増設により現在の延べ床面積は 1,350 m²となっている（大学基礎データ表 1）。

世田谷キャンパスでは「図書館」、厚木キャンパス及び北海道オホーツクキャンパスでは「学術情報センター」が、図書館としての機能を果たしている。

各キャンパスの学術情報資料数等については、以下の通りである。

●学術情報資料数

(平成 30 年度)

キャンパス	蔵書 (冊)	雑誌 (種類)	視聴覚資料 (種類)	電子 ジャーナル (種類)	電子ブック (種類)	データベース (種類)
世田谷	426,905	17,013	6,234	8,768	6,420	10
厚木	45,701	718	276			
北海道 オホーツク	123,010	783	1,079			
合計	595,616	18,514	7,589			

受け入れ資料の選択は、次の①～⑦等の方法で行っている。

- ①書店が持ち込んだ学部関連分野の専門図書を教職員が選択する「見計らい選書」
- ②教職員が書店で本を選択する「店頭選書」
- ③学生が書店で本を選択する「学生選書」
- ④教職員が、WEB等の新刊情報等をもとに選択する「WEB選書」
- ⑤教職員が、書店DB情報より抽出した新刊データをもとに選択する「メール選書」
- ⑥ホームページをとおして教職員・学生から要望の寄せられた「購入希望図書」
- ⑦寄贈図書受入

これらの資料は、蔵書検索 (OPAC) 端末により配架場所を調べ、利用することができる。検索性専用端末機のほか、館内を含む学内設置パソコン、自宅パソコン、モバイル機器からも検索ができる。他キャンパス、教員研究室に配架してあるものも各キャンパスカウンターを通して利用が可能である。

また、国立情報学研究所の目録所在サービスである「NAC S I S-C A T / I L L」経由で、他大学等の図書館の蔵書を知ることができ、本学教職員・学生が資料閲覧・複写等を希望する場合は、「東京農業大学図書館間相互利用サービス実施要領」に基づき、本学図書館・学術情報センターから所有先に閲覧・複写等を依頼している (資料 8-7)。

電子資料については、本学で契約しているものをホームページ上にリンクを作成して、利用しやすい環境を提供している。また、学習・研究に必要な学術情報を広く入手するため、本学の専門分野に対応したデータベースを導入している。

データベースの利用促進のため、毎年4月に提供元の専門講師による使用説明会を行い、その後は、希望に応じて、研究室、ゼミ単位で、図書館員が説明会を開催している。また、個人に対してもレファレンスカウンター等で対応している。

図書館 (世田谷キャンパス)、学術情報センター (厚木、北海道オホーツクキャンパス) の開館時間、閲覧座席、視聴覚ブース、資料貸出、設置PC台数は、以下のとおりである。

●世田谷キャンパス図書館開館時間（資料 8-8）

	平日	土曜日	日曜日・祝日
授業期間中	9:00～21:00	9:00～17:00	閉館
定期試験対応期間	8:45～21:00	9:00～17:00	9:00～17:00
その他の期間	9:00～17:00	閉館	閉館

2017 年は、271 日開館（日曜日・祝日開館は、10 日）

●厚木キャンパス学術情報センター開館時間（資料 8-9）

	平日	土曜日	日曜日・祝日
平常授業期間中	9:00～18:00	9:00～16:30	閉館
定期試験対応期間	8:45～19:00	8:45～16:30	閉館
夏季休業期間	9:00～16:00	閉館	閉館

2017 年は、263 日開館

●北海道オホーツクキャンパス学術情報センター開館時間（資料 8-10）

	平日	土曜日	日曜日・祝日
授業期間中	9:00～18:00	9:00～16:30	閉館
定期試験対応期間	9:00～19:00	9:00～16:30	閉館
その他の期間	9:00～17:00	閉館	閉館

2017 年は、262 日開館 *2018 年 12 月 1 日より 8:30 開館を 9:00 開館に変更

●閲覧座席、視聴覚ブース数

	世田谷キャンパス 図書館	厚木キャンパス 学術情報センター	北海道オホーツクキャンパス 学術情報センター
閲覧席	985	196	202
視聴覚ブース	4	1	1*

*オホーツクでは館内設置 PC（74 台）が VTR を除くメディアの視聴覚ブース機能も兼ねている

●資料の貸出数及び期間（資料 8-11、資料 8-12、資料 8-13）

	貸出冊数、日数		
世田谷 図書館	学部生 4 冊 2 週間	院生 10 冊 2 週間	教職員 20 冊 2 週間
厚木 学術情報センター	学部生 4 冊 2 週間	院生 10 冊 2 週間	教職員 20 冊 2 週間
北海道オホーツク 学術情報センター	学部生 10 冊 2 週間	院生 10 冊 4 週間	教職員 20 冊 4 週間

世田谷・厚木は試験期間、長期休暇中は変更有

●設置パソコン台数

世田谷 図書館		厚木 学術情報センター		オホーツク 学術情報センター	
OPAC 専用	その他	OPAC 専用	その他	OPAC 専用	その他
8	76	1	9	7	74

その他、アクティブラーニング施設として、世田谷キャンパス図書館には、学習室、グループ学習室、静寂ルーム、コミュニケーションフロア、プレゼンテーションルームを、厚木キャンパス学術情報センターには自習室を、オホーツクには情報学習室を設置している（資料 8-14）。

学術情報サービスを提供するための体制として、世田谷キャンパス図書館では、専任職員 5 名、事務嘱託 1 名、業務委託スタッフ 29 名を配置、そのうち専任職員 2 名が図書館司書資格を保有、1 名が図書館司書資格及び博物館学芸員資格を保有、業務委託スタッフは、23 名が図書館司書資格を保有している。

厚木キャンパス学術情報センターでは、専任職員 2 名、業務委託スタッフ 5 名を配置、そのうち専任職員 1 名が図書館司書資格及び博物館学芸員資格を保有、業務委託スタッフは、4 名が図書館司書資格を保有している。

オホーツクキャンパス学術情報センターでは、専任職員 1 名、事務嘱託 1 名、臨時雇 2 名を配置、専任職員 1 名が図書館司書資格及び博物館学芸員資格を保有、事務嘱託 1 名と臨時雇 1 名の 2 名が図書館司書資格を保有している。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

本学は、中期計画 N2018『研究戦略（重点分野）』も中で、アクションプランを「本学の研究力を外部ニーズの連携による大学戦略研究の推進」「企業・他機関との連携強化並びに本学の研究力向上及び社会貢献展開の促進」「大学院の充実による研究力の向上」「学部研究所の役割の明確化による学部研究力の向上」の 4 つを掲げ、その達成を目指して取り組んでいる（資料 1-12【ウェブ】）。

これらの目標に対し、総合研究所では毎年その達成を念頭に個別業務に落とし込んだ具体的な施策を検討し実施している。その後、当該年度の実施結果を全学審議会に報告し、その達成内容を評価している（資料 2-14【ウェブ】）。

総合研究所を中心とした研究施策の主要な決定事項等は、学長が任命する 3 キャンパスのメンバーで構成する総合研究所の研究戦略会議により協議し決定しており、さらに重要な案件は学長を議長とする全学審議会に諮ったうえで実施している（資料 8-15）。

なお、北海道オホーツクキャンパスの研究推進、研究費執行等については、生物産業学部の附属施設である生物資源開発研究所が担っている（資料 8-16）。

研究力向上策としては、学内研究資金による研究プログラムを企画し、本学の特色・強み

を活かした研究の推進を実施して成果を得るとともに、大学全体の研究力向上を図り、その後の外部研究資金の獲得や、企業・他機関との連携強化による社会貢献を目指している。

学内研究資金としては、2018（平成 30）年度では大学戦略研究、学部長主導型研究、農研機構（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）とのマッチングファンド型研究、大学院先導的実学研究、大学院博士後期課程研究支援など 8 つのプログラムに基づく 75 本の研究プロジェクトが稼働しており、研究費の総額は約 1.1 億円となっている（資料 8-17）。一部の特定プロジェクトを除きすべて学内公募し、研究戦略会議のメンバーで構成する審査委員会による審査・評価に基づき採択する学内競争的資金制度を採用している（資料 8-15）。

科学研究費助成事業への応募に当たっては、申請セミナーを実施し応募の促進を図ると同時に、申請スケジュールの周知、申請書のチェック及び日本学術振興会への応募事務を実施している。また採択者向けの研究費執行に関する説明会を実施し着実な執行を支援している（資料 8-18）。

その他の外部資金については、外部からの研究公募を総合研究所のホームページ（「学内研究者情報」）に掲載して学内周知し、学内教員向けに応募の相談、申請書のチェック、学内関係部署との調整などを行い、応募の促進を図っている。

各教員研究室については、各研究室に教員の個人スペースを設置している。2019 年 11 月に完成予定の新研究棟においても、教員の研究スペースと学生居室のバランスに配慮している（資料 8-19）。また、各教員の 1 週間の授業担当時間については、12 時間を基本とし、研究に専念できるようにも配慮している（資料 8-20）。

以上、教育研究活動の推進の表れとして、イギリスの教育専門誌 Times Higher Education (THE) による大学ランキングを示すことができる。

- ① 「THE Japan University Rankings 2019」（平成 31 年 3 月 27 日発表）（資料 8-21）
総合ランキング 98 位（私立 33 位）、分野別ランキング「教育成果」57 位（私立 18 位）、
「教育充実度」60 位（私立 29 位）
- ② 「THE World University Rankings 2019」（平成 30 年 9 月 26 日発表）（資料 8-22）
ランクイン 1,001 位+（国内私立 16 位）

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

本学においては、研究倫理に関する規程として、「研究倫理規程」、「生命科学研究倫理規程」、「人を対象とする実験・調査等に関する倫理委員会規程」、「遺伝子組換え実験安全管理規程」、「動物実験に関する規程」、「利益相反行為防止規程」の 6 つの規程を定め、それぞれに対応した委員会を全学審議会の設置委員会に「管理・安全に関する委員会」として位置付け、研究倫理教育、調査及び研究計画書の受付・審査・承認手続き等を適切に行っている（資料 8-23、資料 8-24、資料 8-25、資料 8-26、資料 8-27、資料 8-28）。

なお、ここ数年生命倫理委員会の審査対象となる生命倫理に直接抵触する恐れのある実

験・研究は行われていない。

また、2017（平成 29）年 8 月に日本が名古屋議定書の締約国となったことを受け、遺伝資源へのアクセスと利益配分（A B S : Access and Benefit Sharing）について検討するワーキンググループ（A B S 検討ワーキンググループ）を研究戦略会議のもとに設置し、学内の現状把握、情報収集、専門家を招いての説明会を実施した（資料 8-29）。今後は、機関内相談窓口の設置（担当部署の決定）、定期的な啓発活動など体制整備を実施する予定である。

関係委員会の活動の内容は次のとおり。

研究倫理に関する規程	規程に対応する委員会名	目的
研究倫理規程	研究倫理委員会 研究倫理教育 e-learning 新規受講者（H29 年度） 審査件数：59 承認件数：59	本学に所属する研究者等が、研究を実施するにあたり、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応を実施するために定める。
生命科学研究倫理規程	生命倫理委員会 研究計画書（H29 年度） 審査件数：0 承認件数：0	本学における生命科学研究において、研究者が「生命の尊厳」を強く認識し、深い倫理観と社会的責任を自覚したうえで、厳しい自主規制のもとに、国の法令、指針を遵守し、適正に研究を行うために定める。
人を対象とする実験・調査等に関する倫理委員会規程	人を対象とする実験・調査等に関する倫理委員会 研究計画書（H29 年度） 審査件数：22 承認件数：22	本学において人を対象として行われる実験・調査等に関し、『ヘルシンキ宣言』の趣旨に基づき医学的、社会的倫理の観点から審査し、助言・勧告を行うため及び審査の対象となる研究等の範囲の策定を行うために定める。
遺伝子組換え実験安全管理規程	遺伝子組換え実験安全委員会 研究計画書（H29 年度） 審査件数：49 承認件数：49	本学において「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づき、本学における組換え DNA 実験の適切な実施とそれに伴う安全管理に関する必要な基準を定め、もって実験に従事する者の危険を防止するとともに公共の安全を確保するために定める。
動物実験に関する規程	動物実験委員会 研究計画書（H29 年度） ライセンス 発行件数：325 研究計画書 承認件数：148	本学の動物実験を立案し実施する場合、生命科学の教育研究における動物実験の重要性とその性質に鑑み、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 18 年環境省告示第 88 号）、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）並びに各キャンパスが所在する地方自治体の条例等に基づき、遵守すべき事項を定め、科学的にはもと

		より、動物福祉の観点からも適正な実験を実施するために定める。
利益相反行為防止規程	利益相反行為防止委員会 利益相反に関する自己申告書 (H29 年度) 回答件数：635	本学における利益相反ポリシーの定めるところに従い、産学官連携活動を適正かつ円滑に遂行するために、利益相反行為を防止することを目的として定める。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、中期計画N2018 に基づき全学審議会の各設置委員会が作成した活動報告書を内部質保証の責任組織である全学審議会が点検し、中期計画N2018 の進捗状況とともに評価を行っている。設置委員会のない図書館については、世田谷キャンパスでは図書館長が、厚木及び北海道オホーツクキャンパスでは、それぞれの学術情報センター長が活動報告書を作成し、各設置委員会同様、全学審議会に報告している（資料 2-14、資料 8-30、資料 8-31）。

点検・評価の方法は、毎年度末に当該年度の活動等に対する活動報告書を該当する全学審議会の設置委員会が点検した後、報告書を作成し、実施状況の把握、達成度の評価、次年度に向けた課題を明確にしている。その後、全学審議会点検・評価し、その結果を大学ホームページに公表している。

教育研究等の環境（ハード面）については、各キャンパス学生委員会、各キャンパス整備検討委員会と法人に設置されている各部門土地・建物等利用委員会が連携を図りながら点検し、各キャンパス学生委員会が報告書を作成している（資料 8-32）。

ネットワーク等については、全学審議会の管理安全に関する委員会であるネットワーク検討委員会において点検し、コンピュータセンター長から全学審議会に報告している。

研究支援等については、総合研究所が中心となり、中期計画N2018 の目標に対する達成状況を総合研究所所長が全学審議会に報告している。

なお、点検にあたっては客観的な根拠資料を十分活用するなど、実質的な改善につながる取り組みとする必要がある。

（2）長所・特色

本学は東京都世田谷区、神奈川県厚木市及び北海道網走市にキャンパスを置き、それぞれ設置する学部・研究科の教育研究を推進するため、特色ある施設・設備を整備している。

世田谷キャンパスは都心に隣接しているながら、広大な敷地に教育研究施設と 400m トラッ

クを備えた人工芝のグラウンドや野球場などを配置している。また、建物だけではなく温室や圃場を配置し、さらに敷地に隣接して学生寮（桜丘・若草）や運動部寮（育英・青雲・常磐）も充実している。現在、4学部15学科の研究室を集約した新研究棟の建設が進行中で、教育・研究機能の更なる向上が見込まれる。

厚木キャンパスは、緑豊かな敷地に教育・研究施設と多種多彩な実験圃場や温室を配置し、屋内の授業・実習と屋外実習がスムーズに連携することが可能となっている。また、キャンパス近傍に約33,000㎡の伊勢原農場、約30,000㎡の棚沢圃場を有し、実習の場として活用している。キャンパス全域が植物園として登録され、農学部のあらゆる教育・研究ニーズに応える設備を持っている。

北海道オホーツクキャンパスは、生物産業という広大な学問領域を教育・研究する場にふさわしく、スケールの大きい施設・設備が整っている。機能的に連結された各校舎のほか、スポーツゾーンには体育館、野球場、多目的グラウンド、テニスコートを備えている。また、農友会総務部をはじめ17部の部室とトレーニングルームがある学生会館を完備している。食品加工技術センターや家畜舎を含むキャンパスの輪郭を遊歩道でめぐるファイントレールなどを整備している。学生の実習については、学内の施設設備を利用するだけでなく、キャンパス外に網走寒冷地農場やオホーツク臨海研究センターのほか、さらに地元の農業・水産業と連携し、フィールドワークのエリアを広げている。

ネットワーク整備・運用については、2018（平成30）年度に更新された現在のネットワークシステムにおいて、学外のデータセンターを活用し、通信回線の二重化、データバックアップ、東日本大震災の教訓を生かした危機管理を考慮した構築を実施している。また、ネットワークの保守点検やセキュリティ対策について一部を外部委託し業務を行っている（資料8-5）。なお、情報セキュリティポリシーに基づく情報倫理教育を全学生対象とした必修科目として「情報基礎(一)」の授業第一回目で実施し、全教職員に対してはeラーニングを実施している（資料8-33、資料8-34、資料8-35、資料8-36、資料8-37、資料8-38）。ネットワーク利用や講座開講の案内、またセキュリティ、モラルの普及啓蒙等について「News Letter コンピュータセンター」を定期的に発行（3部/年）配布し、学生や教職員への情報提供を行っている（資料8-39）。

また、研究の推進にあたっても特色のある様々な取り組みを行い、成果を上げている。

学内資金による研究プログラムは、大学の方針、本学の特徴、社会・企業のニーズ、及び外部研究資金のトレンドなどをもとに検討し開発している。例えば農研機構（国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構）との包括連携協定締結を機に、2018（平成30）年度より本学と農研機構とのマッチングファンド型共同研究プログラムをスタートさせたが、これは本学と農研機構双方の知見や経験を社会の多様な要請に応じてその課題解決に貢献していくことを大きな目的としている。

なお、2017（平成29）年度は、2018（平成30）年1月にハラル研究、2018（平成30）年3月に学部長主導型研究・大学院先導的実学研究について、2018（平成30）年度には12月に学部長主導型研究・農研機構とのマッチングファンド型共同研究・大学戦略研究について、大型施設による一般向けの研究成果発表会を開催し、広く社会との成果共有及び対話に努めている。

学内研究プログラムによる研究プロジェクトの実施とともにその成果を引き継ぐ形で、

公的あるいは民間の研究資金を得るなど成果を挙げている。近年獲得した大型の研究資金の例は以下のとおりである。

< 科学研究費助成事業（科研費） >

- ① 新学術領域研究（研究領域提案型） 研究代表者：バイオ 尾畑やよい
「高インテグリティを実現する in vitro 卵子産生系の開発」
(H30-H34 総額 110,500 千円)※
- ② 基盤研究（A） 研究代表者：バイオ 喜田 聡
「生物時計による脳機能制御基盤の解明と脳疾患改善への応用」
(H30-H33 総額 44,330 千円)※
- ③ 基盤研究（A） 補助金 研究代表者：バイオ 河野友宏
「生殖系列における性特異的エピゲノム制御の解明」
(H25-H29 総額 42,380 千円)※
- ④ 基盤研究（A） 補助金 研究代表者：健康 上原万里子
「植物性機能物質の炎症制御機構解析—慢性炎症を基盤とした生活習慣病対策—」
(H27-H29 総額 41,340 千円)

< 科学研究費以外の競争的資金 >

- ① 日本医療研究開発機構(AMED) 研究代表者：御影 雅幸
「国産麻黄自給率 10%達成に向けた研究」
(H28-H32 平成 30 年度までで 148,500 千円)
- ② 日本医療研究開発機構(AMED-CREST) 研究代表者：河野 友宏
「世代継承を担うエピゲノム制御の解明」
(H25-H30 総額 93,827 千円) ※
- ③ 科学技術振興機構（地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム SATREPS）
研究代表者：島田 沢彦
「ジブチにおける広域緑化ポテンシャル評価に基づいた発展的・持続可能水資源管理技術確立に関する研究」
(H30-H35 JICA、JST 助成分合わせ、2.7 億～4.7 億円程度) ※

※現在進行中のプロジェクトについては、総額は現時点での見通し。

また、生物資源ゲノム解析センターは、文部科学省の私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（「生命科学と情報科学の融合による農学研究の拠点形成」）及び共同利用・共同研究拠点形成事業（「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」）に採択されている。これにより、2013（平成 25）年度から 2017（平成 29）年度までの 5 年間だけで、外部資金として獲得した約 4.8 億円を含めた事業経費として約 12 億円を投じ、生物資源ゲノム解析を通じ、広く学外に及ぶ研究拠点として成果を上げている。本事業について、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点に関する作業部会特色ある共同利用・共同研究拠点に関する専門委員会（主査：八田 英二 学校法人同志社総長・理事長、同志社大学経済学部教授）により、書面評価、ヒアリング評価及び合議評価を実施した結果、「S：拠点としての活動が活発に行われており、関連コミュニティへの貢献も多大であると判断される。」の期末評価を受けた（資料 8-40）。

(3) 問題点

障がいのある学生のPC利用については、より一層、学部や学科、学務部、学生部等が相互に情報を共有した支援が必要である。

施設に関しては、世田谷キャンパスでは、新研究棟の建設工事が2018（平成30）年3月から2019（平成31）年11月の予定で進行しており、キャンパス内の学生動線に大幅な制限が発生している。新研究棟の完成後、老朽化した建物の解体を予定しており、同様の状態がしばらく続くことになる。また、残存予定の建物については、空調機器の老朽化が進み、計画的な更新を進めなければならない。

厚木キャンパスでは、老朽化のため、安全上、防災・防犯上で問題のある建物や温室を2018（平成30）年度に解体したが、キャンパス内に残存する付属施設や圍場について合理的なゾーニングと整備計画の策定が必要である。

北海道オホーツクキャンパスでは、建物のバリアフリー化および、近年の夏場の一時的な暑さによる学習への影響への対応が課題となっている。食品加工技術センターや家畜舎、オホーツク臨海研究センターや網走寒冷地農場などの施設の経年劣化の対応も課題となっている。

3キャンパスに共通する課題として、学生への食サービスの安定化と向上など食環境の整備をさらに進める必要がある。

図書整備における各キャンパス共通の問題点として、EJ・DBの価格が年々高騰しており、現状と同等の購入が難しくなっている。

厚木キャンパスでは、資料の増加に伴い閲覧席が圧迫されたことにより閲覧スペースが狭くなっていることが課題である。また、北海道オホーツクキャンパスは、蔵書規模が既に収容能力（約125千冊）に達し、新刊受入と除却のバランスを計ることが難しく、書架スペースの確保が喫緊の課題となっている。また、立地の関係上年々一般求人による臨時雇確保が難しくなりつつあり、他事務所管との協力および専門領域（目録等）を担う業務委託の導入検討をせざるをえない状況にある。

研究倫理、研究活動の不正防止を推進するため、一部の委員会では、学内委員の他に1～数名の学外者を招聘することとしている。なお、充足していない委員会については、充足に向け改善する予定である。

(4) 全体のまとめ

本学は、理念、目的に照らし、特色ある教育研究を推進するため、必要な施設・設備の整備に努めている。

世田谷キャンパスにおいては大規模な建物を建設中で、その完成後、引き続き既存建物の用途の再配置、旧建物の解体、国際センター（仮称）の建設、外構の整備等が数年に亘り続き、教育研究等環境としての量的、質的な整備が進行する。

3キャンパスそれぞれの、整備計画策定にあたっては、施設の効率的な活用や維持管理、また安全・防火・防災といった視点の検討が強く求められ、このような点を考慮して計画を進めることとしたい。

教育研究に必要な不可欠な情報システムネットワークサービスは、学内の要望を取り入れ

定期的にシステム更新を行っている。コンピュータセンターにおいて、データセンターと3キャンパス間のネットワーク回線の強化、危機管理対応を想定してのサーバーのクラウド化、次世代型FWを導入したセキュリティの強化、クラウドメールの導入、キャンパス間におけるメールアドレスの統一などの業務を遂行している。

研究倫理、研究活動の不正防止については、全体として概ね適切に実施されているといえる。今後も研究者が研究時期を喪失しないよう、倫理教育、調査及び研究計画書の提出時期等年間計画を策定し、周知するように努めていく。一方、学外委員の人選については2019（平成31）年4月に向けて委嘱し、実施体制を構築できるよう大学として取り組んでいく。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針に関する方針の適切な明示

横井初代学長の実学への想いは「稲のことは稲に聞け、農業のことは農民に聞け」という言葉に込められており、机上の理論ではなく、その物、現場で自らの感性を駆使して、課題を発見し、その課題がなぜ起きているのかを自ら考え、科学的に実証する重要性を説いた。このことから教育研究の理念を「実学主義」とし、教育研究が学問のための学問になることなく、また産業界から遊離することなく、日本の各地や世界の発展に尽くすために実学研究となるべく「人物を畑に還す」という言葉で建学の精神を表現した。

この建学の精神に基づき本学では、社会連携・貢献の方針を以下のとおり定め大学ホームページにて公表している（資料2-3【ウェブ】）。

本学では、教育研究を通じ、生涯教育、産業・文化、人類社会の安定と発展に貢献することを方針とし、以下を目指す。

1. 地方自治体や企業等と連携・協働した課題解決、地域を教育研究のフィールドとして活用し、新たな課題の発見と教育力の向上を目指す
2. 地域に愛される大学として各キャンパスとそれぞれの地元との連携強化を目指す
3. 世界に貢献する大学として、国際機関や海外大学との連携強化を目指す

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

本学は、社会連携・貢献の方針に基づき、全学審議会の設置委員会である地域連携戦略委員会及び国際戦略委員会が中心となり、地域連携はエクステンションセンター、国際連携は国際協力センターがそれぞれ窓口となっている。また、産官学連携については、総合研究所が窓口になっている。また、「食と農」の博物館を設置し、研究成果等の発信に努めている。

具体的には、方針に基づき以下の取り組みを行っている。

社会連携・貢献の方針

1. 地方自治体や企業等と連携・協働した課題解決、地域を教育研究のフィールドとして活用し、新たな課題の発見と教育力の向上を目指す

地域連携については、2015（平成 27 年）に地域連携戦略委員会を立ち上げ、地域連携協定手順を定め組織的な取り組みを行っている（資料 9-1）。

地方自治体及び農業協同組合との包括連携協定は 53 件締結（その他に、企業・団体との連携 29 件、教育研究機関 11 件、産官学連携 7 件、いずれも 2019 年 3 月現在）し、地域振興、教育研究の発展、就農・就職支援など相互に連携、協力活動を実施している（資料 9-2）。

毎年 11 月上旬に実施される収穫祭においては、本学の地域連携活動を学生・教職員・卒業生・保護者および周辺地域の方々へ周知するために情報展示や物産販売のためのブース出展を実施している（資料 9-3【ウェブ】、資料 9-4）。教育研究活動発展と連携の更なる拡大を目的に「東京農業大学産官学意見交流会（2018 年 12 月 7 日開催）」を実施し、本学を中心とした地方自治体、企業の連携強化を図っている（資料 9-5）。

1981（昭和 56）年に産官学連携事業の具体的な推進母体として会員制組織である総合研究所研究会を設立した。会則には「産官学協力研究事業の発展に協力すること」を目的として掲げ、歴代の会長を実業界から招いている〔初代：三井物産（株）相談役、第 2 代：住友化学（株）会長、第 3 代：（株）ニチレイ会長、第 4 代：キッコーマン（株）会長、第 5 代：三井物産（株）顧問、第 6 代：三井物産（株）〕（資料 9-6）。2019（平成 31）年 3 月現在の会員数は 560 を超え、うち法人会員は 186 社にのぼり、その所在地は全国に広がっている。また、テーマ別に部会を設置し、本学の研究者と法人会員、一般会員が共同で活動している（資料 9-7）。

2017（平成 29）年度には「食の安全と安心部会」と「地域連携推進研究部会」、2018（平成 30）年度には「おいしさ研究部会」と「農業生産工程管理（GAP）研究部会」を発足し、部会数は 31 部会に上る（資料 9-8）。例年、総会のほか、年 2 回程度のフォーラムのほか各部会のシンポジウムを開催し、新たな連携、協働を意識した情報交換を行っている（資料 9-9）。

2005（平成 17）年度から大学・民間企業開発事業として、本学の研究者との共同研究を行う企業等に研究室（レンタル・ラボ）を貸出し、産官公学連携の高度化を図っている。現在、総合研究所の事務部がある 15 号館に 5 つの研究室を確保しており、現在は主として共同開発契約を締結した企業に貸与している（資料 9-10）。

民間企業との包括連携協定は、2018（平成 30）年度から総合研究所が民間企業との包括連携協定締結及び活動の進捗管理を担当している。2008（平成 20）年度から 10 年間で 36 社との協定を締結し、それぞれの目的に応じた共同研究・共同事業等を展開している（資料 9-2）。それら個別の案件については課題ごとに契約書を取り交わし、適切な連携体制を担保している。企業等からの受託研究費（共同研究費を含む）は、7 年前の前回受審時（2011（平成 23）年度 125 件／214,434 千円から、2017（平成 29）年度 176 件（約 4 割増）／269,396 千円（約 3 割増）となり、連携協定の効果のひとつとして評価することができる（詳細は本書後述 95 頁を参照）。

また、2017（平成 29）年度からエクステンションセンターが主催している産官学意見交流会を 2018（平成 30）年度には総合研究所と合同開催し、包括連携協定を締結している地方自治体、農業協同組合および企業を加えて実施した。34 団体 57 名が参加し、本学の研究者を含めて相互の交流を図った（資料 9-5）。

「食と農」の博物館においても、全学的な「社会連携・貢献の方針」のもと、「東京農大の『今までを』『今を』『これからを』」を発信することをテーマに掲げ、様々な取り組みを学外へ発信し続けている。そのため、各学科1名の教員で構成されている博物館運営委員会を中心に高度な活動を維持・展開している。常設及び企画展示・特別展示を含めて、様々な展示を行い、来館者は年間10万人以上で2017(平成29)年10月3日には200万人を達成した。展示以外においても、教育普及活動の一環として、2017(平成29)年には、東京都世田谷区内の中学生の職場体験学習の受け入れや(6名)、中学校・高校等修学旅行等校外学習の受け入れ(9校)、一般団体の受け入れ(47団体)と幅広く活用されている。2017(平成29)年度には、展示活動から派生し、ワインツマン科学研究所と(株)日建総本社との3者包括連携協定を締結することもできた。また、他大学の実習授業で使用されたことや、国際協力機構(以下: JICA)の研修で利用されるなど本学の展示等が社会的役割を十分果たしている。これらの取り組みについて、テレビや新聞を含めた多くのメディアに取り上げられた事からも社会的役割を果たしていると判断できる(資料9-11)。

2. 地域に愛される大学として各キャンパスとそれぞれの地元との連携強化を目指す

地元地域への「知」の社会還元として、東京都世田谷区と同世田谷区に所在する6大学(国士館大学・駒沢大学・昭和女子大学・成城大学・東京都市大学・東京農業大学)で「世田谷eカレッジ(世田谷の豊かな知識材を無料で配信する学習サービス)」を実施している(資料9-12【ウェブ】)。また、公開講座として「東京農大オープンカレッジ」を年間100以上の講座を実施し、本学の教育及び研究の蓄積を学びの場として提供している(資料9-13)。

収穫祭においても、3キャンパスで行っている野菜の無料配布はキャンパス問わず大人気である。また、世田谷キャンパスでは、収穫祭チャリティーを実施しており、各即売店及び模擬店の売り上げの一部を世田谷区と連携し、区内の老人ホーム等へ寄付をしている。

厚木キャンパスでは、大根の収穫体験等を実施し、地域住民に大学を身近に感じて頂くよう努めている。

北海道オホーツクキャンパスでは、オホーツクならではの鮭の掴み取りや地域の小学生を招待し農大杯少年野球大会を実施している。

また、東日本大震災を教訓に、世田谷キャンパスにおいては近隣町会と災害時支援の協定を締結し、年に一度防災訓練を行っている。それらの活動については、農友会体育団体連合会に所属している団体が担当している(資料9-14)。

3. 世界に貢献する大学として、国際機関や海外大学との連携強化を目指す

国際的な社会連携・社会貢献として、開発途上地域の人材育成及び留学生による地域貢献を実施している。

社会貢献として、JICA等と連携し、発展途上国であるアフガニスタン、アフリカ、その他諸外国から大学院正規生留学生の受け入れを行っている。また、2016(平成28)年度から青年海外協力隊事業と連携して、日本国籍の大学院生を派遣する「大学院長期履修制度」を実施している(資料9-15)。

留学生による地域貢献の取り組みとして、世田谷キャンパス近隣の世田谷小学校、桜丘小学校に毎年12月、1月に留学生15名程を派遣し、校内での授業中に留学生の出身国の文

化等を学習できる機会を提供している（資料 9-16）。

また、本学の創立 110 周年記念事業として、「食と農と環境を考える世界学生サミット」を本学が中心となり、海外協定校をはじめとして各国から学生、教員が集まり、「食料、農業、環境及び教育問題」を議論し、日頃の学習成果を発表する場として開催している。この世界学生サミットは 2018（平成 30）年度で 18 回目を迎えた。18 回目の今回は、サブテーマを「持続可能な農業へ関わる若者を増やし、フードシステム内のギャップをなくす学生生活動」とし、9 月 27 日 28 日の 2 日間の日程で世田谷キャンパスにて実施した。参加数については、本学の海外協定校で 28 か国 39 校、学部間連携を含めると 50 校以上の参加校となっている（資料 9-17）。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料・情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、中期計画 N2018 に基づき全学審議会の各設置委員会が作成した活動報告書を内部質保証の責任組織である全学審議会が点検し、中期計画 N2018 の進捗状況とともに評価を行っている（資料 2-14【ウェブ】）。

点検・評価の方法は、毎年度末に当該年度の活動等に対する活動報告書を該当する全学審議会の設置委員会が点検した後、報告書を作成し、実施状況の把握、達成度の評価、次年度に向けた課題を明確にしている。その後、全学審議会で点検・評価し、その結果は大学ホームページに公表している。

地域連携及び社会貢献については、地域連携戦略委員会が、国際連携については国際戦略委員会が点検し報告書を作成している。

なお、点検にあたっては客観的な根拠資料を十分活用するなど、より一層、実質的な改善につながる取り組みとする必要がある。

全学審議会に設置委員会をもたない総合研究所と「食と農」の博物館では、総合研究所は東京農業大学総合研究所規程に基づき所長が、「食と農」の博物館は東京農業大学「食と農」の博物館規程に基づき館長が点検を行い、全学審議会の設置委員会と同様に全学審議会に報告している。審議された報告書についても各設置委員会と同様、大学ホームページに公表している（資料 2-14、資料 8-15、資料 9-18）。

地域連携戦略委員会においては、2018（平成 30）年度より、前年度の連携協定ごとに活動報告書の取りまとめを行い、次年度以降の改善に利用できるよう準備を進めている（資料 9-19）。

国際戦略委員会においては、JICA 長期研究員受入事業先として、発展途上国の中核人材、リーダー育成プログラム対象学生を年間 10 名ほど受入している。当該プログラムにより本学を修了した学生は、自国の政府関係機関、高等教育機関、高度専門職として日本企業の進出先における水先案内役として活躍しており、発展途上国の社会経済開発に貢献してい

る。また、本学は当該学生修了後も本学との協同研究や人材交換により、継続的な連携・貢献を担っている（資料 9-20、資料 9-21）。

（2）長所・特色

総合研究所研究会は、1981（昭和 56）年から 37 年に亘って活動を継続し、平成 30（2018）年 7 月現在、31 部会を擁するまでに活動の範囲を広げている。

包括連携協定に基づく共同研究・共同事業についても、個別の企業の課題解決に留まらず、国際貢献に結びつく活動が始まっていることも大きな特色である。

発展途上国への社会貢献先であるアフガニスタン、アフリカ、その他諸外国では経済的支援が無い場合、私費留学生として日本に留学するのは困難であるが、JICA の支援対象留学生を受け入れることで、大学の国際化及び国籍の多様性を促進することができる。その結果、研究室に配属される学生が実験・調査等を行うことで、多様な価値観理解や視野向上習得に繋がっている。留学生による地域貢献である近隣小学校派遣では、参加希望留学生が多く、小学生との交流を楽しみにしている。留学生自身にとっても貴重な経験になっていることに加え、世代ギャップや異文化理解、日本の教育制度理解にもつながっている。また、受入先からの評判も良く、毎年依頼を受けている（資料 9-16）。

「食と農」の博物館は原則土日祝日を閉館することとしており、平日に来館できない方たちに対し、展示物はもとより、本学を広く周知できることで、大学広報の一翼を担っている。2004（平成 16）年 4 月のオープンから 2018（平成 30）年度で 15 年目になるが、本学の教育研究内容を広報することで地域との関わりに対して有効に働いている。

例えば東京都世田谷区内の中学生の職場体験学習の受け入れで、対象となった中学生に対し体験学習先として当館を希望した理由を尋ねると「子どもの頃に親と来館したことがあるため」という回答が圧倒的である。これはまさに地域の人々に大学とともに博物館が広く認知されている証しである。また、食と農に関連する企業や団体が広告に使用できる「コマーシャルボックス」を設置し、2018（平成 30）年 11 月末日現在で 31 の企業と自治体が加入している。それらは博物館を介しての社会連携・社会貢献として各地方の物産の PR を担っている。他にも博物館では、自館の企画による「子ども体験教室」と NPO 法人農業情報総合研究所の食に関する講座の開催、総合研究所研究会食育部会としての「食材の寺小屋」の開催、エクステンションセンターのオープンカレッジの開催、コマーシャルボックス会員との地域連携協定による各種物産展の開催など、多岐にわたる情報発信と社会貢献がなされている。2018（平成 30）年度は、卒業生に対する連携と貢献として、初の試みである本学卒業生の造り酒屋による「蔵元試飲フェア」を開催し、SNS による非常に多くの反響と、入場を制限せざるを得ない多数の来館者があった。

（3）問題点

総合研究所研究会の部会の新設と総合研究所が担当する包括連携協定が増加しており、包括連携協定先と複数の課題に同時進行で取り組む場合もあり、各種手続きおよび進捗管理を解決すべき課題と捉えている。加えて、包括連携協定に関連して他の所管と共同で実施

する企画が増えるに伴い、連絡・調整をスムーズに行う組織力の強化が課題である。

社会貢献として実施している J I C A 等を含めた発展途上国から受け入れている大学院留学生の多くは、日本語習熟度が低いため、日本語学習の機会を大学側が提供する必要がある。本学の日本語開講授業は学部学生のみを対象としているため、大学院生への開放及び 2018（平成 30）年度から、3 キャンパス間の学習環境格差改善を目指し、日本語特別講座の開講数倍増、目的別講座開講、WEB 開講（厚木・北海道オホーツクキャンパス）を実施している（資料 9-22）。

あわせて日本語能力検定試験講座と受験サポートを実施し、学部学生の日本語能力検定試験取得実態調査をするとともに、卒業・修了時の N 2 取得者 70% 以上を目指す。

連携自治体から、大学の収穫祭時に物産展の開催の希望が多く、利用できる場所が限定されている。地方の自治体と市民との交流の場のひとつである機会を増やす工夫が必要となっている。

（4）全体のまとめ

本学は、建学の精神「人物を畑に還す」、教育研究の理念「実学主義」のもと、社会連携・社会貢献を行っている。総合研究所研究会、レンタル・ラボの提供および民間企業との包括連携協定に伴う共同研究・共同事業は、まさに建学の精神と教育研究の理念を実行する取り組みであり、研究成果を社会に実装する活動と言える。

発展途上国への社会貢献として、J I C A 等と連携することで本学の国際化、人材育成による社会貢献は促進できているが、正規学生としての留学生数は減少傾向にある。今後も先進国（日本）の技術を発展途上国や先進国に還元すべく、人材育成による社会貢献を目指していく。

また、本学の教育研究の情報発信の役割を担う博物館においては、平日も含め来館者で目立つのは、就学前の子どもとその親であり、博物館の存在そのものが「子どもの教育」に携わっているという確信にも似た実感がある。博物館における常設展示や企画展示はマスコミの取材対象にもなり、各メディアにおいて度々大学名・博物館名が露出する。また、各種物産展は毎年恒例になっており、地域住民からの照会や SNS を通じての情報公開と反響が多く寄せられ、これもまたマスコミの取材対象となっている。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学では、管理運営の方針を以下のとおり定め、建学の精神及び教育研究の理念を現代社会においても達成することを目指している（資料2-3【ウェブ】）。

本学は、時代及び社会ニーズの変化を見据え、建学の精神「人物を畑に還す」、教育研究の理念「実学主義」が目指す、未来の地球、人類社会づくりに貢献する「農の心」を持つ人材を育成するため、本学の中期計画を確実・迅速に実現し得る管理運営体制を構築する。

また、方針を達成するための具体的な指標としてN2018 中期計画を策定し、様々な取り組みを行っている。なお、現行のN2018 中期計画は2018（平成30）年度が最終年であり、達成度を評価し総括した（資料1-14）。2019（平成31）年度以降については、N2018 中期計画の達成状況を踏まえ、2019年度から2022年度のN2022 中期計画を策定した。

これら中期計画については、学内会議はもとより大学ホームページに公表し周知を図っている（資料1-13【ウェブ】）。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

法人組織の意思決定は、学校法人東京農業大学寄附行為により、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」とし、「理事長はこの法人を代表し、学校法人内部の業務を総理する。」と定め、権限と責任を寄附行為により明確に規定している。また、理事長の諮問機関として評議員会を設置し、理事長は、寄附行為に定める事項についてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないと規定している。理事会及び評議員会は、寄附行為及び寄附行為施行規則に基づき業務執行を行っている（資料10(1)-1、資料10(1)-2）。

大学組織の意思決定及び運営は、学則に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督す

る。本大学の全ての校務について、最終決定権を有すると共に、大学運営について最終責任を負い、本大学を代表する。」と規定し、その権限と責任を包括的に表し大学運営に係わるすべての権限は学長にあることを明確に規定している（資料1-1）。

学長は、副学長、学部長、研究科委員長の役職者を選任し、大学を円滑に運営する組織体制をとっている。副学長の選任については、学則で「必要に応じ副学長を置くことができる。」と規定し、学校法人東京農業大学職員就業規則に基づき、学長が推薦し理事会の議を経て任命している。学部長の選任については、教授会規程に基づき、各学部において教授会で選出している。研究科委員長については、研究科委員会規程に基づき研究科委員会で選出している（資料6-4、資料10(1)-3、資料1-17）。

副学長の職務は、学則において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。学長から指示を受けた範囲の校務について自らの権限で処理することができる。」と規定し、副学長の権限は、学長から指示を受けた範囲の中で行われる（資料1-1）。

学部長の職務は、学則で「学部長は、学長を補佐し、各学部内の各学科及び付属施設等を総括する。」と規定している。また、「学部長はその学部を代表し、その学部の教授会を招集し議長となる。」としている。学部長の権限は、当該学部内の事項で、学長及び副学長から命を受けた範囲の中で行われる（資料1-1）。

研究科委員長の職務は、組織及び職制規程において「各研究科委員長は、学長の命を受け、当該研究科各専攻を総括する。」と規定している。研究科委員長の権限は、学長の指示の範囲の中で行われる（資料5-6）。

学長の諮問機関として教授会を設置し、学長は、決定にあたり学則及び教授会規程に定める事項について教授会の意見を聞くことと規定している。また、教授会は、教授会規程で構成員である教授が全員出席し審議に加わることができ、議決は出席構成員の2分の1以上の同意（議案によっては3分の2以上）の賛成をもって教授会の意見としており、公正な運営されている（資料1-1、資料10(1)-3）。

さらに、教授会規程により、教授会は、学部ごとに開催するほか、農学部、応用生物科学部、生命科学部、地域環境科学部及び国際食料情報学部並びに教職・学術情報課程（世田谷キャンパス及び厚木キャンパスに設置する学部・課程）が合同で開催することができると規定している。合同で開催することは、学部共通的な議題の審議や報告・連絡事項の周知において効率的であり、教育内容・人事施策等においても学部間の共通性や特色を考慮するうえでは適正な運営が可能となっている。なお、生物産業学部教授会は、立地上、学部固有の議題を扱うことが多いことから単独で開催している（資料10(1)-3）。

また、危機管理対策の実施にあたっては、学校法人東京農業大学危機管理規程を定め、学校法人に危機管理委員会、大学に部門危機管理委員会を設置し適切に対応している。危機管理委員会及び部門危機管理委員会では、危機発生の予防及び被害軽減のために平常時から行う措置並びに危機発生時における被害を最小限に抑制するための緊急時の対応、危機が収束し新たな被害の発生や拡大がないと判断された回復時の対応を行い、各現場部署との連携により適切な危機管理に努めている（資料10(1)-4）。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

本学では、次の予算編成プロセスにより、明確性及び透明性を担保している。

- ①例年7月の理事会において「次年度予算編成の基本方針」を決定し、全学的に周知する。
基本方針は、次年度の入学定員に基づき積算する収入予測と、本法人の中期財政計画を考慮する他、補助金制度や国の経済・財政状況を加味して策定する（資料10(1)-5）。
- ②編成する予算は、学生数、教員数、施設使用割合等の基準に基づき、予算編成単位である所管（学科・付置機関・事務局等）に対して一律に配分される「經常予算」と、新規施設・設備の取得、特別事業の実施などの「臨時特別予算」に大別される。「經常予算」には、個人研究費、各学科・附属施設の運営費、実験・実習・演習に係る経費、大学院生の指導費が含まれる。「臨時特別予算」は、各所管が、単年度（又は複数年度）の事業について目的、必要性、効果、経費内訳、財源を記載した申請書類を作成し、「經常予算」の申請書類と合わせて、学長あてに申請する（10月）。
- ③予算申請書類の提出締切り後、法人本部によるヒアリング、調整を経て収支予算書を作成する（11月・12月）。その後、複数の段階（学長、理事長）に分けて査定会議を実施し、他の設置学校を含めた法人全体の予算案を作成する（12月・翌年1月）。予算案は、学校法人連絡協議会、理事会、評議員会の順で審議・決議のうえ、決定される（2月）（資料10(1)-1、資料10(1)-2、資料10(1)-6）。

予算執行プロセスは、「学校法人東京農業大学経理規程（以下「経理規程」という。）」「学校法人東京農業大学調達規程（以下「調達規程」という。）」等の規程、「学校法人東京農業大学検収要領」「学校法人東京農業大学入札要領」等の要領に基づく管理運用により適切性、明確性及び透明性を担保している（資料10(1)-7、資料10(1)-8、資料10(1)-9、資料10(1)-10）。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

本法人は次のような部門を併設している。また、職員の区分を教務職員（教員系）と一般職員（事務系）に分け、次のような職種を設けている。

<部 門>

- ・法人本部
- ・東京農業大学
- ・東京情報大学
- ・東京農業大学第一高等学校及び中等部
- ・東京農業大学第二高等学校

- ・東京農業大学第三高等学校及び附属中学校
- ・東京農業大学稲花小学校（2019（平成31）年4月開校）

<区分（事務系）>

（1）専任職員

1）一般職員

- ・事務職員、司書職員、技術職員、技能職員、地域限定職員

（2）任期制職員

1）一般職員

- ・事務職員、司書職員、技術職員、技能職員、地域限定職員

（3）嘱託職員

1）一般嘱託

- ・一般嘱託（事務）、一般嘱託（技術）、一般嘱託（用務）、一般嘱託（特別）

法人運営の事務組織には、理事長室、内部監査室、戦略室、総学校長室、法人本部がある。法人本部には法人運營業務を所掌する事務所管を設置している。各所管はそれぞれの規程に基づき、掌理する業務を遂行している（資料10(1)-11、資料10(1)-12、資料10(1)-13、資料10(1)-14、資料10(1)-15）。

大学運営の事務組織は、学長室、大学改革推進室、事務局がある。事務局には教学支援業務を所掌する事務所管を配置している。各所管はそれぞれの規程に基づき、掌理する業務を遂行している（資料10(1)-16、資料10(1)-17）。

法人全体として機能する事務組織を目指し、「教職協働を推進し大学運営等を担える人材」を念頭におき新卒者の採用、専門人材の社会人中途採用を行っている。採用された職員については、就業規則、給与規程に則り職務の級及び本給号俸を決定している（資料10(1)-18、資料6-4、資料10(1)-19）。

「区分（事務系）」のうち、任期制職員は、一般職員として採用後3年間は専任職員と同等の業務を行い、毎年度定期的に所属長との面談等を行っている。その後、勤務態度等を総合的に判断し、人事委員会の審議により専任職員に登用を行っている。また、新卒者採用後は、10年間で3部署を経験（職場異動）することを原則とし、一つの視点に囚われず、広い視野をもった学校職員としての成長を促している。

また、2018（平成30）年度から、勤務地の異動を伴わない「地域限定職員制度」を導入し、様々な働き方を選択できるよう努めている（資料6-4）。

加えて、各事務職員のスキルアップ及び業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制を強化する目的として外部機関への研修（出向）及び留学を実施している。直近の研修者（現出向者及び修了者含めて）は「公益財団法人大学基準協会（2名）」「内閣府（1名）」「日本私立学校振興・共済事業団（1名）」である。また、業務内容の多様化、専門化に対応するために、職員の留学制度を導入しており、直近の留学（帰国者を含めて）は「ミシガン州立大学（2名）」へ行っている（資料10(1)-20）。

職員の評価や人員配置については、人事評価制度に基づき人事委員会第二専門委員会で行っている（資料10(1)-21、資料10(1)-22）。

また、大学においては、生命科学、生産科学から生活科学までの幅広い領域を科学する大

学という特性上、農場や研究教育等の付属施設を保有しており、各施設の管理運営については、嘱託職員や臨時職員を採用し対応している。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学は、各種の人事制度や職種別、業務別等の研修の実施を通じて、教職員の資質向上に資するための取り組みを実施しており、教員に関しては、自らが率先して自己研鑽を積むことを前提に、以下の研修等を通じて自身の資質向上に努めている。

新規採用教員に対して、新年度4月に、本学の教育研究の理念・体制、教員に求められる資質、学生指導、研究倫理等に関する研修会を以下のとおり実施している（資料1-9）。

(1) 学長、副学長等による全体研修

- ① 大学のビジョン
- ② 教育・研究者としてのあり方、任期制の趣旨、各職階の役割
- ③ 教職員への接し方（パワハラ、セクハラ）、学生への接し方（パワハラ、アカハラ、セクハラ）
- ④ 大学院研究科の理念、教育方針、概要
- ⑤ 競争的資金の獲得、研究費の適正執行、社会貢献・地域連携・産学連携

(2) 学部長による学部別研修

- ① 学部学科の理念・教育方針
- ② 学生教育のあり方、教育評価・授業評価
- ③ 入試制度、学生キャリア指導、教育後援会・校友会の支援、課外活動の意義、顧問の役割
- ④ 事件・事故・天災への対応
- ⑤ 農場、演習林等の付属施設の概要

事務職員については、大きく分類すると新卒者の育成と中堅以上の職員を対象とした取り組みに区分できる。

まず、新卒者育成の取り組みとしては、概ね3年目までの職員研修は、学校法人に勤務する職員として身に付けるべき基礎的な能力や知識を学ぶことを目的としており受講必須としている。特にその中でも「農大職員基礎研修」は、3年目の職員が講師役となり1年目の職員へ学校法人の組織・職制や建学の精神と教育研究の理念等について行うものである。互いに学びあう姿勢の醸成はもとより、何よりも自身が勤務する職場の根源を理解する場となっている。また、新卒者は、10年間で3部署にて勤務することを原則とし、所謂「若手」と呼ばれる期間に大学職員としての基礎知識を身に付け様々な経験値を積み上げていくことをねらいとしている（資料1-10）。

次に、中堅以上の職員を対象とした職能開発の取り組みの特徴については、主として意

欲・資質の向上をねらいとし、希望者が目的別に研修を受講できる点である。例えば「JMA SD フォーラム」では個人の意欲、レベルや業務の必要性に応じた各種セミナーに参加ができるものとなっている。階層別に行う研修は対象者受講必須としている。

その他の特徴としては、新卒・中堅以上に関わらず、他大学との合同研修会を積極的に実施し、また参加することで大学職員としての俯瞰的視野の向上に努めている（資料 10(1)-23）。

また、社会人中途採用者は、特に職務経験と専門知識（財務系人材：公認会計士保有者、資金運用スキル保有者等）を活かす職場で大学運営等に貢献している。身近な専門人材が勉強会の講師を担うことは、職員の資質向上に繋がる活用となっている。

その他、教職員を対象にした研修を以下のとおり実施している。

障がいをもつ学生に対する教育指導能力の向上を目的に、2018（平成 30）年度は「カウンセリング技法を使ったコミュニケーションの基礎的技術」、「大学における障害学生支援と聴覚障害学生への合理的配慮」、「視覚障害学生の修学環境の整備と考え方」の講演会を行った。（資料 7-19）

研究倫理の意識向上を目的に、毎年、「公的研究費等の適正執行に関するコンプライアンス及び研究倫理教育説明会」を開催している。また、2017（平成 29）年 8 月に日本が名古屋議定書の締約国となったことを受け、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS：Access and Benefit Sharing）について検討ワーキンググループ（ABS 検討ワーキンググループ）を研究戦略会議のもとに設置し、学内の現状把握、情報収集、専門家を招いての説明会を実施した（資料 10(1)-24）。

また、教職員や学生を対象とした情報倫理について、全教職員を対象とした e-ラーニングを実施し倫理の強化と向上に努めている。

今後、さらに改善を進めるため、学校法人東京農業大学第 3 期中期計画 N2022 において、基本方針に「法人経営と学校運営の高度化に資する事務組織改革・システム再構築、組織的研修制度の構築」を掲げ、学校教育にとって最も重要な経営資源である人材の付加価値を最大化して活用するため、組織的な研修制度を構築・実施し、担当業務を遂行する能力や学校運営等を教職協働により展開できる能力等の向上を目指している（資料 1-13【ウェブ】）。

この中期計画 N2022 と、理事長指示「社会情勢の変化に対応するための学校法人組織全体の足腰を強くし、効率的な組織運営を目指す」のもと、学校法人事務組織改革委員会を立ち上げ、「事務組織改革について」答申がなされた。答申には「事務組織改革の基本的考え方」として、「事務組織の役割（機能）」と「事務組織機能強化施策」を以下のとおり定め、2020 年度事務組織改革と同時に順次施策を展開する（資料 10(1)-25）。

(1) 事務組織の役割（機能）

- ① 学校法人が行う業務が複雑化・多様化するなか、学校法人運営の一層改善・高度化（学校法人総体としての機能強化）に向けて、事務組織・一般職員がこれまで以上に積極的な役割を担い、総合力を発揮する。
- ② 大学教員を取り巻く職務環境の変化等も踏まえ、教務職員と一般職員が垣根を越えて連携協力し、業務の改善・改革に取り組む教職協働を推進する。

- ③ 学校法人東京農業大学職員就業規則や倫理規程等の諸規則諸規程を遵守し、事務分掌規程等で定められた足元の業務を着実にを行うとともに、理事長・理事会方針と中期事業計画に基づき、その実現のための業務改善・改革プランを所管や職員それぞれの立場で提案し実行する。

(2) 事務組織機能強化施策

① 処理から遂行への業務シフト

「定型的処理」業務の効率化とそれに伴う「企画運営遂行」業務への人員シフトを実施することにより、限られた専任職員による事務機能の効率的活用（経営効率の向上・必要な機能の強化・内部統制の強化）と人件費の低減を図る。

② 人材育成制度の充実

事務組織の役割を果たすため、組織的人材育成制度の検証と新たな仕組みを構築する。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の内部監査室は、質保証の一環として2012（平成24）年度に設置された（資料10(1)-2、資料10(1)-12）。

「学校法人東京農業大学内部監査規程」（以下、「内部監査規程」）第2条に「理事長の命により、業務運営及び財務処理の適法性等について、公正かつ客観的に検討・評価を行い、学校の管理運営の適正化及び効率化を図り、もって法人の発展及び社会からの信頼の保持に資することを目的とする。」と規定している（資料10(1)-26）。

内部監査室は、理事長の直下に置かれ、内部監査規程第13条において、「室長は、監査終了後、監査報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。」と定めており、内部監査室は独立した組織として置かれている。内部監査（以下、「監査」）の実施に際して必要な調査権限については、内部監査規程第5条に「内部監査室は、監査対象となる組織（以下、「被監査部署」）に、資料の提出、閲覧及び関係事項の説明を求めることができる。」及び第7条において「被監査部署の長は、内部監査室からの監査実施上必要な求めに対しては、正当な理由がない限りこれに協力しなければならない。」と規定し、これを保証している。

内部監査規程第3条において「監査の対象は、業務監査及び会計監査の2種類とし、教育研究の活動内容については対象外とする。」と規定しており、内部監査の対象について、教育研究内容は対象外となっている。監査には、定期監査と臨時監査があり内部監査規程第4条により、定期監査は監査実施年度の監査方針を策定の上、理事長の承認を受けた監査計画書に基づく監査、臨時監査は、理事長から特に命ぜられた不定期に行う監査としている（資料10(1)-27、資料10(1)-28、資料10(1)-29）。

監査結果は内部監査室室長が監査報告書をもって理事長に報告した後、理事長から被監

査部門の長に通知され、各部門に回付される。理事長は必要に応じ理事会又は監事に報告をすることとしている。さらには、理事長が改善措置を必要と判断した事項があるときは、当該被監査部門に対して必要な指示又は勧告等の措置を行う。この是正改善措置に対する回答は内部監査室が受け、記載された改善措置についてその実施計画を確認し、一定期間においてその実施計画について、調査することができる（資料10(1)-30）。

また、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行うため、学校法人東京農業大学監事監査規程（以下「監事監査規程」という。）に基づく法人監事による業務・会計監査、会計監査法人による会計監査、内部監査室による内部監査のいわゆる三様監査を実施している。三様監査は同じ監査を担う役割があってもその相違を理解した上で、相互の効果的な連携を図ることとしている。その監査対象について、境界線を明確に引き難い部分や対象の一部が重なることもあるので、そのため三様における連携を図り、定期的に協議の場を設け、計画のすり合わせ、情報交換、フォローアップ作業の分担調整をするといった方法をとることは、業務の重複を避けそれぞれの業務を有効に行う上で必要となる。本法人では監事が外部の者であるので、業務に精通した内部監査室から得ることのできる業務活動状況や結果報告は、監事監査業務における判断材料として大いに役だてることができる（資料10(1)-31）。

三様監査は、年3回、監査法人からの監査計画の説明及び監事・内部監査室との協議会、監査実施状況の中間報告会、監査結果の報告及びマネジメントレター（重要な不備とは認められないものの、本法人における内部統制の改善の余地が認められる事項）に関する協議会を実施し、監査プロセスの適切性、点検・評価結果に基づく改善・向上を担保している。

（2）長所・特色

本学は、世田谷キャンパス、厚木キャンパス、北海道オホーツクキャンパスと所在が分かれており、総務関係、教学支援関係、入試関係等それぞれ同様の業務を行う部署を持っている。これら共通する部署について横断的に内部監査を行っており、それぞれの部署で業務改善のための工夫が、各キャンパスで「ローカル・ルール」化していないかを重点的に監査し、業務執行の均一化を目指している（資料10(1)-27、資料10(1)-28、資料10(1)-29）。

予算制度の特色としては、学校法人会計基準に基づく勘定科目の形態別分類の他に、事業目的別分類（配分費目）による予算執行を管理していることが挙げられる。また、所管向けに予算編成と執行に関するマニュアル「予算関係事務取扱の手引」を作成し、様々な規則や運用方法を周知している（資料10(1)-32）。

予算執行管理上の主な規則や運用方法は、次のとおりである。

① 予算超過の禁止

予算超過となる執行は原則として認められない。ただし、収入と支出に相関関係のある寄付金、受託研究及び補助金等で、収入の増加に伴い支出する場合及び依願退職者の増加に伴う退職金を支払う場合は、経理規程に基づき予算責任者が申請し、理事長決裁のうえ予算を超えて支出することができる。

② 予算流用の禁止

勘定科目間の予算流用は原則として認められないが、予算執行の硬直化を避け一定の弾

力性を持たせるため、予算責任者が適正理由を付して「流用願」を申請し、常務理事決裁のうえ流用して支出することができる。

③ 予備費の使用

予備費は、学校法人東京農業大学寄附行為施行規則に基づき、理事長決裁のうえ支出することができる。

④ 固定資産の取得及び物品の購入

調達規程において担当主管課、調達請求の方法（手続）、調達決裁の専決範囲区分、発注及び契約の方法、検収及び支払の方法を定め、適正に執行管理する。

以上のプロセスより執行された予算を、決算時に所管別・事業目的別・形態別で実績額を把握し省察することにより、次年度以降の予算編成の改善に活用している。

（3）問題点

内部監査の質については、内部監査担当者の能力に大きく依存することを理解し、内部監査に関する外部研修に参加すること、また、他大学の内部監査部門から情報を収集する等、内部監査担当者の能力の向上を図っている（資料 10(1)-33）。

職員の資質向上にあたっては、限られた人員の中で、キャリアパスの構築に苦慮している。新卒者の 10 年間 3 部署勤務の対応遅延や研修（出向）、留学者が帰任後の配属によっては水平展開に繋がらない場合がある。働き方改革が加速し多様な働き方が求められる中で、本学の人事評価制度（2007 年度から運用開始）の見直しが生じている。

予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みとして、事務局の予算については、決算後に事業目的別の予算執行状況を調査し、執行率が 70%以下又は 100%超の所管に対しては、その事由の提出を求め、予算申請内容の適切性を検証しているが、教育及び研究に関する予算については、予算執行率の算出に留まっている。予算執行率と教育目標の達成度、教育効果、研究成果との関連性の検証や分析には至っておらず、その検証方法や分析手法を開発することが今後の課題である。

2017（平成 29）年度に世田谷、厚木及びオホーツクの 3 キャンパスの財務システムがネットワークによって繋がり、経理・財務・資産データが 1 つのサーバーに一元化され、リアルタイムで予算の執行状況等を把握することが可能となった。一方で蓄積されたデータの活用方法については未開発で、今後、本学における I R の進展と合わせて、他データとの連携によるデータ活用が急務となっている。

（4）全体のまとめ

大学運営の適切性を担保するため、内部監査結果を基に、次年度の監査計画、監査手法、内部監査マニュアルの改定等にフィードバックを行い監査業務の改善を図っている。また、以前に内部監査を行った部門を再度監査する際は、必ず過去の監査結果に対するフォローアップを行うこととしている（資料 10(1)-30）。法人の発展及び社会からの信頼の保持に資するために、内部監査業務の改善・向上を目指していく。

現在取り組んでいる大学運営に必要な職員の職能開発をより効果的に行うために働き方

改革を視野に入れ、人事評価制度の見直しを行っていく。見直しに際しては多様な働き方を踏まえたキャリアパスの構築、研修（出向）や留学帰任後の配置等を適性に行えるものとする 것을考慮する。また、キャリアパスの先に何があるのかを明確にすることで大学職員として個々に使命感を持てるようにする。これは、業務に対する意欲向上に繋がるものと考えられる。新卒者の育成でも記載したとおり、様々な研修の他、職員間で互いに学びあう姿勢の醸成を今後は強化し、専門人材や研修（出向）経験者、留学経験者がキーパーソンとなり勉強会を開く場から始め自発的な学びから職員の資質向上に努めていく。

また、本学における予算執行プロセスは、各制度、各規則、各運用方法等の長年の蓄積とIT化により構築されたものであるが、中には制度疲労を起し非効率や停滞をもたらしているものがあることは否めない。IT環境は目まぐるしく変化し、また企業や大学では業務効率化のためのロボット導入なども進んでいる。予算執行プロセスの明確化と透明性を担保するためには、改善のための見直し作業が不断である。また、同時に高効率でスピード感のある運用を実現するため、IT化を中心とした新技術の導入を積極的に図っていくものである。

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財務計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

○ 大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財務計画の策定

法人は財政運営に際し、「経営・財政の安定なくして、教育研究の充実・発展なし」を基本理念として、中期事業計画N2022の実現を財政的に担保すると共に、各部門の独立採算制を厳格化し、安定的財政基盤を確立するため、将来構想計画、教育研究計画、人事計画、施設設備計画、施設設備保全計画を十分に反映した中長期財政計画N2026を策定している（資料10(2)-1）。

また、中長期財政計画N2026は、事業計画の進捗状況や新たな事業計画への対応を反映しつつ毎年度更新し、財政全体として財務指標に沿った水準が確保できるかどうかの点検・確認を行うこととしている。

○ 当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

中長期財政計画N2026においては、法人が重要視する財務指標等を以下のとおり具体的に設定している。

・事業活動収支差額比率 7%以上

(基本金組入前収支差額÷事業活動収入)

・減価償却・機器更新等引当特定資産積立比率 50%以上

(減価償却・機器更新等引当特定資産積立比率÷減価償却累計額)

・翌年度繰越支払資金期末残高

人件費・教育研究経費・管理経費の総和（非資金取引を除く）の概ね80%

なお、数値を設定している財務指標等に対する2017（平成29）年度の決算状況は以下のとおりとなっており、すべての財務指標等において、概ね達成できている。

・事業活動収支差額比率 6.8%（目標値：7%以上）

・減価償却・機器更新等引当特定資産積立比率 66.8%（目標値：50%以上）

・翌年度繰越支払資金期末残高 88.8%（目標値：人件費・教育研究経費・管理経費の総和（非資金取引を除く）の概ね80%）

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同

○ **大学の理念・目的およびそれに基づく中期計画等を実現するために必要な財政基盤（または予算配分）**

過去5年間（2013～2017年度）の大学経営状況は、大学基礎データ表9事業活動収支計算書関係比率・消費収支計算書関係比率（法人全体）のとおりであるが、全国平均（「平成29年度版 今日の私学財政」（日本私立学校振興・共済事業団）医歯系法人を除く）と比べると、学生生徒等納付金比率が高く、補助金比率が低い傾向にあり、教育研究の高度化を推進するうえで、補助金の積極的な申請は元より、本学の蓄積された研究成果やノウハウを広く外部に発信し、企業等からの受託研究費、共同研究費等の外部資金を調達する。さらに競争的研究資金にも積極的に申請し、研究費の獲得を目指す。また、寄付金収入の増加を目指し、新たな募金制度（若手研究者募金、プロジェクト研究支援募金、教育充実基金等：いずれも仮称）を創設する。資金運用についても取崩を行わず毎年一定額を維持している第3号基本金引当特定資産について利回りの良い国内債券、外貨預金、REIT（指数連動型ETF）、金銭信託を効率的に組合せて、分散投資を行うことでリスクを最小限に抑えながら運用を開始するなど収入の多元化を図り、学納金への依存軽減を図るよう取り組んでいる（資料10(2)-2、資料10(2)-3）。支出においては人件費比率、人件費依存率は低く、教育研究経費比率は高く、管理経費支出は低い傾向にあることにより、教育研究活動を着実に遂行できている。大学の理念・目的およびそれに基づく中期計画等を実現するために、事業活動収支差額は安定的なプラスを確保している。また、同機関における財政状況は、大学基礎データ表11貸借対照表関係比率のとおりであるが、純資産構成比率（自己資金構成比率）は90%以上を確保しており、高い水準を確保していることにより、必要な財政基盤は確保されている。

○ **教育研究活動の遂行と財政確保の両面を図るための仕組み**

安定的かつ持続的に教育研究活動を展開し、財政の健全性を両立するうえでの予算編成が重要である。学校法人の主要な収入源である学生生徒等納付金は、学生生徒数と学費単価との積によって計算でき、年度当初にはほぼ確定する。このことから収入に対していかに計画的に教育研究活動に使用（支出）するかという活動の経緯が結果より重要視されている。事前に慎重かつ適正な積算に基づく予算（＝事業計画）を立てることが、より有効な教育研究活動の遂行につながるものである。また、収入源泉の公共性に配慮し、教育研究活動を行う上では予算を適正に使用することは当然であるとともに、社会への説明責任として、効果的な使用計画（＝事業予算）と実際の使用過程における無駄や浪費の排除に留意し、計画的に諸活動を行うよう努めている。

○ **外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等**

2016（平成28）年に東京農業大学創立125周年を迎えるにあたり、2012（平成24）年6月に募金実行委員会が開催され、創立125周年記念事業資金募金準備に入った。当初、担当部署が設置されず募金開始（平成26年3月31日）までの業務については、幹事部署（理事長室・総務課・財務補助金課・経理課）で行った。その後、寄付による収入確保を目指し、

平成 26 年 4 月に募金課を設置した。

2013（平成 25）年 4 月～2018（平成 30）年 3 月の 5 年間にわたり募集を行った「東京農業大学創立 125 周年記念事業資金募金」では、募金目標額 7 億円の約 63%に当たる 4 億 4 千万円の募金を集めた。

2015（平成 27）年度には「東京農大スポーツサポート募金」も開始した。学生のスポーツを教育・人材育成の重要な活動と位置付け、卒業生・保護者・一般・企業団体等に幅広く寄付を呼び掛けており、開始から 3 年間でおよそ 3 千 1 百万円の寄付を集めている。今後は、寄付収入が更に重要視されることを鑑み、新規寄付の開設を検討している。

また、2016（平成 28）年度に資金運用の方法及びガバナンス体制等を整備するため、資金運用規程の「基本方針」「金融商品と範囲」「期間と格付」「委員会の役割」「責任と権限」を明確に記載した。第 3 号基本金引当特定資産は、2020 年度に向けて安定した奨学資金を確保するため、新たに「外貨預金」「REIT」「金銭信託」を加えたポートフォリオを構築し、運用を開始した。

A. 科学研究費補助金

本学における過去 7 年間の、文部科学省科学研究費補助金の申請件数、採択件数、採択率、総採択件数、交付額は次のとおりである。

年度	申請件数 (新規)	採択件数 (新規)	採択率	総採択件数 (継続分含む)	交付額
平成 24 年度	137 件	32 件	23.4%	79 件	405,850 千円
平成 25 年度	156 件	31 件	19.9%	87 件	321,490 千円
平成 26 年度	142 件	27 件	19.0%	87 件	299,000 千円
平成 27 年度	158 件	35 件	22.2%	99 件	314,860 千円
平成 28 年度	159 件	32 件	20.1%	101 件	307,840 千円
平成 29 年度	169 件	27 件	16.0%	103 件	239,460 千円
平成 30 年度	177 件	32 件	18.1%	105 件	214,110 千円

過去 7 年間の推移を見ると年によって若干の増減はあるものの、申請件数は、150～170 件前後で一定しており、新規採択件数も 30 件前後、採択率 20%前後、総採択件数 100 件前後、交付額約 3 億円前後となっている。

2018（平成 30）年度は申請件数が増加し、交付額は減少したものの総採択件数は過去 7 年で最も高い数値を上げることが出来ている。

B. 受託研究費（共同研究費を含む）

本学における過去 7 年間の、受託研究費（共同研究費も含む）の受入件数、受入額は次のとおりである。

	受入件数	受入額
平成 23 年度	125 件	214,434 千円
平成 24 年度	134 件	226,755 千円
平成 25 年度	139 件	270,167 千円

平成 26 年度	159 件	287,723 千円
平成 27 年度	164 件	258,199 千円
平成 28 年度	182 件	258,539 千円
平成 29 年度	176 件	269,396 千円

この 7 年間の推移は、受託研究費の受入件数は増加傾向にあり、受入額は 2 億 5 千万円以上を維持している。

C. 寄付金（教員に対する研究助成金＝奨学寄附金のみ）

本学における過去 7 年間の、寄付金（奨学寄附金のみ）の受入件数、受入額は次のとおりである。

	受入件数	受入額
平成 23 年度	40 件	28,644 千円
平成 24 年度	39 件	50,584 千円
平成 25 年度	59 件	72,489 千円
平成 26 年度	56 件	75,777 千円
平成 27 年度	55 件	78,052 千円
平成 28 年度	54 件	68,390 千円
平成 29 年度	44 件	62,239 千円

この 7 年間の推移のうち、2012（平成 24）年度から飛躍的に増加した要因として、2012（平成 24）年度～2016（平成 28）年度にかけては、森林再生プロジェクト実施に係る助成を毎年 30,000 千円得たことが大きく、また 2017（平成 29）年度は公益財団法人 武田科学振興財団からの助成金として 10,000 千円を獲得したことが大きい。

（2）長所・特色

中長期財政計画 N2026 及び目標とする財務指標の策定に際しては、教育研究活動の進展と健全・安定財政運営を両立する必要があるため、理事会に諮り決議する前に、各担当理事、学長、副学長、学内理事者を含む「連絡協議会」の開催を経て、教学及び財政面の視点での審議を行い慎重かつ能動的に法人運営が行われる仕組みが構築されている。

外部資金獲得において、科学研究費補助金の採択を重要視し、今後も申請数および採択件数を伸ばしていくこととしている。総合研究所では学外者による科研費セミナーを開催し採択のノウハウを学び、積極的に申請いただくよう支援活動を行っている。

また、受託研究・共同研究の実施にあたっては、企業側と大学側との間での契約締結が必須であり、研究成果として生じた知的財産やノウハウの帰属、秘密保持等について双方で十分合意していないと後々トラブルの素となることもあるため、この契約の部分は、研究者自身だけでは対応しきれない部分である。総合研究所では、知財管理事務担当者 1 名を配置する（他業務との兼務）と共に、農学分野を専門とする本学出身の弁理士 1 名を専門アドバイザーとして迎え、研究者のサポート体制を整えており、企業等との契約が適正かつスムーズ

に進められているという点で、受託研究・共同研究の推進に大きく寄与している。

(3) 問題点

今後の課題は、事業の目的に沿った予算の配分、執行が効果的に行われているかを評価する仕組みの確立である。教育研究活動と財政運営の両面を統合した法人運営機能のより一層の充実・発展を図っていくことが必要である。

また、資金運用体制の強化を目的に、2016（平成 28）年度に資金運用コンサルティング会社（株式会社格付投資情報センター）の助言のもと体制の整備を行った。また、今年度から資産運用を熟知した職員を採用し、第3号基本金引当特定資産の運用に対して新しい金融商品の枠組みを取り入れることでポートフォリオを刷新し、更なる運用益の向上を図っている。しかし、「運用計画承認時期が6月であること」及び「迅速な意思決定が行われていないこと」等により多くの運用ロスが生じている。資金運用に携わる教職員の権限と責任に見合った金融商品知識及び資産運用の経験が不可欠であるため、今後は法人全体での資金運用のレベルを向上させ、市場のスピード感を持った資産運用を行う必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学は、中期事業計画N2022及び中長期財政計画N2026のもとで事業計画運営、財政計画運営を行い、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図っている。現在の財政状況は事業活動収支差額比率のプラスを安定的に確保しているとともに、設定した各種財務指標や他の大学と比して、適切な財政運営を確立している。中期事業計画N2022 それに伴うN2026を着実に実行しつつ財政の主体性、健全性、安全性及び社会性を維持していくために入学定員の確保、退学者削減の施策、積極的な資産運用及び事務組織改革による業務の効率化、人件費・経費支出の削減に取り組むとともに、今後の課題である事業の目的に沿った予算の配分、執行が効果的におこなわれているかどうかを評価する仕組みの確立を通じて、教育研究活動と財政運営の両面を統合した法人運営機能のより一層の充実・発展を図っていくものである。

終章

本学は、建学の精神「人物を畑に還す」のもと、世界で活躍できる人材育成を堅持し、教育研究の理念「実学主義」を踏まえ、来るべき社会変革に対応する教育を実践し、有為な人材育成を果たすため、2019年度から4年間での達成目標を定めた第3期中期計画N2022（2019～2022）を策定した。

第2期中期計画N2018（2015～2018）の4年間は、1998年度農学部改組の第1次改革から20年を経て、第2次改革を取行するものであった。本学のあるべき未来を見据え、また、社会の要請に応えるため、生命科学部を新設しバイオサイエンス学科、分子生命化学科及び分子微生物学科の3学科を、地域環境科学部に地域創成科学科を、国際食料情報学部国際食農科学科をそれぞれ設置（2017年度）した。農学部においても、学部の再編を行い、生物資源開発学科及びデザイン農学科の2学科を設置（2018年度）した。生物産業学部においては、キャンパスの立地するオホーツクならではの教育研究をさらに推進するとともにそれに則した学科名称に変更（2018年度）した。さらに、学部学科の新設、既存学部学科の再編と共に、入学定員の学科再配分を行い、社会ニーズおよび18歳人口減少へ対応する教育組織を構築した。

これら一連の改革により、社会や受験者の多様な要請に応えうる組織に改組し、あわせて、世田谷キャンパス新研究棟や厚木キャンパス実験実習棟の建設に着手するなど、大学全体のインフラ整備、教育環境の充実も同時に進めてきた。この第2次改革を基礎とし、更なる社会の変化に即応した農学分野の拡大と教育研究の高度化を図り、地域や国家を越えた人類社会に貢献できる人材を養成し、社会の負託に応えていく。

また、これら教育・研究を推進していく上での土台となる組織経営基盤強化にも積極的に取り組み、特にガバナンス強化による組織力の強化、業務の効率化、財務基盤の強化など経営資源の基盤構築を積極的にはかり、将来を見据えた基盤の強化を進めている。

予測困難な時代に学生が何を学び身に付けることが出来るのかを真剣に考え、それらに対応できる教育・研究を実現するために、個々の教員の資質や経験のみに依存した教育手法から学生が主体的に学べる教育・研究組織へと変革していくことが本学の教育・研究の社会的使命である。第3期中期計画N2022を羅針盤とし、様々な課題に真摯に向き合い、2041年の創立150周年そしてその先にむけ前進する所存である。